



議案第 2 1 号	令和 3 年度与論町農業集落排水事業特別会計予算	68
議案第 2 2 号	令和 3 年度与論町介護保険特別会計予算	68
議案第 2 3 号	令和 3 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	69
議案第 2 4 号	令和 3 年度与論町水道事業会計予算	70
	特別委員会設置及び委員の選任について	71
同意第 1 号	固定資産評価員の選任について	72
散 会		73

## 第 2 日（3 月 1 2 日）

一般質問		78
沖野一雄君		78
林 敏治君		91
喜山康三君		102
林 隆壽君		115
大田英勝君		126
原 栄徳君		138
散 会		144

## 第 3 日（3 月 1 6 日）

議案第 1 8 号	令和 3 年度与論町一般会計予算	149
議案第 1 9 号	令和 3 年度与論町国民健康保険特別会計予算	149
議案第 2 0 号	令和 3 年度与論町と畜場特別会計予算	149
議案第 2 1 号	令和 3 年度与論町農業集落排水事業特別会計予算	149
議案第 2 2 号	令和 3 年度与論町介護保険特別会計予算	149
議案第 2 3 号	令和 3 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	149
議案第 2 4 号	令和 3 年度与論町水道事業会計予算	149
議案第 2 5 号	与論高等学校卒業生新生活応援支援金支給条例	152
議案第 2 6 号	与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	154
陳情第 1 号	「与論島からの急患搬送は、本人・家族の意思を尊重し、奄美ドクターヘリによる大島病院搬送と合わせ、沖縄ドクターヘリによる沖縄医療機関搬送を併用すること」について（総務厚生文教常任委員長報告）	156
議員派遣の件		158

閉会中の継続審査・調査について .....	158
閉 会 .....	159

令和3年第1回(3月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
3月5日	金	全員協議会 本会議(開会、施政方針、議案審議) 予算審査特別委員会(令和3年度事業予定箇所調査)
3月6日	土	休日
3月7日	日	休日
3月8日	月	予算審査特別委員会
3月9日	火	予算審査特別委員会
3月10日	水	委員会
3月11日	木	
3月12日	金	本会議(一般質問) 委員会
3月13日	土	休日
3月14日	日	休日
3月15日	月	予備日(議案整理日)
3月16日	火	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

# 令和3年第1回与論町議会定例会

第 1 日

令和3年3月5日

令和3年第1回与論町議会定例会会議録  
令和3年3月5日（金曜日）午前9時00分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 町長の施政方針説明

第5 議案第 2号 与論町児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例

第6 議案第 3号 与論町死亡獣畜処理センター基金設置条例

第7 議案第 4号 与論高等学校卒業生新生活応援支援金支給条例

第8 議案第 5号 与論町税条例の一部を改正する条例

第9 議案第 6号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第10 議案第 7号 与論町介護保険条例の一部を改正する条例

第11 議案第 8号 与論町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

第12 議案第 9号 与論町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例

第13 議案第10号 与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

第14 議案第11号 与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例

第15 議案第12号 与論町立認定こども園の運営に関する条例の一部を改正する条例

第16 議案第13号 令和2年度与論町一般会計補正予算（第9号）

第17 議案第14号 令和2年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

第18 議案第15号 令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

第19 議案第16号 令和2年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）

第20 議案第17号 令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

第21 議案第18号 令和3年度与論町一般会計予算

第22 議案第19号 令和3年度与論町国民健康保険特別会計予算

第23 議案第20号 令和3年度与論町と畜場特別会計予算

第24 議案第21号 令和3年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

第25 議案第22号 令和3年度与論町介護保険特別会計予算

第26 議案第23号 令和3年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

第27 議案第24号 令和3年度与論町水道事業会計予算

第28 特別委員会設置及び委員の選任について

第29 同意第1号 固定資産評価員の選任について

2 出席議員（10人）

1番 南 有 隆 君	2番 原 栄 徳 君
3番 林 敏 治 君	4番 林 隆 壽 君
5番 喜 山 康 三 君	6番 福 地 元一郎 君
7番 大 田 英 勝 君	8番 野 口 靖 夫 君
9番 沖 野 一 雄 君	10番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町 長 山 元 宗 君	副 町 長 久 留 満 博 君
教 育 長 町 岡 光 弘 君	総務企画課長 沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君	税 務 課 長 武 東 真 奈 美 君
町民福祉課長 田 畑 文 成 君	環 境 課 長 白 尾 与 志 一 君
農業委員会事務局長 久 野 泰 司 君	産 業 振 興 課 長 山 下 哲 博 君
商工観光課長 松 村 靖 志 君	建 設 課 長 町 本 和 義 君
教育委員会事務局長 田 畑 博 徳 君	教育委員会生涯学習課長 朝 岡 芳 正 君
水 道 課 長 仁 禮 和 男 君	与論こども園長 富 士 川 智 恵 美 君
茶花こども園長 富 千 加 代 君	那間こども園長 龍 野 勝 志 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 川 上 嘉 久 君	書 記 池 田 レ ミ 君
-------------------	---------------

開会 午前9時00分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） ただいまから、令和3年第1回与論町議会定例会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田豊繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、2番原栄徳君、6番福地元一郎君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（高田豊繁君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの12日間にしたい  
と思います。  
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日から3月16日までの12日間に決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（高田豊繁君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局  
長に朗読させます。  
なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表の  
とおり、関係常任委員会で審査をお願いします。  
事務局長。

○議会事務局長（川上嘉久君） 諸般の報告をいたします。  
教育長から教育委員会活動の点検・評価報告書、監査委員から令和3年1月分の  
例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告  
書については一部の写し）を配付してありますので、御一読ください。  
なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。  
また、議会だよりについては、12月の定例会の内容を特集した「よろんちょう  
議会だより第138号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業  
に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げ  
ます。



以上で報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 町長の施政方針説明

○議長（高田豊繁君） 日程第4、町長の施政方針の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。よろしく申し上げます。

令和3年第1回の与論町議会定例会の開会に当たり、新年度における町政運営の基本的方針及び当初予算の概要等について申し上げ、町議会議員並びに町民の皆様  
の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、昨年は、日本中が新型コロナウイルス感染症による未曾有の国難に直  
面した一年でした。本町においても2度のクラスターが発生し、住民生活に甚大な  
影響が生じました。特に、観光関連業や農林水産業をはじめとする分野において深  
刻な事態が長期化しており、世界的にも感染症の収束と克服に向けた見通しが立た  
ない状況が続いているところです。

このようなコロナ禍に揺れた昨年を顧みますと、町民の皆様には感染症拡大抑制  
のための外出や島外移動の自粛、各種行事等の中止や延期など、大変多くの要請に  
対しまして多大な御理解と御協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

また、全国の与論島ファンの皆様や帰省、お仕事等での来島を予定されていた  
方々へ対する来島自粛の要請についても、御理解、御協力をいただき感謝申し上げ  
ます。コロナの収束後においては、皆様方の御来島を心からお待ち申し上げます。

さらに、感染症が猛威を振るう過酷な環境の中で、献身的な努力をされておられ  
る医療関係者の皆様をはじめ、感染症対応に御協力をいただいた全ての方々に心か  
ら敬意と感謝を申し上げます。

このようなコロナ禍における本町の状況を踏まえ、令和3年度では、まずコロナ  
感染症対策と経済的影響の著しい観光関連業などの振興施策を重点的に取り組んで  
いかなければならないと考えているところです。

令和3年度の町政運営の基本方針は、「コロナ対策」「産業の振興」「福祉施策  
の充実」「災害に強い町づくり」「人材育成」「人口減少対策」を政策の柱に位置  
付け、各種施策事業を積極的に推進してまいります。

重点項目であるコロナ対策については、本年2月1日に新型コロナウイルスワク  
チン接種対策室を設置したところであり、接種体制の構築を早急に進め、速やかに  
町民への接種ができるよう取り組んでまいります。また、災害時避難所施設におけ  
るコロナ感染症対策用の備品整備や施設改修などを推進してまいります。

観光関連事業については、宿泊施設等のワーケーション環境整備事業などをもとに、長期滞在型の顧客需要の誘致に努めるとともに、世界自然遺産登録や沖縄復帰50周年を見据えた沖縄北部地域との交流促進などに取り組んでまいります。

コロナ感染症による経済対策としては、特に国・県の動向を注視し、必要に応じて関係機関と十分に連携を取りながらさまざまな分野における効果的な事業を推進してまいりたいと存じます。

令和3年度の大型ハード事業として、昨年度に引き続き、し尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業及び叶住宅整備事業を推進してまいります。給食センター整備事業については、令和3年度中に建設検討委員会を設置し、事業の具体化に向けた検討を進める予定にしています。

また、児童福祉対策においては、新たに児童発達支援センターを開設し、療育の充実強化に努めるとともに、医療福祉施策においては、将来の在宅訪問看護を見据えた医療・福祉人材の育成支援事業を実施してまいります。

その他、各分野の主要施設事業については後述いたします。

本町を取り巻く現状や今後の将来的展望についてみたとき、人口減少による産業や地域機能への影響、高齢者等介護の問題、救急医療や防災の充実、住宅不足、環境問題、航路・航空路の欠航・抜港問題など取り組むべきさまざまな課題があります。これらの諸課題に適切に対応していくために、重点項目をはじめとする各種の対応策を積極的に講じてまいります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、第6次総合振興計画策定を年度内で取りまとめることが困難な状況となり、令和3年度へずれ込んでいますが、各種施設事業の横断的・総合的な実施展開を図るため、その前提となる総合振興計画の策定に向け、コロナ禍の社会状況に配慮しつつ、取りまとめ作業の着実な推進に努めてまいりたいと存じます。

次に、令和3年度予算編成の概要について申し上げます。

まず、令和3年度の国の予算編成の基本方針は、医療提供体制の強化・検査体制の確保をはじめとする新型コロナウイルス感染症の拡大防止策とともに、成長力強化のためのデジタル改革・グリーン社会の実現や生産性向上と継続的な賃金底上げによる好循環の実現、安全・安心に向けた子供を産み育てられる環境づくり、防災対応の強化、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、重要な政策課題への対応に予算措置を講じ、財政健全化への着実な取り組みを進めつつ、メリハリの効いた予算編成を基本的な考え方としています。

このような方針に基づいて編成された令和3年度一般会計歳入歳出概算の規模は、106兆6097億円（対前年度比3.8%増）となっています。

地方財政対策として、地方公共団体に交付される地方交付税総額は17兆4385億円となり、対前年度比5.1%の増額となっています。

一方、県においては、新型コロナウイルス感染症対策、「稼ぐ力」の向上、デジタル社会の実現やカーボンニュートラル、地域づくり・人づくり、高齢者や女性、障害者、子供への支援策等のコロナ、産業支援、デジタルを3本柱とした予算編成としています。令和3年度一般会計当初予算は、前年度比0.5%増の8443億7500万円で4年連続のプラス計上となっています。奄美関係の主な予算としては、世界自然遺産登録に向けた取り組みや奄美群島振興交付金事業などに予算が重点化されています。

これらを踏まえ、本町を取り巻く社会情勢変化への対応とあわせて、基礎自治体としての本町における地域社会の機能維持・強化に係る必要な投資を着実に進めていくことも重要な課題であると認識しています。こうした観点から、本町の令和3年度一般会計当初予算につきましては、子ども・子育て支援事業、し尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業、住宅整備事業などの施策に重点化した予算編成となり、対前年比2.2%減の43億5927万7000円の規模となりました。

また、特別会計については、国民健康保険（事業勘定）事業、と畜場、介護保険事業、農業集落排水事業、後期高齢者医療事業の合計で、前年度比4.5%増の15億1856万7000円となっています。

水道事業会計については、前年度比3.4%減の1億7125万6000円となっています。

これらの一般会計、特別会計、水道事業会計をあわせた予算総額は60億4910万円で前年度に比べて0.6%の減額となっています。

次に、一般会計を中心に、歳入歳出予算の概要について御説明申し上げます。

#### 1 主な歳入予算について

まず、一般会計歳入予算のうち、基幹的収入である町税は3億2108万6000円で、前年度比1209万1000円の減となっています。

地方交付税については、19億7023万8000円と前年度より1802万3000円の増額で計上しています。

国庫支出金については、6億513万9000円と前年度より118万6000円の減額、県支出金につきましては、3億3222万1000円で前年度より2367万8000円の減額となっています。

町債の総額は5億7690万円で、前年度より7150万3000円の減額となっています。

なお、予算編成の過程で生じた財源不足については、財政調整基金から2億

312万9000円を繰り入れています。

## 2 歳出予算における主な事業等について

次に、一般会計歳出予算のうち、主要な施策・事業について説明を申し上げます。

まず、民主費の障害者福祉費1億6028万9000円、子ども・子育て支援事業費2億679万1000円、衛生費のし尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業費2億9224万5000円、土木費の地方道路交付金事業費1億3621万8000円、住宅管理費の1億8229万3000円、消防費の常備消防費1億3730万5000円などを計上しています。

なお、町債の元利償還に係る公債費につきましては、対前年度比で17.4%増の6億2385万8000円となっています。

次に、新年度の具体的な施策・事業等について、分野ごとに御説明を申し上げます。

### 第I 保健・福祉・医療

老若男女全ての住民が健康で生き甲斐を持ち、誰もが安心して暮らせる活力ある健康と福祉のまちを目指して、保健・福祉・医療施策の推進事業を実施してまいります。

また、引き続き新型コロナウイルス感染症対策の周知徹底に努めるとともに、ワクチンの迅速かつ適切な接種体制を整え、町民の健康及び安心な生活実現に努めてまいります。

#### 1 保健衛生について

##### (1) 健康づくりの推進

- ① 町民の健康づくりに関する長期ビジョン「健康よろん21（第2次与論町民健康づくり計画）」に基づく、健康づくり事業・施策の継続実施
- ② 各種がん検診の実施及び受診率向上対策の推進によるがんの早期発見と早期治療及び予防対策
- ③ 各種団体との連携による「健康フェスタ」を開催し、町民の健康と福祉の向上に向けた啓発活動の展開
- ④ 「8020運動」の推進による妊娠期から高齢者までの歯科口腔保健対策事業の継続実施

##### (2) 母子保健の推進

- ① 子ども・子育て支援事業計画に基づく子育て世代包括支援センターの充実・強化
- ② 島外における妊婦健診・出産の際の宿泊費及び交通費に対する公費助

#### 成制度の継続実施

- ③ 妊婦健診に対する公費助成の継続実施
- ④ 母親学級の開催、乳幼児健診及び健診後の各種相談や教室の継続実施
- ⑤ 医療支援を必要とする未熟児に対する養育医療費の給付継続
- ⑥ 島外での特定不妊治療を受診する際の宿泊費及び交通費に対し、離島地域不妊治療支援事業による公費助成の継続実施

#### (3) 感染症対策の充実

- ① 新型コロナウイルス感染症対策の継続実施並びにワクチン接種の迅速かつ適切な実施
- ② 結核検診を実施し、早期発見・早期治療を行うとともに感染症情報を把握した予防の実施
- ③ 定期予防接種費用に係る町費助成の継続実施
- ④ 感染症発症後の対策

#### (4) 火葬場に係る業務管理及び運営の円滑化

- ① 管理・運営に係る委託業務体制の安定的・継続的充実
- ② 共同墓地整備検討委員会の設置

### 2 医療・介護・福祉について

#### (1) 国民健康保険事業（事業勘定）・後期高齢者（長寿）医療制度の健全運営

- ① 医療費及び保険給付費の適正化・軽減を図るため、国民健康保険事業計画に基づいた事業の継続実施
- ② 国保加入者を対象にした特定健康診査（生活習慣病）及び特定保健指導（健診結果に基づく保健指導）の充実
- ③ 後期高齢者医療広域連合と連携した後期高齢者（長寿）医療制度の円滑な運営及び事業推進
- ④ 高校生までの子ども医療費の一部無償化による子育て世帯に対する子育て環境支援の推進
- ⑤ ひとり親家庭医療費助成制度の継続実施
- ⑥ 医療・介護福祉人材育成支援事業の実施

#### (2) 与論町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づいた高齢者福祉の増進

- ① 老人クラブ等の運営活動の継続支援
- ② 敬老者に係る施策事業の継続実施
- ③ 独居老人及び災害時要援護者等に対する支援の充実

- ④ 介護給付費の適正化及び介護保険事業の健全運営
  - ⑤ 地域包括支援センターにおける高齢者等の支援活動の強化
  - ⑥ 介護予防日常生活支援総合事業の推進
  - ⑦ 在宅医療・介護連携・生活支援体制整備・地域ケア会議等の推進
  - ⑧ 認知症総合支援事業の推進
  - ⑨ 敬老バス無料乗車券及びタクシー乗車助成券による高齢者の交通弱者支援
- (3) 障害者福祉の推進
- ① 与論町第2期障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の推進
  - ② 障害者相談支援事業及び障害福祉サービスの提供体制の充実
  - ③ 障がい者等福祉施設等入所等面会旅費補助事業及び重度障がい者（児）島外医療機関通院旅費補助事業の継続実施
  - ④ 重度心身障害者医療費助成制度の継続実施
- (4) 児童福祉の充実
- ① 幼児教育及び保育を一体的に行う「認定こども園」運営の充実強化（合理的な運営を目指す再編の推進）
  - ② 町子ども・子育て支援事業計画に基づく保育の受入体制の適正化、保育の質的改善の推進
  - ③ 「町子育て支援金条例」に基づく、少子化対策及び出産奨励のための施策事業の継続実施
  - ④ 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当などの支給
  - ⑤ 3歳から5歳までの全ての子ども並びに3歳未満の住民税非課税世帯の子どもに対するこども園保育料の無償化、及び給食の副食費無償化を継続実施
  - ⑥ 児童発達支援センター開設による、療育の充実強化
- (5) その他の福祉施策
- ① 生活困窮者の自立支援の推進
  - ② 国民年金施策の推進
  - ③ 障害者等並びに乳幼児及び在宅寝たきり老人等の中で、常時紙オムツを使用する者に対し、オムツ廃棄用ごみ袋を支給
  - ④ 与論町いのち支える自殺対策計画の推進

## 第Ⅱ 産業の振興

### 1 農業生産基盤の整備について

豊かで住みよい農村づくりを推進するため、令和3年度も引き続き町民の御理解と御協力を得ながら、効率的な農業生産の確保に努め、農業農村整備事業を実施してまいります。

- ① 県営海岸保全整備事業（高潮対策）ハキビナ地区の継続整備
- ② 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）朝戸地区の継続整備
- ③ 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）那間北地区の継続整備
- ④ 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）那間南地区の継続整備
- ⑤ 多面的機能支払交付金事業の実施

## 2 農業の振興について

日本の農業を取り巻く環境は、貿易自由化に伴う農畜産物の輸入攻勢、産地間競争の激化、担い手不足などに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本経済の縮小と混乱から消費や流通が大きな変革を迎える中で、これからの農業のあり方についても対応が迫られています。

このような中であって、本町の農業もさまざまな危機に直面する可能性があります。予断を許さない状況ではありますが、未然の対応を心がけた情報収集に努めるとともに、国・県への働き掛けを継続し、安定産地としてのブランド化、リレー出荷など「競争力のある強い産地づくり」を目標に、さとうきび、畜産、輸送野菜、花き、果樹を重点品目とする複合経営の推進を継続してまいります。

### (1) さとうきびの振興

毎年、台風や干ばつ等の気象災害の影響を受けますが、国・県の支援を受け、さまざまな取り組みにより、近年回復傾向にあることから、引き続き増産計画に基づきさとうきびの振興に努めてまいります。

#### ① 経営基盤の強化

認定農業者・担い手農家の育成や農地情報を有効活用した農地集積等を含めた経営規模拡大に対する支援、生産安定対策として積極的な水利用の推進、堆肥及び緑肥など土壌改良資材を利用した土づくりによる生産性向上、適期管理作業等を含めた機械化一貫体系を行える受託組織の育成

#### ② 生産技術対策

地域特性やほ場条件に適した品種の選定及び普及、調苗班の育成、病害虫防除対策

### (2) 園芸の振興

- ① 輸送野菜の生産拡大・品質向上のためのさといも優良種子導入及び自

家種芋確保対策、トンネル施設並びにパイプハウス等の資材導入、植付作業委託費等の一部助成

- ② 生産技術及び生産体系確立のための各種講習会や研修会等の実施
- ③ 農林水産物輸送コスト支援事業等による輸送費支援
- ④ 果樹及び特産作物などの生産振興並びに新技術・新品目導入の検討
- ⑤ 新型コロナの影響に対応するための積極的な取り組みと支援

(3) 畜産の振興

子牛の市場平均価格は、新型コロナの影響により不安定であるものの比較的高値を維持しており、引き続き農家経営の安定や防疫対策の徹底による畜産振興に努めてまいります。

- ① 優良飼料作物種子導入助成による低コスト飼料の確保と自給率の向上
- ② 衛生環境の充実を図るため、堆肥舎整備への一部助成及び環境資材導入費の一部助成や敷料供給による畜舎環境の改善並びに防疫対策の徹底

(4) 担い手農家の育成と確保

- ① 担い手農家・認定農業者の所得向上、経営改善を図るための各種研修会の実施
- ② 新規就業者の確保と育成支援の実施

(5) 人・農地プランの実質化

将来懸念される農業問題の解決に向けて、人・農地プランの実質化を推進し、持続可能な農業集落の実現を図ります。

(6) 環境保全型農業の推進

- ① 堆肥センターの良質堆肥及びI P M技術を活用した環境保全型農業の推進
  - ② 有機認証農家やエコファーマーの育成及び農林水産物認証取得の推進
- ※ I P M技術

総合的病害虫・雑草抑制管理技術（化学農薬に頼らない技術）

(7) 耕地防風林の造成推進

- ① 防風林用苗木代の一部助成

3 水産業の振興について

漁業者の高齢化や水産資源の減少など依然として厳しい状況にある中、離島漁業再生支援交付金を活用した諸事業を実施するとともに、農林水産物輸送コスト支援事業及び水産物流通支援事業の活用による漁家の経営安定及び販路拡大を図ってまいります。

4 特産品開発の推進



島内で生産される資源を有効活用するとともに、消費拡大と「食」を活用した産業の多角化を図り、観光産業などの島内経済への波及効果を高めます。

また、原料の確保や販路開拓が重要であることから、栽培技術・品目導入といった生産体制、商工業と連携した体制づくりに取り組みます。

- (1) 農水産物の6次産業化による消費拡大
- (2) 補助事業導入による特産品開発の促進
- (3) 特産品開発支援センター利用推進による新規事業者育成及び加工技術、並びに品質管理技術の向上
- (4) 特産品開発・販路拡大のための各種業界交流の振興

## 5 治山・海岸保全事業の推進について

平成27年度から実施されているハキビナ海岸防災林造成事業の継続整備と平成28年度から実施されている海岸保全施設整備事業（高潮対策事業）の推進に努めてまいります。

## 6 漁港の整備について

茶花漁港物揚場の改修を行い、漁業従事者の安全確保と施設の機能保全を図ってまいります。

## 7 商工観光業の振興について

町内の商工観光業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や本町における2度のクラスター発生等による長期間の来島・行動の自粛等により、商工観光業を中心とした島内経済は大きな打撃を受けました。このことから、地方創生推進交付金や奄美群島成長戦略推進交付金等の各種補助事業を有効に活用しながら、いち早い経済回復に向けた施策を展開してまいります。

### (1) 商工業の振興

利用客が安心して利用できるよう、引き続き飲食店等への感染防止対策の推進・支援を実施するとともに、商工会への支援を通じて新たなサービスや雇用機会の創出、中小企業支援施策についても継続して進めてまいります。

また、消費生活相談員による消費者支援体制の強化についても、継続して取り組んでまいります。

### (2) 観光振興事業の実施

世界自然遺産登録や沖縄復帰50周年を見据え、国頭村等の沖縄北部地域との連携・交流促進によるイベントの開催や周遊観光ルートの構築、メディアを活用した情報発信の実施。

- ① G S T C（持続可能な観光の国際指標）を活用した持続可能な観光地づくりの推進及びその中核となるヨロン島観光協会の体制強化
  - ② 各種補助事業を活用した大金久地区の観光施設整備及び施設等の指定管理委託による管理・運営態勢の充実
- (3) 誘客対策の実施
- ① 各種メディアの誘致・受入やユーチューブ広告・SNS等を活用した効果的なデジタルマーケティングの実施
  - ② 航空・船舶会社や旅行会社との連携・協力によるツアー造成等誘客活動の推進
  - ③ 鹿児島県観光連盟や奄美群島観光物産協会、沖縄観光コンベンションビューローとの連携によるスケールメリットを生かした誘客活動の展開
  - ④ ヨロンマラソン記念大会や感染リスクを軽減した新たなイベントの開催による情報発信や誘客の促進
  - ⑤ ワークेशन等を活用した長期滞在型観光の推進
  - ⑥ 星空ツーリズム、エコツーリズム等、感染リスクを軽減した新たな観光コンテンツの推進及び受入態勢の整備
  - ⑦ ウェルネスツーリズムやボランティア体験を目的とするツアー造成による新規顧客層の開拓
- (4) 受入態勢の充実
- ① 来訪客や島民が安心して来島や受入ができるよう、商工観光事業者や観光施設等の感染防止対策の徹底及び情報発信
  - ② 民泊受入や体験プログラム造成等の着地型観光の推進
  - ③ 既存の宿初施設の高齢化・老朽化対策及び新たな宿泊施設の開業支援・誘致等による受入態勢の強化
  - ④ インバウンド受け入れのための態勢整備の推進
  - ⑤ 与論島の最高の観光資源である「自然」と「人」を活かした観光「ゆんぬツーリズム」・「ヒューマンツーリズム」の推進

### 第Ⅲ 生活基盤の整備

#### 1 道路・交通等について

交通基盤の整備につきましては、町民生活の利便性の向上や各種産業振興を図る上で必要不可欠であることから、次の事業を行ってまいります。

##### (1) 町道

- ① 社会資本整備総合交付金事業窪舎1号線無電柱化整備（継続事業）
- ② 社会資本整備総合交付金事業前浜地区道路改良舗装整備（継続事業）

- ③ 社会資本整備総合交付金事業上田線道路改良舗装整備（継続事業）
  - ④ 西幸名波線改良舗装整備
  - ⑤ 船倉茶花線排水路整備
  - ⑥ 町道の部分改修や路肩法面・路面補修等の維持管理と点検、整備
  - ⑦ 町道等の改良整備に伴う適切な登記嘱託事務の促進
- (2) 県道
- ① 空港茶花線（立長工区）の改良舗装整備（継続事業）
  - ② 与論島循環線那間地区（池田商店前）改良舗装整備及び未改良区間の事業化推進
- (3) 茶花地区排水路対策
- 令和2年度に引き続き茶花信号機付近の湛水対策として、ウプインジュの一部を改良する事業計画及び上流域からの流入を抑制する対策を進めてまいります。
- (4) 無電柱化の推進について
- 鹿児島県無電柱化推進協議会において県や関係機関と協議し、無電柱化の計画的かつ円滑な推進に努めてまいります。
- ① 空港茶花線（旧田畑美軒前）～与論島循環線（茶花小）～役場新庁舎区間の無電柱化整備（継続）
- (5) 港湾・空港
- 県と連携し、与論港における運航船舶や旅行者及び荷役作業等の安全性や利便性、円滑化が図られるよう、港湾施設の整備を推進してまいります。
- また、与論空港については、空港施設のより一層の安全性が図られるように努めてまいります。
- ① 与論港岸壁面及び臨港道路改良
  - ② 与論港における安心安全な港湾施設の整備推進
  - ③ 与論空港における、要改善箇所の改修や空港の安全利用のためのエプロン拡張の推進
  - ④ 与論港コースタルリゾートの飛砂対策の継続
- 2 住宅の整備について
- 町内の公営住宅の需要や町営住宅の老朽化に対応するため、民間賃貸住宅の需給状況等を考慮しつつ、町営住宅の整備及び空き家対策を推進してまいります。また、民間資金を活用した整備についても検討してまいります。
- (1) 叶住宅整備事業
  - (2) 住生活基本計画の策定

### 3 水道事業について

水道事業については、公営企業として経営の安定を図るとともに、安心安全な水道水の安定供給に向けて、次のことに取り組んでまいります。

- (1) 送水施設インバーター更新
- (2) 淡水化施設の保守点検の継続実施
- (3) イオン交換膜の洗浄、取替の実施
- (4) 水質検査の定期的な実施
- (5) 漏水調査の徹底による有収率の向上
- (6) 建設改良工事による老朽管路の更新
- (7) 非常用発電機、水中ポンプ等の更新及び修繕
- (8) 未収金対策の実施

### 4 農業集落排水事業について

- (1) 公営企業会計への移行準備
- (2) 機能強化対策事業の推進
- (3) 施設機械の点検整備の充実
- (4) 放流水質の適正管理による環境汚染の防止
- (5) 加入率の向上

### 5 環境保全について

- (1) ごみ処理
  - ① 適正なごみの分別意識の向上や不法投棄防止の啓発
  - ② リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3R運動」の推進によるごみの減量化
  - ③ 廃棄物処理施設の適正管理
- (2) し尿処理

し尿・浄化槽汚泥処理施設建設工事を円滑に進めるとともに、合併処理浄化槽の年次的整備を実施し、住環境整備と水質保全を図ってまいります。
- (3) 美ら島づくり

花と緑豊かな島づくりのため、自治公民館等と連携し、島ぐるみの取り組みになるよう花苗の提供や、南国らしい自然と調和のとれた緑化推進を図ってまいります。

### 6 消防防災・防犯・交通安全について

- (1) 消防防災
  - ① 広報活動や防災訓練等による町民の防災意識高揚の推進
  - ② 自衛隊訓練の誘致

- ③ 感染症対策を講じた避難所運営
- ④ 各自治公民館の自主防災組織と連携した防災訓練の実施
- (2) 防犯
  - ① 防犯灯の維持管理等
  - ② 警察及び与論町嶋中安穩協会との連携した啓発活動の展開
- (3) 交通安全の推進
  - ① 警察、県交通安全協会与論地区協会等の関係機関と協力した各種啓発活動の展開

#### 第Ⅳ 教育・文化

本町の教育は、日本国憲法及び教育基本法の理念や新学習指導要領の趣旨を踏まえ、県の教育方針、与論町教育大綱に基づき、グローバル化、少子高齢化、高度情報化など変化の激しい社会に即応できる能力の伸長を図り、心身ともに調和のとれた人間の育成に努めます。

また、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標とし、「個性が輝き 島が輝く 誠の教育」をキャッチフレーズに「夢や希望をもち、粘り強く学び、困難を乗り越え、たくましく生きる人間の育成を目指す」教育を推進します。

そのために、教育委員会の活性化を図り、1「豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」、2「社会の変化に対応できる力を育む教育の推進」、3「信頼される学校づくりの推進」、4「地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進」、5「生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興」を重点施策として掲げ、教育行政の充実を図ります。

##### 1 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

変化の激しい社会を共に助け合い生き抜いていく上で必要な、他人を思いやる心や感動する心、夢や理想をもち、粘り強く学び続ける人間の育成に努め、豊かな人間性の礎となる体力・気力を醸成する教育を推進します。

##### 2 社会の変化に対応できる力を育む教育の推進

子供たちが変化の激しいこれからの社会に適切に対応して生きるために、主体的・対話的で深い学びを充実させ、学力における基礎・基本を確実に身につけさせるとともに、自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する能力や表現力を伸ばす教育環境整備を推進します。そのために、地域一体となった海洋教育を推進し、今後の与論町の魅力ある教育の基盤となるようにします。

学力面では、特に個別指導や自主学習の推進を図り、新学習指導要領の趣

旨に基づく学びに向かう力の醸成に努めます。

また、本町で継承されている伝統文化を尊重し、それらを育ててきた郷土や国を愛し、誇りにする態度を養うとともに、望ましい勤労観・職業観を身につけさせます。

さらに、情報教育や環境教育などの社会の変化に対応した教育、特別支援教育など一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実に努めます。

### 3 信頼される学校づくりの推進

信頼される学校づくりのために、保護者・地域住民から学校教育に対して幅広く意見を聴き、意見交流が行える開かれた学校づくりを推進します。また、教職員の資質向上に努め、学校運営を充実させるとともに、PTA活動の活性化を通して保護者・地域との連携を深め、安全・安心な学校づくりを推進します。

新給食センター整備については、令和3年度に新学校給食センター建設用地検討委員会で建設用地を決定し、令和4年度に基本設計、令和5・6年度に建設・備品整備を行い、令和7年度の稼働開始を目指します。

さらに、那間小・茶花小学校建設検討委員会（仮称）を設置し、統廃合も含めて検討します。

また、こども園、小学校、中学校、高等学校が連携を緊密にし、幼児教育、学校教育、家庭教育が一貫して推進が図れるようにします。幼児、児童生徒の健やかな成長を促進するために関係機関との連携を推進します。

少子化に伴う学級減に歯止めをかけ、中学校・高等学校全学年2学級維持や一人一人の進路実現につなげる魅力ある学校づくりを行うために、与論町ふるさと留学制度の工夫・改善と交流体験事業の充実に努めます。

### 4 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

人づくりは、保護者はもとより、地域が担う役割が大きいものです。本町は、PTA活動が活発であり、体育・スポーツ、伝統・文化的な地域行事も受け継がれており、子供を「島の宝」として地域で育てる風土が残っています。

スポーツ、文化活動等に関わる関係団体・機関、連盟、PTA活動の活性化と充実を図り、体育・スポーツ、伝統・文化的な地域行事を通して、地域全体で子供を守り育てるための取り組みを推進します。その一つとして、地域運動部活動の取り組みを始めます。

### 5 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

町民が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわ

たつて、あらゆる機会にあらゆる場所でスポーツや文化等について学べる環境づくりを目指します。

スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に必要なものです。多くの町民に、スポーツ施設を利用していただけるよう利用促進に努めます。

郷土の伝統文化や文化財を守り育て、さまざまな芸術に親しむことは、豊かな心の育成や地域創造につながることであり、一層の文化の振興、文化財保存・伝承活動の充実に努めます。

なお、与論城跡の国指定文化財に向けた調査事業を継続し、一層の町民への啓発活動に努めます。

## 第V 町政運営の推進体制

町政運営の推進体制については、主な事項として次のことに取り組んでまいります。

### 1 行政改革等について

- (1) 効率効果的な組織体制と意思決定や合意形成機能の強化
- (2) 定員適正化と組織改革・人材育成
- (3) 働き方見直しと事務の改善
- (4) 「与論町行財政改革大綱」の策定

### 2 財政改革について

- (1) 縮小社会に適応する公共施設の最適化
- (2) 効果的、効率的な公共施設の利活用の推進
- (3) 資産の処分促進と有効活用
- (4) 自治体の自立と発展の根幹をなす財政の健全化
  - ①財政規律の確立と定着
  - ②歳入の確保
  - ③歳出削減の徹底

### 3 住民参加の体制強化について

- (1) 週報やホームページ等の情報公開による外部意見の収集及び提言等の反映
- (2) まちづくり懇談会の実施
- (3) 自治公民館連絡協議会との連携
- (4) 社会的課題を解決するための民間企業、NPO、多様な主体との連携

むすびに、以上、令和3年度の町政運営に係る基本的方針と当初予算の概要等について御説明を申し上げます。

町議会をはじめ、町民の皆様方の一層の御理解と御指導・御鞭撻を衷心より重ね

てお願い申し上げまして、令和3年度の施政方針とさせていただきます。長々とありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 町長の施政方針の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時06分

再開 午前10時15分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第5 議案第2号 与論町児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第5、議案第2号「与論町児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第2号、与論町児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行うなど地域の中核的な療育施設を整備し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行うことにより、児童福祉の充実を図るため提案するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） このセンターを設置する理由について、簡単に御説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） これは、那間こども園が新年度から廃止をいたしまして、2園体制にするとともに、旧那間こども園に、与論こども園でこれまで実施していました療育センターを移しまして、今まで療育センターというのは一応療育の形は取っていますが、児童発達支援センターという福祉型のちょっとレベルアップと申しますか、そうすることによって加算が付くと申しますか、そちらのサービス



量もまた変わってきますし、中身を施設においてもまた人員についても充実させることによって、児童発達支援センターとして格上げする形になるものです。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 教育長にお尋ねします。このような形で、いわゆるこの頃の子供たちを普通の保育所といいますか、こども園から切り離して全く別の位置にするということに関して、教育的な視点からどのようにお考えでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） お答えします。

将来的なビジョンとしては、なるべくそばにあった方がいいという判断も検討の中で行って、1園にするときには、その相互の職員がお互いに見られるような形に持っていくのが望ましいが、という上での今回独自に丁寧にも保育するという視点では、この3施設の活用も非常に子供たちが狭い場所になるよりも、このことが望ましかろうという判断の上で行っていますので、理想的な将来設計の中においては、同じ園の中でその場所を広々ととって、協力体制に持っていくのが望ましかろうというふうに現時点では考えています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 前もいろいろな学校の統廃合の件で、いろいろこのことについては話していますが、今の社会は御存じのように健常者と障害者と全く分けて、もうそれぞれいわゆる世代を断絶したり、お年寄りや老人ホームへ行けとか、そういう社会ではなくて、健常者もそういう全てが一緒の形で支え合ってやれる社会構築のためには、やはり今教育長がおっしゃったような形の新たなやり方を考えなくてはいけないのではないかといつも思っているのですが、差し当たって場所が狭いからということでお受けしているのですが、やはりここに通う子供たちも、お兄さんやお姉さん方といろいろ交流ができるということは、非常に大きな財産になるのではないかと。是非、この辺は早急に統合した形で持っていけるように何とかしていただきたいと、一応それを要望して終わりますので、よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 私は、この条例に反対するものではありませんが、中身の文言について少しお聞きをしたいと思います。

まず、第4条の休所日について、「日曜日及び月曜日」とあるが、なぜ月曜日なのかということ。それから、第8条の（2）の「その他、町長が適当と認めた者」の「適当」という文言が「必要」という文言ではないのかという質問と、それから第9条、「ほのぼのの定員は、16人とする」その16人の根拠を教えてくださいたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 月曜日を休みにするということにつきましては、これは午前中が児童発達支援、そして午後はまた放課後デイと申しまして、小学生の子供たちとか、小中学生の子供たちが通うのですが、その子供たちが通いやすいのが土曜日が一番多いものですから、なるべく土曜日を開業して、その代わり職員にとっては、できればやはり日曜日、月曜日と二日連続の休みを取れる体制がいいのではないかということで、日曜日、月曜日を休みという形にしています。

第8条の「その他、町長が適当と認めた者」、これにつきましては、子供たちにもいろいろな子供によってもケースバイケースございますので、その子供によって必要と思われる子供さんを認めるといった形になると思っています。

あと、ほのぼのの定員が16人とございますが、やはりどうしても手がかかる子供さんもいらっしゃいますので、多くするというわけにはいかない部分もございまして、施設的には十分大きな施設なのでいいのですが、同時に集まった場合の16人という形をとっている状況です。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 第4条の月曜日の休所日というのはわかりました。利用者の便宜を図るためということですよ。であれば、普通のこども園もやはりそれに該当するのではないかと私は思うのですが、その点はまた検討してください。よろしくお願いします。

それから8条については、適当と認めるというのは、やはり幅を広げたいいろいろな方々がいらっしゃるから、こういう文言を使ったということによろしいですか。必要ということで限定するのではなくて、いろいろなそういう局面があるということで使ったということでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 必ずしもこれは障害者という意味合いではなくして、グレーゾーン的な部分、丁寧な保育をしていく部分といったことも含めて、広げるような形も含めて、町長が適当と認めた者という形をとっているものと思っています。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） わかりました。第9条の16人というのも、それは職員の人数から出したその人数ということですね。受け入れ人数ということになりますね、16人というのは。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 職員の人数でもございますが、またその療育という形

は、やはりこども園とちょっと若干違いまして、どうしても手がかかっている部分  
がございまして、そういった面でほかの施設等につきましても16人体制のところ  
が多いと思って、この人数にさせていただいています。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） この施設というのは、やはり今の与論町の現状を見てみると、  
必ず必要であり、またこの施設を充実した活動をするということは、大変これから  
の子供たちを守るあるいは育てるということにつながりますので、是非これはまた  
大きな活動として充実させていただきたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） この16人と申しますのは、登録につきましてはもっ  
とできるのですが、同時に子供たちが揃った場合の16人体制ということですので、  
16人以上はもう入れないという考えではございませんので、その点は誤解のない  
ようにお願いします。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 16人以上受け入れると職員が足らなくなると、そういうこと  
なのかなと思って質問したのですが、そういうことであれば、もし職員の対応がで  
きないということであれば、また職員増というのも考えなければいけないというこ  
とで質問したところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長、今のところを明確に答弁お願いします。

○町民福祉課長（田畑文成君） 先ほどもございましたが、こども園の子供たちとの交  
流も大事なことですので、将来的には1園にしていく中で、1つのところにまとめ  
ていった方がいいとは思っているのですが、今現在として施設が結構使えるスペー  
スもございますので、那間こども園を使わせていただきますが、その分またできれ  
ば交流ができるように、子供たちに機会をつくって、ほかのこども園に交流させる  
機会をつくるとか、そういったことも進めてまいりたいと思いますので、16人体  
制と先ほど申し上げましたが、登録につきましては、16人以上登録はできますの  
で、そういった中でただ同時に集まった場合が、制限的なことも加えないと、なか  
なか職員が見きれないということもございますので、その点、今後のまた職員体制  
につきましては、随時見ながら進めてまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会  
付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、与論町児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、与論町児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第6 議案第3号 与論町死亡獣畜処理センター基金設置条例

○議長（高田豊繁君） 日程第6、議案第3号「与論町死亡獣畜処理センター基金設置条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第3号、与論町死亡獣畜処理センター基金設置条例の提案理由を申し上げます。

本条例は、与論町死亡獣畜処理センターの施設及び車両の更新準備のための基金設置に必要な事項を定めるものです。

現在、施設の老朽化に伴う修繕が多発しており、施設の建て替えが急務となっていますが、建て替えには多額の費用がかかることが見込まれており、財源の確保が喫緊の課題となっています。この問題につきましては、関係機関一体となって取り組んできたところですが、現在、補助事業等もなく施設更新の目途が立たない状況です。そこで、近い将来の施設更新を確実なものとするため、本条例によって基金を設置し、施設及び車両の更新のための積み立てを開始してまいります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 2点お伺いたします。この条例の設置に関しては、私は反対ではありません。反対ではないのですが、それについて我々が所属している環境経済建設委員会で取り上げられていますので、ここで黙っておくわけにはいかない関係で、ひとつ担当課長または町長にお伺いするわけです。

まず第1点は、畜産農家の方々の御意見を恐らく参考にして、これは設置しようと考えられたのだらうと思います。その意見がいくらかあるのであれば、それをお聞かせいただきたいというのがまず1点。

もう1点は、町長の趣旨説明の中で、補助事業がないためにこれはどうしても今のうちに基金を設置して貯めていかなければいけないという趣旨説明であったわけなのですが、それはそのとおりなのです。そこで、私が2点目にお聞きしたいのは、これだけのことをするためには、恐らく基金を設置したとしても、畜産農家の方々の拠出金では恐らく財源が足りないと思います。そうした場合に、これは町長としてまたは担当課長として、これは補助事業がないからこのままではなくて、これは奄美群島全体の問題なのです。これは与論島だけの問題でもありません。ですから、町長としては奄美群島の市町村長と1つになって話し合っ、何とかこれを国の補助事業あるいは県の補助事業に乗っけていけないかということ、町長がまずやるべきではないかというのがまず第1点。そしてその2点目には、これはもう必ず遅くとも、あと3年ぐらいのときにはもたないと思うのですよ、もう。ぶつつぶれてしまうのです。だから今一生懸命山下課長が輸送コンテナでもってそれを予備という形でやろうとしておられますが、これはもう私は認めます、御苦労さまだと思います。それはいつまでも続くものではないのですよね。続かないからこれをしようということなのです。そこで考えるときに、山下課長が常に言っておられるのですが、これの基金を設けて、やはり奄振の一括交付金あたりの補助事業をお願いして、何とかれっきとしたものをつくれればいいなということで、今一生懸命努力しておられる気持ちもわかります。

そこで町長にお聞きしたいのは、その2点目、今後どのようにしてこの基金を充実させていくお考えなのか。その2点目をお聞きいたしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。今のところ、その補助事業、対象がなかなか見つからないということでお聞きしておりまして、今後これにつきましては、担当課と協力をしながら、あるいはほかの島でもやはりみんな困っていることだと思いますので、奄振事業やあるいは県の補助がないのかということ、今後探ってまいりたいと思いますし、できるだけ町だけではなくて、そういう基金を活用した

施設にしていければ、将来的に産業の振興を図れるような、そういうきちんとした施設にしていければと思っていますので、今後そのことについては皆様方の協力をいただきながら、一緒にみんなで探ってまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

この基金の設置につきましては、先般、与論町和牛改良組合の通常総会の第3号議案で決定いたしました。いろいろその事業新設に当たっては、相当な財源が必要であると、しかしながらやはり地元負担も必要であるので、積み立ててまいりたい。一応5カ年を目途に基金としては設置するわけです。ところが、その残りを一般財源というわけにはまいりませんので、できる限り国の補助事業、県の補助事業を探ってもなかなか見当がつかない。また、奄美群島の一括交付金、奄振事業の導入を検討しながら、なるべくこの事業でやってまいりたいということで、今奄振担当とも相談をしているわけです。この奄振事業につきましては、今回コンテナの事業の導入、来年度は清掃センターの車の導入、そういったものを計画的に進めていって、令和4年度ぐらいに奄振事業で導入できればなというふうに、今事務局、私どもと一緒に相談をしているところです。積み立ての試算については、競り市市場での1頭当たり1,500円、そして死亡獣畜処理センターの利用農家の利用負担に加えて、1頭当たり成牛が2万円、子牛が1万円、胎児が5,000円ということで積み立てていこうということで、和牛改良組合の通常総会で了解をいただいているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 大体わかりましたが、町長にもう1点お伺いしたいと思います。今の課長の説明でも、一生懸命やっておられる気持ちは十分くみ取れましたが、私が今ここでなぜ質問しているかといいますと、これは今に始まったことではなくして、これはもう3年ほど前から始まっているのです。というのは、この財源なのです。先ほどから町長が趣旨説明の中で言われました、その補助事業がないと、国にも県にも。そうしたらどうするかといったら、今は畜産農家の方々が貯蓄、基金積み立てをしたとしても財源が足りませんよね。今奄振一括交付金の中からお願いするにしても、それは出せるのか出さないのかはつきりまだ定まっておられません。そういうことならば、何を言いたいのかといいますと、やはり市長村長会あたりで、今からそういう問題を取り上げられて、これは与論町だけの問題ではないんだと、沖永良部、徳之島、奄美群島全体の問題だから、我々一括交付金をもう少し充実、額を拡大して、それを島の特殊事情にあわせて交付して行って、それを整備してい

こうではないかという、その勢いと言いますか、話し合いを今のうちからつくって  
いくべきではないかというのが私の今の考え方なのです。それを町長が、どうやっ  
てそのシステムを構築していかれるのかというのをお聞きしたいということなので  
す。町長お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。結局積立金をしているということは、  
それだけ農家が必要性を感じて、熱意があるんだということの表れでもあるという  
ことですので、やはりそういうことを踏まえながら、私たちもほかの島でもやはり  
困っているところですので、市長村長会あたりで話をし、そしてみんなで協力を  
し合って、また島のいろいろな団体とも協力し合って、陳情してまいりたいと思  
います。特に、奄振事業に関してはそういうことで、島の現状を訴えていかなけれ  
ばならないと思いますし、これは、与論だけの問題ではなくなるのではないかなど、  
各町村みんなそういうことを考えているのではないかと思いますので、そういうこ  
とで、みんなで協力し合ってまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） この基金については野口議員がおっしゃられるとおおり、私も同  
感です。その中で2つお聞きしたいと思います。

この基金は、税制優遇を受けられるのか。また、もう一つは基金立ち上げに際し  
て、クラウドファンディングを利用する考えはないのか。この2点をお聞きしたい  
と思います。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） この基金の造成については、税金の対象ではございま  
せん。もう一つ、クラウドファンディングの対象としては検討しておりません。以  
上です。

○4番（林 隆壽君） わかりました。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 2人の議員から質問がありましたので、大体おおむね見えたの  
ですが、もう少し見えるような形で説明をお願いしたいと思います。先ほど課長  
からは、第2条の基金積立額というのは、1番と2番があって、競りの子牛市場か  
らは、単価で1,500円徴収する。それから死亡獣畜処理センターの利用農家か  
らは、2万円とか1万円とか5,000円とか徴収しますとありました。それは理  
解できたのですが、具体的にこの死亡獣畜処理センターの総事業費、建設を見込む  
総事業費はいくらになるのか。そしてこの基金を積み立てることによって、いつ頃  
までにいくら積み立てる計画なのか。大半のその財源というのは、やはりこれから

町長が御努力されて補助金であったり、奄振事業であったり、そういったいろいろな方策を模索することになるかと思いますが、具体的にその総事業費に対してどの程度積み立てができていく見込みなのか、そのあたりもうちょっと総事業費も含めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

今の場所に設置することを想定いたしますと9500万円、概算で約1億円を要するのではないかと思います。これにつきましては、今焼却処理1施設に対して建てる場合に1億円と考えています。これはまた改めてまた和牛改良組合とも話が出てきたのですが、二基体制ということもちょっと検討しなければいけないという話もありました。その件については、また運営協議会で基金の積み立て開始と同時に、また次の建設に向けて運営委員会でもいろいろと協議をしまいたいと思います。

そして、基金の積み立てですが、競り市の価格そして死亡獣処理センターの負担金、そういうのを含めて5年間の計画で3450万円を見込んでいます。そして残りの2750万円につきましては、補助金、農協、役場でまた協議をいたしまして、残りの財源を充ててまいりたいと考えています。とりあえず一応5年間を目途には積み立てをしまいたい。5年後に建設をするということではございません、早めの建設が一番いいのですが、一応目標としては5年を計画しています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） おおむね理解できました。ちょっと疑問として湧くのは、もちろん条例の中で牛を飼っておられる方々から徴収する積み立てというのは、それだけ3000万円少しを目標とされておられるようですが、先ほど町長の説明の中で、ほかの市町村とも連携をしながら取り組んでいかれるということで、それは当然なのですが、ほかの町村に奄振事業とかは全体でやりますから、当然協力を求めなくてはいいませんが、具体的なほかの市町村に負担を求めるなんてことは考えられないことですし、どちらかと言えばあまりほかの市町村が関心を示さない事項でもあると思うのですね、ある程度。与論町でやることですので。だからそういう意味ではちょっとやり方、国・県に対する要請の仕方を少し工夫していく必要があるんじゃないかと思います。そういう意味では、県議員はもちろん国会議員とかを強力に使っていただいて、是非その通常の補助金とかではなくて、やはり特別なやり方というのは模索すれば出てくると思うのです。そこを是非、私どもの議会の議長も含めて、町長にしっかり頑張ってくださいということを要請して、私の質問を終わりたいと思いますが、最後に町長の意気込みをお聞きしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。



○町長（山 元宗君） ありがとうございます。おっしゃるとおり、行政だけの問題ではなくて議会とも連携しながら、そして言われるように、本当に地区出身の県議員や国会議員等に御指導をいただきながら進めていくということが、より効果的だと考えています。これまでもそういう手順を踏んでいきましたので、またそういうことで協力、御指導をお願いしながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 今の沖野議員の質問にちょっと類似しますが、前回町長室で金子先生と会談をもったことがあります。そのときに、この問題は、私もあまりよくわからないので、持ち帰って調べてみますということでお帰りになりました。そういうことであれば、町長からでもどういう経過でしたかという経過を尋ねる必要があるのではないかと。そのことによって、こういう問題が早く進んでいくのではないかと僕は思います。それで、今言うように政治の方からプッシュをしていただいて、この今の計画で5年後には何とかという計画だということですが、もう5年は本当に待てないという状態に来ていますので、是非、国からのプッシュとか政治家からのプッシュ、そういったのも非常に必要ではないかと。とにかく困っているんだということを真剣に訴える、その姿勢が僕は大事ではないかと思っていますので、そういう面に関しては私たちも全面的に協力をしていきますので、是非国に頭を下げるような方向、国会議員にも精一杯働いてもらう、そういう方向で持っていくのが一番早い道ではないかと思っています。基金を積み立てるというのは非常に大事なことなのですが、積み立ててこれをつくろうという、いざ1年後、2年後に大変なことが起こってしまったら、これはもう取り返しがつかないような状態になりますので、是非、早い段階で進めていく、そういう方向で考えていってほしいなと思っています。町長、よろしくお願いします。答弁はいりません。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、与論町死亡獣畜処理センター基金設置条例を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、与論町死亡獣畜処理センター基金設置条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第4号 与論高等学校卒業生新生活応援支援金支給条例

○議長（高田豊繁君） 日程第7、議案第4号「与論高等学校卒業生新生活応援支援金支給条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第4号、与論高等学校卒業生新生活応援支援金支給条例の提案理由を申し上げます。

本条例は、与論高等学校を卒業する生徒を祝福するとともに、新たな生活を応援する支援金を支給するもので、次世代を担う子供たちの愛郷心を育み、将来、島に帰ってくる、こないにかかわらず、郷土のことを誇りにし、大切に思う心を持って、郷土に貢献する意欲を高めるため制定するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） お尋ねをします。

条例の第3条に、「支援金の額は別に規則で定める」となっていて、具体的なことはもう町長決裁でやりますよということなのですが、具体的にどのタイミングでいくら支給するのか、いくら支援するのか。そしてこの支給に係る条例というのは、いつまでやられるおつもりなのか、恒久的にされるのか。そのあたりを含めて御説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 田畑教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑博徳君） お答えいたします。

支援金の額については、別に規則で定めるとありますが、5万円を想定していま

す。5万円の根拠といたしましては、2021年の4月1日現在で、与論―東京間の普通航空料金の片道分が4万9890円ということで、この額を根拠として5万円とさせていただきます。

あと将来的なことにつきましては、できれば継続して続けてもらいたいと思いますが、それもまた財政の方と相談しながらということになります。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） おおむねわかりましたが、その具体的に高校生に支給するのはいつされるのですか。高校3年生の卒業式のときに支給されるのか。そのあたりのタイミングをちょっと教えてください。

○議長（高田豊繁君） 田畑教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑博徳君） 答えいたします。

令和5年度から支給ということになりますが、令和6年の3月1日、その卒業する卒業式のタイミングで支給をしてまいりたいと計画しています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） わかりました。島の子供たちは島の宝であると、先ほどの町長の施政方針の中にもありましたように、1つ山カラーがしっかりと出て、すばらしいなと思います。是非このような形でこれはまた1つのきっかけにして、島の子供たちが高等教育を受けるような、そういった機運が高まっていけばと思います。そして島のことをしっかりと考えて、卒業した後は将来島に帰ってきて、島のために頑張るんだという子供たちが、1人でも増えてもらうような方向に進めていただければありがたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 第5条の（2）に、「この条例に違反したとき」というのと、「その他不正があったと町長が認めたとき」という文言があるのですが、この条例をじっくり読んでも、違反しようのない条例になっているのですが、こういったケースが想定されるのですか。削除してもいいぐらいの文言ではないかと思うのですが。

○議長（高田豊繁君） 田畑教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑博徳君） 第2条、第3条に、違反と不正という文言が出ていますが、まさしく、私もそのようなことは想定していないわけですし、一応この設置条例の流れとしまして、このような文言を入れたところなんです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時56分

再開 午前10時57分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 体裁として必要だからそうなっているのかもしれませんが、この文言を読んでみると、違反しようのない文言になっているのです。卒業する者、卒業した者にしか支給しないし、それはもう事前に審査するわけですので。支援金をもらった後、それをどう使うとかそういったものもあるわけでもないし、確かにこの条例に違反したときですから、この条例には違反しようがないという、私はちょっと気になっていたのですが。体裁のためにどうしても必要であるということであれば、それはそれでよしとしますが、そうでなかったら削除してもいいような気がしてなりません。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 御指摘ありがとうございました。

この後、支給額とかさまざまな規則も出していきますが、おっしゃるように、何か子供たちがそれに適合しない、申請の中に嘘や虚偽があったとか、そういうのがあればということで、ほかのを参考にしたために残りましたので、再度確認をしまして、この条項がいけないのであれば削除をしていくというような方向で、再検討をこの2番目については行わせていただきたいと思います。御指摘ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時18分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（山 元宗君） ただいまの大田議員の御質問をいただきまして、検討した結果、第5条については再度検討して、また提出したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。一旦この案については取り下げをさせていただきます。

○議長（高田豊繁君） ただいま議題となっています議案第4号、与論高等学校卒業生新生活応援支援金支給条例については、撤回することで承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、与論高等学校卒業生新生活応援支援金支給条例は、撤回することを承認することに決定いたしました。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時20分

再開 午前11時25分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第8 議案第5号 与論町税条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第8、議案第5号「与論町税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第5号、与論町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

与論町手数料における受益者負担のあり方、公平性・公益性の確保の観点から、町税に係る督促手数料の額を見直す改正、固定資産税の納期第3期分の納付期限を国民健康保険税等の納付期限に統一する改正、固定資産税に係る前納報奨金制度を令和3年度から廃止するため所要の改正を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、与論町税条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、与論町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり  
可決されました。

-----○-----

### 日程第9 議案第6号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第9、議案第6号「与論町国民健康保険税条例の一部を改  
正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第6号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
の提案理由を申し上げます。

与論町国民健康保険税の減額に係る所得の基準等について、地方税法施行令の一  
部を改正する政令（令和2年政令第264号）により、基礎控除額相当分の基準額  
を43万円に引き上げる等の改正が、令和3年1月1日に施行されました。

これに伴い、所要の改正、規定の整備等を行うため、与論町国民健康保険税条例  
の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた  
します。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会  
付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第10 議案第7号 与論町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第10、議案第7号「与論町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第7号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、与論町高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画策定に伴い、介護保険料率の対象となる期間を改めるとともに、与論町税条例の督促手数料改正にあわせ、介護保険料の督促手数料を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第8号 与論町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第11、議案第8号「与論町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第8号、与論町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、与論町税条例の督促手数料を改正するに伴い、後期高齢者医療保険料の督促手数料を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、与論町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。



お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、与論町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第9号 与論町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第12、議案第9号「与論町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第9号、与論町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、与論町税条例の督促手数料改正にあわせ、本条例の督促手数料を改正するとともに、その他所要の改正を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、与論町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、与論町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第10号 与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第13、議案第10号「与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第10号、与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、鹿児島県の乳幼児医療費助成の現物給付方式（乳幼児医療給付事業）の対象が、住民税非課税世帯の未就学児から、住民税非課税世帯の高校生まで拡充されたことに伴い、本町の助成対象を見直すなど所要の改正を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ここで言われている子供の年代は、何歳から何歳まででしょうか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） これは鹿児島県の場合、これまでは住民税非課税世帯の未就学児だったのですが、これが住民税非課税世帯の高校生まで拡充されたということになりまして、それにプラスして与論町単独の助成がありまして、課税世帯についてもこれまで中学生の15歳までだったのですが、それも高校生まであわせて与論町の子ども医療費が、課税世帯が自己負担から3,000円を引いた控除額を助成、また非課税世帯については自己負担分の全額を助成という形で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者の医療費助成を行うものです。0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの医療費助成です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 本当にお母さん方にとってはありがたい制度で、一応確認ですが、これはいわゆる0歳から18歳までの全世界帯の子供が該当すると理解してよろ

しいでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） はい。全世帯対象としておりまして、課税世帯の場合が3,000円控除した残り、非課税世帯が自己負担分の全額ということです。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第10号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第14 議案第11号 与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第14、議案第11号「与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第11号、与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、令和3年度から与論町立認定こども園を2園体制として再編するに当たり、与論町立認定こども園那間こども園が廃園となるため、与論町立保育所設

置条例の一部を改正するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第11号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第15 議案第12号 与論町立認定こども園の運営に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第15、議案第12号「与論町立認定こども園の運営に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第12号、与論町立認定こども園の運営に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、令和3年度から与論町立認定こども園を2園体制として再編するに

当たり、与論町立認定こども園那間こども園が廃園となるため、与論町立認定こども園の運営に関する条例の一部を改正するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第12号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、与論町立認定こども園の運営に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、与論町立認定こども園の運営に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この後、日程第16、議案第13号からは補正予算等ありますが、午前中ではちょっと終わりそうにないということを考えられますので、ここで昼食のため休憩をして、午後また再開をしたいと思います。

午後は、13時30分から再開したいと思いますので、皆様方の御参集をお願いいたしたいと思います。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時25分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第16 議案第13号 令和2年度与論町一般会計補正予算（第9号）

○議長（高田豊繁君） 日程第16、議案第13号「令和2年度与論町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第13号、令和2年度与論町一般会計補正予算（第9号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、児童福祉費国庫負担金1825万円、奄美群島成長戦略推進交付金6593万9000円、ヨロン島サンゴ礁基金寄附金5222万2000円、一般廃棄物処理事業債6970万円などを追加し、社会資本整備総合交付金事業交付金510万円、財政調整基金繰入金1億6143万4000円などを減額しています。

次に歳出の主なものとしまして、子ども・子育て支援事業費2041万3000円、園芸振興費5075万6000円、死亡獣畜処理センター運営費3001万3000円、ヨロン島サンゴ礁基金費5222万2000円などを追加し、一般管理費1189万6000円、耕地管理総務費1368万6000円などを減額しています。

歳入歳出予算にそれぞれ9390万6000円を追加し、一般会計予算総額57億5258万2000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 41ページのヨロン島サンゴ礁基金についてお伺いいたします。

これは2点だけお伺いしたいと思うのですが、まず第1点目は、今町長から説明がありましたとおり、5200万円の増額補正をしています。差し支えなければ、その中身の概要説明をお願いしたいこと、これが1点。

もう1点は、今ふるさと創生ということで、基金に対するいろいろな寄附金がありますが、このことはこの納税制度の中で、日本全国の各自治体においてまさしく知恵比べが行われています。本町としても、執行部におかれましては、これでいいのだということはまず思っておられないと思いますが、だから今後、どのようにこのふるさと納税制度の寄附金を増額される考えがあるのか。もしもその計画があるのであれば、この場でお聞かせいただきたいということ。この2点についてお伺いいたします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

まず、現段階の寄附金額について報告したいと思います。現在、令和2年度の総額で8144万9623円となっておりまして、昨年よりも3970万2985円増となっています。予算書の作成時には7700万円という形になってはいますが、それ以降で増えてきていますので、こういう形になっています。

現在、寄附をされる場合は、特にふるさと納税サイトを活用しておりまして、そのサイトを現在3つ使っておりまして、1つがふるさとチョイス、これが1623件、5764万3000円。それから楽天が473件、2022万8000円。それからさとふるが49件、103万7000円。その他として、直接現金を持って来られたり、それから町のホームページを通して郵便の振り替え、若しくは銀行振り込みという形で276件、金額にしますと255万2623円で、8000万円近くいっているのですが、さらにこれを伸ばしてまいりたいということで、今考えているのは、よくコマーシャルにも出ていますが、ふるなびをもう一つ追加して、何とかもっと増やしてまいりたいという考えをして、今決裁中です。特に特産品とか地元から返せるような品物についても、また今後一層取り組んで、普通の交付税とか国庫補助金とかそういうのはありますが、独自の努力で歳入として見込めるのは、このふるさと納税だと思いますので、努力してまいりたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 非常に前向きに努力しておられるその姿は、非常に私は感銘しております。決して怠けているということで質問をしているわけではないのです。というのは、鹿児島県内でも特に大崎町あたりは、非常にその場その場に応じた返礼品を企画して、あるいはまた目的に応じた、例えば今コロナの関係で、どうしてもそれに対する対策費ということで、その弱い部分に充てようということで、ふる

さと納税の目玉商品を企画してみたり、そういう独特な新しい発想のもとにそういうことをやっておられるわけなのです。大崎町だけではなく、これは特に佐賀県とか長崎県あたりでも九州管内でやっておられます。そこだけではありません。もう大変に並々ならぬ努力をされてやっておられますから、どうかひとつ予算書を見ますと返礼品に対する予算措置も、それ相応に計上されていますから、これはもう我がこの財政力の厳しい本町においては、全力を挙げてやっていかなければならないのではないかと思うからこそ質問をしているわけなのです。だから今総務企画課長の御説明によりますと、いろいろと今後考えていくということがありますから、どうかひとつ今言われた以上に、担当者を叱咤激励して、お互いに知恵を出し合って、もうちょっと頑張ってもらいたいという考え方を持っています。町長どうですか。町長の音頭で頑張らせる、そういうことをさせる考え方はないか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘ありがとうございます。ふるさと納税というようなこと、各与論島を愛してくださる方々から浄財をいただいているのですが、これの受け皿として、我々はいろいろなサイトをお願いしながら頑張ってもらっているわけですが、今後も与論の場合返礼品をいかにして効果的なものをつくり上げていくかというのが、今本当に大事なことではないかなと思っているところです。何とかいろいろな業種を合体して、良い商品ができればなというふうなことで、島の特産品をつくりたいということで、今職員も頑張っているところですが、今後もなお一層努力をしてみたいと思いますし、また皆様方からもいろいろな知恵をいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 今の野口議員の質問に関連して、その返礼品の額の8100万円の金額をいただいているのですが、それに対しての返礼品はどれぐらいの額を使われているのか。その辺ざっくりでもいいのですが。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） ざっくりという形になると思いますが、大体寄附の半分がその経費として使われています。例えば1億円でしたら、5000万円ぐらい、3割ちょっとぐらいが返礼品とか郵送、それプラスそういったサイトの手数料ということで、半分ということです。返礼品については3割を目途としています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。3割とすると3×8、24、ざっくり令和2年度で2400万円ということですね。それをなるべく上げていく、その



後の2割というのは、また今言うサイトに関しての経費ということになっているわけですので、できるだけその経費を抑えて、返礼品のその返礼額に還元していくような方向、それをやはり一番の島の経済の活性化だと思えます。要は、品物がない、小さい島なので数というのはやはり開発していかないと、ほかの島々、ほかの市町村とは全然比べものにならないとは思いますが、やはりできるだけ島にある商品を、できるだけお勧めして買っていただくように、返礼品として使っていただくように、何らかの方法でそのサイトの関係者の方々に相談をしていただいて、うまく活用していけばすごい経済効果が出ると思えます。8000万円、すごい額を寄附されているのだと、8000万円も使えるものかと勘違いする人もいます。今言うようにざっくり50%だということを、今は4000万円ですよ。8000万円は売り上げとして、実際に活用できるのが4000万円。そのうちの2400万円が返礼品を地元に戻元をします。その中にはまた大体宅急便の方にほとんど運賃で持っていかれている部分があるのですよ。大体、僕らがやってみて、例えば1万円の返礼品をしたとして、大体4,000円ぐらいの返礼品をつくるわけなのですが、その中で今言うように輸送コストというのが千五、六百円かかるのですよ。そうすると実際に残るのが三千四、五百円、その中で経費、原価いろいろすると、さほど手元には残らないような形になっています。だからできるだけその活性化をするためには、その返礼品をうまく業者の方々に宣伝をしていただいて、買っていただく。そういう方向に持っていかないと、実際の売り上げに対しての島の利益というのが、返礼品を出している生産者、そういった方々に落ちてこない、経済活性化しないと。与論町は黙っていてもその半分をいただけるわけなのですが、やはり経済を活性化するには、その返礼品を出している方々、生産者の方々が潤わなければ経済は活性化しないということですので、是非その辺もあわせて検討をしていただきたい。今度ネットサイトが1つ増えるわけですので、そういったことも、ただその開設をしていただいてお任せをするのではなくて、やはり業者も利益があるわけですので、できるだけ島の利益になるような方法をとっていただくようにお勧めしていただきたいと、これはお願いです。よろしくお願いたします。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 私もちよっと今聞いて、興奮しています。私も寄附金について質問をさせていただきます。ふるさと納税につきましては、ただいま原議員からあったとおり、私もどうしてもこのふるさと納税というものが、この与論町の宝ではないかと常日頃考えています。

そこで、私はちよっと角度を変えて質問をしたいと思えます。15ページの指定寄附金、この内容の説明を求めたいと思えますが、これが5200万円の補正をさ

れておりまして、これはもう名目にしてはヨロン島サンゴ礁基金寄附金とはなっているのですが、この中身を見ますと、これはサンゴ礁と共生する環境保全事業寄附金が3400万円、そして一番下の離島振興事業寄附金が1800万円、私はこの離島振興事業寄附金というものに今着目しているのですが、この内容の具体的な説明を求めます。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

このふるさと納税につきましては、与論町ヨロン島サンゴ礁条例という基金条例があります。その中にサンゴ礁と共生する環境保全に関する事業、それからヨロンマラソン大会の運営に関する事業、与論十五夜踊りの保存に関する事業、離島の振興に関する事業ということで、条例に定められているところです。この離島振興事業につきましては、この4事業のうちの3つに当てはまらないものは、全てこの離島振興事業寄附金ということで受け入れています。それで、若干今各事業ごとで寄附されている額を御紹介いたしますと、サンゴ礁保全事業が5126万623円、離島振興事業が2564万2000円、与論十五夜踊りが223万8000円、ヨロンマラソン事業が116万3000円、その他として111万3000円、これを見て圧倒的に環境に対する全国の皆さんの与論の海とかサンゴを守ってほしいというメッセージもあったり、特に環境に関心のある内容があると思っています。それで、離島振興事業については、特にこれだとかいうことではなくて、この3つ以外は大体離島振興という事業の中で受け入れているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） わかりました。ところで、この離島振興事業という寄附金は、大体これは積み立ててはいるのですが、この使い道というのはどのようなことに対して計画をされていますか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） このふるさと納税の用途につきましては、委員会を設置しまして、その中で協議をしまして予算計上、充当しているところです。例えば、令和2年度でいきますと、今8000万円近く入っているのですが、充当先が6000万円ぐらい充当して、いろいろな事業に充てたり、そのふるさと納税推進費の事務費として計上しているところです。例えば、海の再生等支援事業補助金、B&Gの植樹祭、今年は花火大会にも離島振興の方から出しています。それと海と日本のプロジェクト事業補助金、与論城跡周辺整備事業、ヨロンマラソンの開催補助金といったところで、これは委員会でふるさと納税を活用した事業に充当しています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 大体ふるさと納税ということでありまして、その返礼品に大体使われているということですが、私はもっとほかの事業に使えるものではないかと、常日頃考えています。新しい発想といいますか、今後私がまた一般質問がありますので、後々考えていただきたいなということもありまして、質問をさせていただいたわけでありまして。

あと1点、31ページの多面的機能支払交付金が△の138万円。この事業というのは、各集落に与えられて環境美化なりいろいろなことをするための事業であったと思いますが、これが返すということは、この事業をしていないから返しますよということだと思っておりますが、この内容の説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、多面的機能支払交付金事業については、農地の管理の面積によって支払われる金額です。これは、農地維持交付金と地域資源の支出向上を図るための共同活動については、定額の金額をいただいておりますが、施設の長寿命化のための活動が今回減になっておりまして、これは当初予算的に計上したところ、第1回の内示が78万円、第2回目の内示が43万5440円ということで、この長寿命化によって国や県の調整額が入りまして、予定よりは減額になったということです。事業量が減ったとかということではなくて、定額の補助金もあれば、その長寿命化によって国・県の調整額をいただきながら割り当て配分が来るということで、こういう形になりました。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） ありがとうございます。よくわかりました。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 私は1点だけお伺いします。

6ページの繰越明許費のところですが、この近年、繰越明許というのがだんだん増えてきて常態化しているように思われるのですが、それが悪いということではなくて、それはケースバイケースでいろいろなケースが出てきますので、やむを得ないということなのでしょうが、この単年度予算主義の原則の例外ということで、この繰越明許が許されているわけですね。そこで、その予算執行のあり方としては、やはり私ども議会としては、そのままそうですかということもなかなかいきませんので、少し理由をお尋ねしたいと思いますが、ちょっと件数が多いですので、金額の大きいものを4件だけ説明いただきたいと思うのですが。例えば、これは環境課長から、衛生費のし尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業の1億6500万円の繰越明

許する理由、それから産業振興課では、農業創出緊急支援事業、同じく産業振興課、麦屋漁港機能保全事業、それから建設課、住宅費の西区住宅整備事業1億6700万円、この4点だけ繰越明許をせざるを得なかった理由、それから今コロナ禍の中ですが、それ以外に例えばハード事業ですので人夫が不足しているとか、場合によっては事務の遅れによる理由もあるかもしれません。そういった背景も含めて、ちょっとわかりやすく簡潔に説明を求めたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 白尾環境課長。

○環境課長（白尾与志一君） お答えいたします。

御指摘のように、し尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業ですが、発注をしまして契約をしましたが、先ほど議員からの言葉にもありましたように、コロナで発注までが2カ月ぐらいは延び延びになって、現在といたしましては実施設計の段階で、出来高が上がらないということで、工事の方で1億4994万円が繰り越し、あわせて工事管理費の委託費で、その工事の出来高に見合った金額といたしまして1530万円が繰り越しとなっています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

これは、トルコギキョウのLED電照施設3戸、そして営農用ハウスの給湯、これはマンゴー施設なのですが、当初令和3年度の要望で出したところ、令和2年度の補正で対応してもらえるということで、今回の3月補正に計上したところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） 建設課です。

先ほどの麦屋漁港機能保全事業に関しましての繰越事業ですが、麦屋漁港に関しましては、麦屋の航路の浚渫そして傾いた防波堤の改修工事、それから物揚場の洗堀されたところの改修工事ということで計画をしているところでございました。ただ、今年新型コロナウイルス感染症が与論町でも発生しまして、そのまた測量設計業務がなかなか島に入って来られず、ちょっと測量ができなかったという点と、その遅れに関しまして工事発注がちょっと遅れているということで、現在入札に向けて準備を進めているところです。

西区住宅整備事業のことです。西区住宅に関しましては2棟8戸の建設を予定しておりまして、中身に関しましては2棟の建築が9700万円ほど、あと電気工事が1650万円ほど、機械設備に関しまして2700万円ほど、あと道路、通路関係、それから外構工事に関しまして2600万円ほどを繰り越ししていますが、当初その西区住宅の建設に関しまして、浄化槽設置位置の地籍・地質調査を行ったと

ころ、浄化槽の位置が大きな岩盤層になりまして、そこには当初の計画どおり設置ができずに、ちょっと計画変更することになりまして、隣の用地の取得に時間を費やしまして、そのため繰り越しということで、発注業務ができず、今現在繰り越しということになっています。3月若しくは4月の初め頃に入札の発注をしようということで、今準備を進めているところです。ちなみにその下に、瀬良座住宅改修事業というのが9000万円ほど繰り越してございますが、現在、住宅の改修事業につきましては、朝戸の仮設住宅にその住民の方々に移動していただいて、これまで改修工事を行っているところです。先ほど申しましたように、令和2年度は新型コロナウイルス感染症で2回ほどクラスターが発生したということで、その朝戸の仮設住宅を医療従事者、関係者に提供して、コロナの体制を取っていただくということで、朝戸住宅を与論病院に貸してございます。そのため瀬良座住宅の方々の移動ができなくて工事ができなかったということで、今年度発注を見送りまして、新年度にまたコロナの落ち着いた状況を見ながら発注したいということで計上してございます。よろしくお願いたします。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） おおむね繰り越しを行わざるを得なかった理由というのはわかりました。基本的に事業を先送りしますと、結局、島内経済、土木業者、建築業者、そういったハードを、インフラを担う業者を巡る経済というのも、またちょっと先送りになってくるということになりますので、是非、やはり可能な限り努力をしていただいて、予定された年内で工事がしっかり完成できるような形で努力をいただきたいと思います。最近、このコロナが出る以前から、繰越明許というのが非常に大きくなってきて、だんだん増えてきて、非常に懸念している1人ですが、是非そのあたり最大限努力をいただいて、先送りするとまた職員の業務も増えてきますし、だんだん苦しくなってきますので、そこをしっかりと単年度予算主義の原則をしっかりと守っていただいて、できるだけ年内で事業が執行できるように努力をいただきたいと思います。町長から一言いただければと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘ありがとうございます。我々単年度で本当に工事ができる、また仕事ができるということで、島の経済を動かさなければならないということとはよくわかっているのですが、いろいろな諸般の事情で、どうしても繰り越しをせざるを得ないというふうなことも起こってくるわけですが、できるだけ今後こういう繰り越しがないように、またみんなで力をあわせて頑張っていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 町長と総務企画課長にお聞きしたいと思います。せっかくの機会でありますので、与論町の議会でも話があったということを議事録に残しておきたいので、私はお二人の意見をこれから聞いてみたいと思います。

35ページ、沖永良部与論地区広域事務組合の件に関することなのですが、ついせんだってまで負担金の問題で大変もめておりました。私はそのもめるということは決して問題にしておりませんが、せっかくの機会だから一言申し上げてみたいと思います。町長も総務企画課長も聞いていただきたい。今、コロナ禍の問題でこの会議をできるだけ少なくして、テレワークで会議をしたらいいのではないかという話が出ています。これは国においても奨励していますね。全国の知事会でも、テレビでもって会議をしています。ほかのところでもそうです。だから私は常日頃、何年間と広域事務組合の議員になってきているわけなのですが、思うことは、たった1時間の会議のために沖永良部に渡って、2日間の暇をつぶさなければなりません。それにはただ時間だけの問題ではなくて、お金の問題もあります。だから我々は、これからこの広域事務組合の議会は、どうしても年に1回ぐらいはやってもいいのかもしれないが、3回も4回もそこに集まってする必要はないのではないかと考えておまして、だから3月定例会は沖永良部に1回集まって、本部でもいいでしょう。だから後の6月、9月、12月あたりはテレワークですると、そうすればお互いの時間が有効に使えるわけですし、また、財政もそれだけ残ります。そういうことから、是非私が言いたいことは、いわゆる課長が先にする連絡協議会、幹事会、そのあたりで与論島からはこういう話が出てきているのだが、どうでしょうか。今後そういうふうな方向にもっていったらいかがなものですかということで、総務企画課長あたりからその問題を提起して、それをまた消防組合議員の我々が本署あるいは分遣所で会議するとき、それをバックアップすると。私はそういうふうに進めていくべきだと思うのです。もう時代は変わってきている。今までの時代は、必ず集まってしか会議はできなかったのだが、これだけ時代が進んで、コロナ禍の時代に労働内容も変わってきている。また国からもそれに対しての財源、資金は提供しますよと言っている。そのテレビ会議をするための財源はあげますよと言っているせっかくのチャンス、機会ですからね。私はそうと思いますが、総務企画課長、町長あたりはどう考えておられますか。大變的が外れたような感じの質問かもしれませんが、これを議事録に残しておかなければ、私も次の組合議会に行って発言できないと思うから申し上げているわけなのです。いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今、広域事務組合の会議は、3町で集まってする会議というのは、運営協議会と消防議会が確かに3回ぐらいあったかなと思いますが、

この3町の執行部と消防議員が集まってやる消防議会というものが、果たしてそのテレワークというところで成り立つかというのがちょっと私もよくわからなくて、議会のテレワークでということが可能かどうかということが、まずそこを調べてみる必要があるかなと思います。確かにその運営協議会とかは、Z o o m会議とかいろいろなアプリを使って現在もやっていますので、それは可能であると考えますが、ちょっと消防議会につきましては勉強させていただきたいというふうに思います。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 総務企画課長、だからこそあなたが県や国に対して調整すればいいのですよ。それがなじむものなのかどうなのかということ。その組合議会のそういうふうになりたいと思うのだが、それはやったらできますかと。それが総務省の仕事でしょう。あるいは指導する立場の県の仕事ではないですか。それに対して総務企画課長がこうしたいと思うのだが、これは提案しても恥ずかしくないことですかと確認してから、やる気があるならば提案すればいいではないですか。そしてそれに対して我々議会で決めるわけだから。そういうことを申し上げているのですよ。だから、今、大変心配しておられることはわかります。議会はなじむだろうかという、その心配をするよりも、こういうことをしたいのだがどうですかと、鹿児島県にあるいは総務省あたりに聞かれて、もしもなじむのであれば、そういうこと提案をしたいのだがということを私は言っているわけなのです。ただ、押し込んで法律を曲げてやるということではないのです。慣行とかいうものを曲げてでもできる、だが法律は曲げられないわけですからね。私はそこまで言っていない。だから慣行をそのままやるよりも、もしもできるのであれば、そういうことをやってまいりたい。というのは、南3町議員大会は駄目だったでしょう。もう役に立たなくなっているわけですよ。和泊・知名・与論の議員大会の連絡協議会も、そんなのやる必要ない。そう思うことからこそ申し上げているのです。そうであるならば、消防議会もそうすればいいではないですか。やるなど言っていないですよ、やる気があるならばどうですかということで、総務省や鹿児島県に問い合わせしてからどうですかということを私は申し上げたいのです。もう1回、総務企画課長。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） ちょっとなかなか難しい御質問で、私もちょっとわからないのですけれど、例えばその法律上、規定上、消防議会がそういったオンラインとかZ o o m会議とかでできるかどうか。その申請してできるかどうかということも含めて、例えばこの議会がテレワークでできるよというイメージになって、そういう考え方になりますので、そこを規定上できるかというのを勉強しないと、できるということであればそれはいいと思いますが、そういうことで私はまた勉強

させていただきたいというふうに言いました。ということで、勉強させてください。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 先輩方が喋っているのですが、なかなか出づらかったのですが、今消防に関してですが、町長に端的に聞きたいと思います。消防費ですね、今1億5000万円ほど予算がありますが、これだけありましたら与論町単独での消防組合はできるかどうか、今の考えだけで構わないので町長の意見をお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今の御質問で1億5000万円あれば、与論町単独で消防が維持できるかという話のようですが、ちょっと詳しいことは、まだ私はよくわかりませんが、確かにいろいろな車を買ったり資材を買ったりということで、相当金額の負担が一時に来るのが難しいので、広域でしているというわけですが、資材が全部揃って与論町で運営できることを願っていることは願っているというふうに、御理解いただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 今、同じ消防議員なのですが、やはり僕がなる前から、消防組合について解散なり何なりという意見もよく聞きます。今の時代は先ほどもありましたように、テレワークを使うとかネットを使うという時代になってきています。そうなったときに、本当にわざわざ行ってやる必要があるのかと、与論町内でできることは島内でやった方がいいのではないかという、そういう考えになりつつありますが、今度また会議があったときに行って、やはり向こうの2町と与論町の考え方が全く違うのを、実際行って気付いています。消防の現場の人間も、やはり向こうの沖永良部島と与論島では差がありすぎると。しかも自分たちが聞きたい、知りたいことが、なかなか教えてもらえない。何か買いたいと言えば、予算がない、予算がないで突っぱねられたらしいです。やはりそういうのを見ると、消防議員としては与論の消防を守る必要がございますので、難しい選択で今すぐどうのこうのというあれはないですが、やはりそろそろ道筋を考えなければならぬなと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第13号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。



[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号、令和2年度与論町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、令和2年度与論町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第14号 令和2年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（高田豊繁君） 日程第17、議案第14号「令和2年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第14号、令和2年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、国庫支出金国庫補助金252万6000円、県支出金県補助金4490万円、諸収入雑入115万1000円を追加し、国民健康保険税819万2000円、使用料及び手数料2万6000円、諸収入延滞金・加算金及び過料3万8000円を減額しています。

次に、歳出の補正としまして、保険給付費療養諸費2820万7000円、高額療養費1550万9000円、償還金及び還付加算金15万8000円を追加し、総務費総務管理費44万1000円、徴税费43万円、運営協議会費11万3000円、保険給付費葬祭諸費4万円、保健事業費219万9000円、特定健康診査等事業費33万円を減額しています。

歳入歳出予算にそれぞれ4032万1000円を追加し、国民健康保険特別会計予算総額9億333万4000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 3ページの保険給付費なのですが、療養諸費と高額療養費がものすごく増額になっていますが、これはやはり少子高齢化に伴うもので、お年寄りが難病、高度医療を必要とする状態がやはり与論島でも多くて、こういうふうに費用がかさんでいるのかなと思うのですが、そこら辺の説明をお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 今年度につきましては、コロナの関係でほかの内地の病院とかでは病院に行かれる方が少なくなってしまったという話を聞かれるのですが、なぜか与論もクラスターが起きたのですが、意外と医療費が上がっておりまして、特に高額とかが増えているということは、その重病の方、高額に達する方がやはり多いのかなと思っておりまして、ちょっとそこが細かい個別な分析はできてはいいのですが、予想的に見て高額が増えているということは、やはり重病の方が増えているのではないかと考えています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） ありがとうございます。私がいろいろ聞いて調べたところ、最近脳は血管ですね、くも膜下出血、脳梗塞等の病気になる方が多いです。今日も空港に行ったらドクターヘリが飛んでいるのを見て、誰か運ばれているのかなとちょっと心配にしていたのですが、それを聞きますと、脳の場合は、すぐ手術をして終わりではありません。その後麻痺が残ります。右にできれば左半身麻痺、左にできれば右半身麻痺ができます。そうしたときに高度医療でリハビリということになると、やはりまた治療費が、この予算がまた跳ね上がると思います。そうなる時、またならないようにするのも大事ではないかと考えています。そのためには、厚生連なり病院等に行って、脳の検査を厚生連のオプションに付けてやってもらえないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 確かに議員がおっしゃるとおりでございますが、厚生連とかも一応やってはいるのですが、脳ドックに関しても補助とかは出してはいるのですが、脳ドックを受ける方がちょっと少ないのかなと思っておりまして、下の方の健康については意識が高いのですが、脳ドックについては、ちょっと意識が低いのかなと思っていますので、そういったところをこれから周知していかなければ

ればいけないのかなと思っています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） ありがとうございます。本当にこれからそういった啓発とか皆さんに対しての注意を、こうなるのだよということを町民にお知らせして、必ず脳ドックを年に1回、MRIを撮るだけでも構わないので、そういうのを推進していってほしいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第14号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号、令和2年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、令和2年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第15号 令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（高田豊繁君） 日程第18、議案第15号「令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第15号、令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計補

正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

補正予算規模は、歳入・歳出をそれぞれ276万8000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3679万8000円としています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第15号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号、令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第16号 令和2年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（高田豊繁君） 日程第19、議案第16号「令和2年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第16号、令和2年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、国庫負担金271万2000円、支払基金交付金326万円、県負担金127万1000円を減額し、一般会計繰入金36万9000円を追加しています。

次に、歳出の補正としまして、介護予防サービス等諸費817万2000円、高額介護サービス等費107万円、特定入所者介護サービス等費496万5000円をそれぞれ減額し、介護サービス等諸費247万2000円、基金積立金486万1000円を追加しています。

歳入歳出予算をそれぞれ687万4000円減額し、介護保険特別会計予算総額7億1557万2000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 給付費が相当少なくなっていますが、その理由だけを説明願います。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 給付費については、私もちょっと具体的なことがはっきりしないのですが、予算そのものを当初組んだ中において、在宅介護関係のサービスが滞っていたりということもありまして、その点でコロナの関係もありまして、サービス費が落ち込んだ分があるのかなと思っているのですが、具体的などころの細かいところが分析しておりませんで、大変申し訳ございません。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） いろいろな理由はあると思いますが、サービスができなくて減額になったということがあるのかなと。ニーズがあるのに、役場のいろいろな人的な対応とかそういうことの問題があつてこういうことになったのか。その辺はいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 与論町の場合は、施設のサービスは大体利用者が多いのですが、在宅の方のサービスは職員がなかなか確保できないという面と、それにあわせて今年は特にコロナでなかなか受け入れができない、ストップしてしまったことが結構ありまして、その新しいサービスの利用者を入れるには、どうしてもコロナの関係でリスクが高いということで止まったりした部分が結構あったものですから、特に今年の場合はそういったのが影響しているものと思っております、た

だ長期的に見ていくと、介護職の職員不足はちょっと否めないところがありまして、それを解決していかなければいけないのかなと思っています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 近隣町村とか類似団体と比べて、この辺の介護サービスの状況、この辺はどのように印象を持っているのかだけをお聞かせいただければ。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） ほかの町村の場合は、在宅サービスがある程度は揃っているというか支援があるという感じがしますが、与論町の場合は在宅サービスがちょっと不足しておりまして、どちらかというところ、どうしても施設入所者の割合が大きいということが与論町の特徴です。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第16号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号、令和2年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、令和2年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第17号 令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

○議長（高田豊繁君） 日程第20、議案第17号「令和2年度与論町後期高齢者医療

特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第17号、令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）については、歳入の補正といたしまして、後期高齢者医療保険料29万9000円、繰入金22万5000円を追加計上しています。

次に歳出の補正としまして、後期高齢者医療広域連合納付金52万4000円を追加計上しています。

歳入歳出予算にそれぞれ52万4000円を追加し、後期高齢者医療特別会計予算総額7787万5000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第17号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号、令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第4号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長(高田豊繁君) 日程第21から日程第27までの議案については、委員会付託の予定でありますので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

-----○-----

**日程第21 議案第18号 令和3年度与論町一般会計予算**

○議長(高田豊繁君) 日程第21、議案第18号「令和3年度与論町一般会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(山 元宗君) 議案第18号、令和3年度与論町一般会計予算について提案理由を申し上げます。

令和3年度一般会計当初予算の総額は43億5927万7000円となり、対前年度比2.2%の減額となっています。

歳入の主なものとしまして、町税が前年度より1209万1000円減額の3億2108万6000円、地方交付税は1802万3000円増額の19億7023万8000円で計上しています。

町債の総額は5億7690万円となっています。なお、予算編成の過程で生じた財源不足につきまして、財政調整基金から2億312万9000円を繰り入れています。

次に、歳出の主なものとしまして、総務費で企画費3393万円、民生費で介護保険事業費5628万1000円、児童発達支援センター費4184万3000円、衛生費で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業2939万円、し尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業2億9224万5000円、農林水産業費で園芸振興費795万5000円、農林水産物輸送コスト支援事業費2936万円、商工費で商工観光振興費4095万9000円、観光施設整備事業費1753万円、土木費で地方道路交付金事業費1億3621万8000円、住宅管理費1億8229万3000円、消防費で常備消防費1億3730万5000円、教育費でICT環境整備費1034万8000円、海洋教育推進事業費623万8000円、公債費で6億2385万8000円などを計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(高田豊繁君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。



9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） この当初予算については、予算審査特別委員会が開催されますので、1点だけ非常に重要でしかも基本的な予算編成のあり方について、確認、お尋ねをしたいと思います。

具体的にページでいきますと、2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、6ページまで、款項目節というふうに細分化して予算管理をしていくのですが、私は毎年詳しく調べていただけませんかと要請しているのですが、当初予算の度に提示しているのですが、なかなかやってもらえなくて残念なのですが、しっかり調べてほしいと思いますけど、総務企画課長、自治法で決まっています歳入の款項については、性質別に計上すると。1、2、3、4、5、6、7、8、9、10というふうに款の番号を振って、歳入はオッケーです。歳出について、款項のあり方が1、2、3、4と番号を振っていて5番が抜けています。番号のまた11番が抜けています。これは一応一見理解はできます。5番という番号は、自治法の例示によりますと労働費となっているのです。それから11番は、大体災害復旧費となっていて、これは大体11番が当てられています、この款の番号、項の番号、目節もそうですが、例外的に節の27節、以前は28節でしたね、賃金という項目がなくなって27節になりましたが、これはもう全国的に総務省からこうなさいとあって、27節の番号は変えようがないのです、御存じだと思いますが。27節以外についての歳入歳出ともに款項目の番号というのは一連の番号、要するに連番なのです、全て1番、2番、3番、4番というふうに。そういうふうに打つことによって管理が容易になるし、町民が見てもわかりやすい、議会の私どもが見ても、最初に新人の議員が見てもわかりやすい。そういう町民にわかりやすくするために一連の番号で管理していくのが、私は当たり前だと思っていますし、それが基本だと思っています。それについては、あまり細かいことは書いていないのですが、地方自治法の施行令の144条、それからその下に出てくる施行規則第14条に、一応具体的な書き方は載っています。そこには一連の番号で上に詰めなさいとは言っていないが、あまりにも基本的な常識的なことで書いていないだけなのです。ネットで見てみればわかりますが、ほかの自治体の当初予算書をネットで調べてみますと、どこも詰めてつくっているのです。与論町だけです空けているのは。ですから、先ほどの例えば災害復旧費11番というところに、自治法の例示では、歳出の款の11は、災害復旧費がくるのですが、これは台風が来るのかもしれないということで、本当は例えば頭出しだけすれば11という番号はそれに使っているのですよ。そういうふうにしてやれば臨機応変にできるのですが、与論町の場合は、11の災害復旧費は計上していませんから抜けているわけですね。そこは別に抜かしても構いません

が、そうしますと後でまた困ってくるのは、後ろの方にしか番号を取れませんので、ちょっと変な形になってくるわけです。ですから、考えられる災害復旧費については、しっかり10番教育費の後に、11災害復旧費と入れて、頭出しの例えば1,000円とか、そういう金額でも入れて計上すればいいのですよ。ところがそれが抜けているし、5番も抜けているし、これではちょっと素人目に見たときに非常にわかりにくい。そこをしっかりとさっき申し上げましたがネットで調べてみてください。県の町村課あたりで適切なアドバイスがなければですね。あるいは隣近所の市町村を見てください。沖永良部を見てください、徳之島を見てください、奄美市も全部予算書は一連の通し番号になっています。そこを私は以前からちゃんとやっってくださいと申し上げているのですが、なかなか私がちょっと優しいせいかわかりませんが、なかなか採択していただけない。そこをしっかりと今すぐ答えが出なくても結構ですから、予算審査特別委員会のときでも結構ですので、調べていただいて、しっかり明快な答えを出していただいて、今年度はもうしょうがありませんから、来年度からでもしっかりと是正してやっていただきたいと思います。総務企画課長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） これまでは、私自身もその予算編成をやってきたわけなのですが、例えば款の5に入れた、これまでもあまり入った記憶がなくて、ちょっと常態化したということが考えられますが、その自治法とかその辺もまたどういう規定になっているかまた確認して、特別委員会等でもまたお話しさせていただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 是非、県の町村課にも確認、あるいは必要であればほかの市町村の予算書も見られますので、そこを見ていただいて正しい方向に直していただきたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） どうしても予算審査のときには私は質問できませんので、ここで2点だけ聞かせてください。

まずは、予算書の38ページ。そこにTIDAネシア特別会計の負担金というのが433万5000円計上されています。このことについてと、もう1点は、72ページの環境対策費についてであります。輸送処理費の問題なのですが、保険支出金と一般財源の拠出額の比較についてお聞きしてみたいと思います。この2点です。

なぜこのTIDAネシア基金の特別会計負担金の質問をするかといいますと、これは国、鹿児島県、奄美群島の各市町村が負担金を出し合ってきた基金が、この

T I D Aネシア基金なのです。これは私が申し上げなくても総務企画課長、町長あたりは存じ上げられていると思います。そこで、何を言いたいかといいますと、この予算の運用について、いささか私は昔から疑問があるのです。というのは、どういうことかといいますと、ほとんど大島本島に使われているのが1点。もう1点は、各自治体の町長が予算獲得のために、東京陳情の旅費に使われているのが実態なのです。そこで、もう時代は変わってきました。これからは、これをちょっと改革しなければならないと思うのです。本当に有効的な活用に切り替えなければならない。T I D Aネシア基金特別会計の本来の目的として使うのが当然だと思うのです。町長ももう御存じかと思います。特に総務企画課長あたりは御存じかと思いますが、本当に中身を見て調べてみてください。ほとんど大島本島内の中で使われていますよ。そして、町長の予算獲得のための旅費に使われているのですよ。これは、もう過去は予算の復活折衝というのがありました。一旦概算要求が決まってから復活折衝というのがあって、各市町村長は分担して国に対して陳情に行きました。そのために必要でした。今は違うのです。今はもうほとんど決まっているのですよ、形式的なことなのです、今は。行かなければならないという形式的なことをやっておられるのが実情なのです。であるならば、本当の最初の基金の積み立てのときの目的は条文の中にありますから、それに変えて使っていただきたい。奄美群島を構成する各自治体のために使うようなシステムにもっていただきたいというのが、私の第1の質問なのですが、それに対して総務企画課長はどう考えておられますか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） この奄美群島広域事務組合の運営につきましては、各12市町村の市長、町長さん方が集まって支援金をされて決定をされているわけなのですが、ちょっと中身について具体的に今資料がなくてお答えできないところがありますが、確かに全体的に奄美大島で使われている予算があるというふうには、直感でもちろんあるのですが、すみません、この中身とかその辺はまた調べて決算委員会等で御報告したいと思います。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 急いで答弁してくださいということではないのです。どうか調べて、中身を精査して、恥ずかしくないようにあなたが幹事なのだから、幹事会あたりで自信を持って言えるように調べてから、その改革のために是非頑張ってくださいということを申し上げたいのです。それが1つ。

もう1点は、72、73ページの環境対策費。これは、ここに書いてありますとおり、使用済自動車等海上輸送費あるいは家電リサイクル法に基づく家電の輸送費が141万4000円、46万8000円と両方なっていますが、私が何を申し上

げたいかといいますと、これは国の法律なのです。だから、国が鹿児島県の県庁から遠く離れているところは、輸送コストが高くなるのは当たり前なのです。だから一律輸送費を補助するのではなく、これを少しは奄美群島の市町村長会あたりでこの分担金、いわゆる輸送費の額をもうちょっと与論の方に上乗せするべきではないかと私は思うのです。今本当に、この自動車を廃車するときの輸送費に係る個人負担の額は、非常に大きいと私は思っているのです、奄美群島の中で。また、家電においてもしかりなのです。だから、これは市町村長会あたりで、またその奄美群島広域事務組合の会あたりで持ち出して、どうでしょうかと。お互いにこれはもう国から国県支出金がほとんどですから、それを上乗せするという考え方にもっていければと思うのですが、町長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） この海上輸送費につきましては確かに言われるように、与論は距離が長く輸送料がかかるというのはわかっているのですが、これについての内訳については、私の不勉強でわからなかったものですから、今まで何にも気がつきませんでしたので、今後また研究をして行きたいと、申し上げておきたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） これはなぜ私がこういうことを申し上げるかと言いますと、実は私が議長のときに、群の市町村長、議長合同会のときに、正しく同じようなことを申し上げたことがあるのです。最初は、これは自己負担だったのです。各自治体の負担だったのです。それが国費に変わった、国から補助を出すということに変えてもらったのですよ。だから蓋を開けてみたら額が小さい。これはもう長年の懸案事項で、負担は国からの補助事業として取り上げてもらったのですが、これでは額が小さいです。私はそこを申し上げているのです。ですから、時代は変わってきているわけですから、是非ひとつ広域事務組合あたりで、市町村長会あたりで取り上げていただいて、この額をある程度上乗せしていただくという運動も必要ではないかということをお願いしているのです。幹事会の幹事、総務企画課長、あなたが一番重要な役割を果たす立場におられるわけですから、どうですか、やるというその意気込みを聞かせてください。

あなたが答弁してもいいのだが、これは意気込みなのです、環境課長。あなたがレベルが低いということではないですよ。あなたは優秀な課長であるということはわかります。これは国との折衝、県との折衝なので、町長か総務企画課長しか答弁できない。だから、それはそうでしょう、そういうのを審議するのが市長村長会であるし、広域事務組合だから申し上げているのです。だから、あなたはもうちょっ

とお待ちください。後でもっとやさしい御質問をさせていただきますから。総務企画課長か町長かどうかお願いします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） この使用済自動車海上輸送費と家電リサイクルについては、額は小さいのですが、この分満額で歳入が付いているかなというふうに思っています。そういったところで、使用した分は全て来ているのではないかと私は思っているのですが、ただ、今後広域等でこういったその地域の使用済みの廃棄物だとかいろいろなところで今出ていますので、その辺は広域で取り組めるそういった事象がありましたら、あわせて提言してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） ここに予算が載っている小さい額を申し上げているのではないですよ。今個人に対する負担額が大きいわけ、これをもとにして私は質問しているのですが。個人が今、冷蔵庫のちっぽけな1メートル四方のやつが7,000円ですよ、7,000円。この額が大きいと思いませんか。これをまず我々議員あるいは役場職員が認識してもらわないと。負担額が大きいということを認識してもらわないと。そうしないと上に行ってもものは言えないですよ。そうですよ、だって自分は金持ちだからという考え方を持たないといけないですよ。7,000円すれば、もしかしたら町長の給料と僕らの給料は違うわけだから、町長にすればそれは安いかもしれません。だけど普通の一般家庭からすれば高いではないですか。こういうことは言わなくてもいいですけど、そういうことです。ですから、本当にこの負担金がどれだけあるかということ、多いかということをもっと認識をしていただいて、こういうことを広域事務組合や市町村長会あたりで取り上げるのが、変える目的なのです。そうしていただきたいということを申し上げているのです。総務企画課長、町長でもいいですよ。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 確かにその件は、私もそのようには思っています。しかし、奄美群島全体で大きな問題を、共通の問題を、補助金あるいは新しい法案のもとで予算をいただくときに、12市町村が全員でまたみこしを担ぐということも大きな大事なことではないかなと。その中で、それぞれに持ち分、市町村のそれぞれの力にあったような負担金のやり方というの、確かに離島に行けば行くほど小さい部分もあるわけなのですが、その辺はまたその事業事業で、少しまた改善できる場所があれば、検討もさせていただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第22 議案第19号 令和3年度与論町国民健康保険特別会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第22、議案第19号「令和3年度与論町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第19号、令和3年度与論町国民健康保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模としましては、対前年度比6.14%減の6億3993万8000円となっています。

歳入につきましては、国民健康保険税1億5086万5000円、県支出金4億3602万8000円、繰入金5278万5000円などとなっています。

歳出につきましては、保険給付費3億9763万1000円、国民健康保険事業費納付金2億921万6000円、保健事業費2187万6000円などとなっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第23 議案第20号 令和3年度与論町と畜場特別会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第23、議案第20号「令和3年度与論町と畜場特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第20号、令和3年度与論町と畜場特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度比約11.36%減の23万4000円となっています。

歳入としましては、使用料及び手数料2万1000円、繰入金21万3000円となっています。

歳出としましては、総務費23万4000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

-----○-----

#### 日程第24 議案第21号 令和3年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第24、議案第21号「令和3年度与論町農業集落排水事業特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第21号、令和3年度与論町農業集落排水事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度49.81%の増で、歳入、歳出が5927万5000円となっています。

歳入の主なものは、国庫補助金1800万円、繰入金1831万8000円、使用料1076万3000円、町債690万円、県補助金508万5000円、歳出の主なものは事業費3010万円、総務管理費2351万4000円、公債費556万1000円を計上しています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

-----○-----

#### 日程第25 議案第22号 令和3年度与論町介護保険特別会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第25、議案第22号「令和3年度与論町介護保険特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第22号、令和3年度与論町介護保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模としましては、対前年度比12.9%増の7億4145万5000円となっています。

歳入につきましては、保険料1億8763万6000円、国庫支出金2億561万2000円、支払基金交付金1億9701万5000円、県支出金1億1843万9000円、繰入金3271万円などとなっています。

歳出につきましては、総務費159万6000円、保険給付費7億2314万5000円、地域支援事業費1476万円などとなっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

-----○-----

#### 日程第26 議案第23号 令和3年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第26、議案第23号「令和3年度与論町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第23号、令和3年度与論町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模としましては、対前年度比約4.06%増の7766万5000円となっています。

歳入としましては、後期高齢者医療保険料4820万3000円、使用料及び手数料3万1000円、繰入金2916万9000円、諸収入26万1000円などとなっています。

歳出としましては、総務費66万7000円、後期高齢者医療広域連合納付金7615万2000円、保健事業費48万4000円、諸支出金26万2000円などとなっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]



○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第27 議案第24号 令和3年度与論町水道事業会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第27、議案第24号「令和3年度与論町水道事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第24号、令和3年度与論町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

業務の予定量は、月平均給水件数2,819件、年間給水量55万9300トン、1日平均給水量1,533トン、建設改良事業費1億2677万円となっています。

収益的収入で営業収益1億6452万5000円、営業外収益673万円、収益的支出で営業費用1億6221万9000円、営業外費用801万7000円を計上しています。

資本的収入で工事負担金44万円、補償金200万円、資本的支出で建設改良費1億1350万5000円、企業債償還金1326万5000円を計上しています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 給水量が1日1,533トンということですが、排水量としてはどれくらいあるのですか。というのは、大分漏水というのがあると思うのです。例えば配管の老朽化とかいろいろな問題で、漏水しているのがかなりあると思うのです。メーターの内側だとお金がいただけるのですが、外側だと払う必要はないわけですね。僕も過去に3度ぐらい、僕にとっては大変高額な漏水量を払った記憶がありまして、メーターの外だったら払わなくてよかったのですが、メーターの内だったものだから払うことになりましたが、そのメーターの外での漏水量というのはどれくらいあるのですか。それはわかりますか。多分排水量がわかるから給水量もわかるわけだから、多分わかると思うのですが。

○議長（高田豊繁君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） すみません、今日は手元にちょっと細かい資料を持ってきていないのですが、今平均的に排水量が2,300トン、2,400トンありますので、一応メーターに表れる数字として今85%ぐらいが有収率ということで上がっ

ています。平均的なところで今出した1,540トンぐらいということになっています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。ということは、15%はもう無駄に流れているということですよ。ということですよ、ざっくり言えば。ということは、今言うように相当な量、損失をしているわけですよ。その辺も早急に老朽化した、どこが原因なのか、漏水しているところが多分わからないということもあろうかと思えます。土の中に埋まっているわけだから、ある程度道路とか表面化してくるとわかるのですが、そうでないところはもうわからないわけですよ。どこからか15%は漏れているということですので、ただ貴重なやはりお金だと思うのですよ。年間を通して、また長いスパンで見ると、プラントにしても負担がかかっているし、給水量に対して排水量が非常に多いということですので、その辺は早急に何らかの形で改善をしていく。改善をしていけば、やはり水道料も少しは安くなるのではないですか。その15%の分まで僕らは負担しているということになっているのですかね。その辺はどうですか。

○議長（高田豊繁君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） 御指摘ありがとうございます。今御指摘いただいたとおり、実際料金に表れる金額と汲み上げて配水している量が違いますので、夜間の流量調査と夜間人が使わない時間帯に調査をしまして、その区間をある程度区切って、漏水調査の委託ということで、また夜中音聴をしてもらって調査をして、鋭意努力しているところですが、何せ老朽管の更新が今追いついていない状況ですので、なるべく早く更新していけるように努力してまいりたいと思えます。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 是非、もう15%もそれはすごい量だと思いますので、是非早急に改善をしていただきたい。そして水道料もその分安くしていただけるように、本当に町民のために水道課は頑張っているということで、大変大きな評価をいただけたと思いますので、是非よろしく願いいたします。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

-----○-----

## 日程第28 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（高田豊繁君） 日程第28、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議案第18号から議案第24号については、議長を除く9人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第24号については、議長を除く9人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時07分

再開 午後3時07分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせいたします。

委員長に野口靖夫君、副委員長に林隆壽君、以上のとおりでありますので、報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第29 同意第1号 固定資産評価員の選任について

○議長（高田豊繁君） 日程第29、同意第1号「固定資産評価員の選任について」同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 同意第1号、固定資産評価員の選任について提案理由を申し上げます。

地方税法第404条第2項の規定により、与論町大字茶花59番地、福地範正氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

御審議され、同意していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、固定資産評価員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、同意第1号、固定資産評価員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、3月12日本会議（一般質問）であります。当日は午前9時まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後3時13分

# 令和3年第1回与論町議会定例会

第 2 日

令和3年3月12日

令和3年第1回与論町議会定例会会議録  
令和3年3月12日（金曜日）午前9時01分開議

1 議事日程（第2号）

開会の宣告

第1 一般質問

2 出席議員（10人）

1番 南 有 隆 君	2番 原 栄 徳 君
3番 林 敏 治 君	4番 林 隆 壽 君
5番 喜 山 康 三 君	6番 福 地 元一郎 君
7番 大 田 英 勝 君	8番 野 口 靖 夫 君
9番 沖 野 一 雄 君	10番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町 長 山 元 宗 君	副 町 長 久 留 満 博 君
教 育 長 町 岡 光 弘 君	総務企画課長 沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君	税 務 課 長 武 東 真 奈 美 君
町民福祉課長 田 畑 文 成 君	環 境 課 長 白 尾 与 志 一 君
農業委員会事務局長 久 野 泰 司 君	産 業 振 興 課 長 山 下 哲 博 君
商工観光課長 松 村 靖 志 君	建 設 課 長 町 本 和 義 君
教育委員会事務局長 田 畑 博 徳 君	教育委員会生涯学習課長 朝 岡 芳 正 君
水 道 課 長 仁 禮 和 男 君	与論こども園長 富 士 川 智 恵 美 君
茶花こども園長 富 千 加 代 君	那間こども園長 龍 野 勝 志 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 川 上 嘉 久 君	書 記 池 田 レ ミ 君
-------------------	---------------

開議 午前9時01分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（高田豊繁君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 皆様おはようございます。御承知のように昨日の3月11日は、あの東北大震災から10年ということになります。想定外と言われた大地震と大津波は、私たちに大自然災害への備えや多くの教訓を残しました。私たちの愛するこのゆんぬの島が、町が、持続可能なふるさととしてこれからも永遠に輝き続けることができるよう、島の政治や行政に携わる私たちが、自ら率先垂範して災害に対するリスク管理と大きな責任をしっかりと果たしてまいりたいものです。

それでは先に通告しました質問に沿って、順次質問をさせていただきます。

##### 1 町の総合振興計画（期間10年）について

- (1) 今月で最終期となった第5次与論町総合振興計画（期間10年）の具現化、成果等について、どのように総括し、評価されているか。特に「6つの重点プロジェクト」について伺いたい。
- (2) 次期、長期ビジョン「第6次与論町総合振興計画」には、前計画から持ち越した課題等はどのように反映されているか。また、同計画の中で町長の残された任期中に重点的に取り組む具体的な対策について伺いたい。

##### 2 今後の新型コロナ対策等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチンの医療従事者への先行接種が全国で始まっているが、町内における接種態勢の整備や接種スケジュール等について万全の準備ができているか伺いたい。
- (2) 新型コロナ禍の影響により、生活が厳しくなっている家庭やその予備軍的な町民の困窮状況等について、町長はどのように認識し、今後具体的な救済策をどう講じていく考えであるか。

以上です。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。それでは質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、第5次与論町総合振興計画の成果及び評価についてです。

第5次与論町総合振興計画においては、平成23年度から令和2年度の10年間

における重点施策項目として「健康増進プロジェクト」「子宝プロジェクト」「人づくりプロジェクト」「農水産業プロジェクト」「環境プロジェクト」「観光プロジェクト」の6つが重点プロジェクトとして位置付けられています。令和2年度において、第6次与論町総合振興計画策定に向けた、第5次与論町総合振興計画の各分野における施策事業の成果評価を行いました。事業評価方法としては、「AA」を100%達成、「A」を80%以上100%未満、「B」を60%以上80%未満、「C」を60%未満とし、4段階の指標に基づき各施策事業の達成度をまとめています。

御質問の重点プロジェクトについて、この事業評価方法に基づいて成果評価を行った結果、達成率は68%となりました。成果評価の総括として、評価の高かった事業、低かった事業について整理しています。

次期総合振興計画の策定に当たり、第5次与論町総合振興計画の総括成果評価を参考にしながら、まちづくり委員会や各種団体等と意見交換を行い、早急に次期与論町総合振興計画の策定を進めてまいります。

次に、今後の重点的に取り組む具体的な対策についてです。

現在、「第6次与論町総合振興計画」の策定に向けて、第5次与論町総合振興計画の成果評価とあわせて、町内の関係団体や日頃まちづくりの主軸となって御提言をいただいている方々との意見交換会を実施し、まちづくりの課題整理を行っているところです。令和3年度において引き続き、まちづくり委員会や各種関係団体等との意見交換会等を実施し、前計画からの持ち越す課題等の整理を行い、本町の今後10年間のまちづくり方策についての各種施策事業を早急に取りまとめます。

御質問の重点的な施策事項としては、「新型コロナウイルス感染症対策」をはじめ「産業の振興」及び「安心して暮らせるまちづくり」などを軸に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、コロナ対策についてです。接種態勢の整備や接種スケジュール等についてお答え申し上げます。

2月1日付けで与論町新型コロナウイルスワクチン接種対策室を保健センター内に設置して、職員3人を配置しています。

現在、国・県からの情報収集に当たるとともに、町内の医療機関との調整を進めており、医療機関は平日に通常の診療があることから、週末の土・日に集団接種を行うことを想定しています。当初の予定は、3月中旬以降に医療従事者への接種を行い、4月下旬以降に65歳以上の高齢者への接種になる予定でしたが、国・県からのワクチン配布スケジュールが不明確なことから、具体的なスケジュールをお示しできる状況にありません。



なお、医療従事者については、直接県から、医療機関に対して優先接種を働き掛けることとなっており、その他高齢者や基礎疾患を有する方及び一般の方等については、順次接種勧奨を進めてまいります。

次に、生活が厳しくなっている家庭についての認識やその救済策ということですが、これまで、国・県のさまざまな助成制度や地方創生臨時交付金を活用して、一時的な給付金支給等を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により、飲食店や観光業を中心に島内経済は大きな打撃を受けており、その他関連業種にも影響が波及していると考えられ、生活が厳しくなっている家庭も増えつつあるのではないかと感じています。

新型コロナ禍の影響による生活困窮状況については、町税等の免除申請状況や民生委員からの情報収集等に努め、状況に応じ、県の自立相談支援機関につなげるなど対応してまいります。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） ただいまの町長の説明をいただきましたので、さらに細かいところをお聞きしてみたいと思います。

まず、町の総合振興計画、私の勉強不足、情報不足で、執行部がこの時期の第6次総合振興計画にどのように取り組んでおられるのか、あまり情報がなかったものですから非常に心配をしておりました。懸念事項もいっぱいあったのですが、ちょうどこの一般質問の始まる30分前、40分前に資料が私どものテーブルに配布されていまして初めて目を通しまして、正直びっくりしました。非常に素晴らしい内容ですね。私が心配していた懸念はもう吹き飛んでしまいました。中身を見まして非常に感銘を受けています。私も過去に職員であった頃に、この総合振興計画の策定に携わりましたが、非常に今の担当者、課長も含めて素晴らしいと思います。このようなしっかりとした事務、しっかりと現状を把握しながら、また未来に向けてどのようなことをしなくてはいけないかというしっかりとした課題認識をして、頑張っていらっしゃるなど感銘を受けたところです。そこは私の立場としても非常に嬉しいし、また賛辞を申し上げたいと思います。御苦勞様でした。

ただ、残念なのはコロナの影響もあって、町長の施政方針の中にもありましたが、第6次の総合振興計画の策定が、来年度にずれ込んでしまったというのは非常に残念ですが、それも致し方ない背景があります。しかしながら、町長にはリーダーとして、やはりこの令和2年度中にしっかりと策定をしなければならなかったという命題がありますので、町長に今ひとつ施政方針の中で説明しきれなかった部分といいますか、町民に対するもう少し細かな説明が求められるかと思っていますので、町長から一言お願いをします。延長せざるを得なかった背景ですね。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当に御指摘ありがとうございます。主な理由として3つ考えられています。まず1つが、コロナ禍の発生、2回のクラスターがあったのですが、これを受けまして、いろいろな集会在自粛措置になりました。感染症対策ということで会合が開けませんでした。これがまず1つの理由です。

それから2番目が産業分野における町民ヒアリング時に、現時点のコロナ禍の影響が、これの対応がありまして、普段の事業実態とちょっと特別なコロナ禍での様子でございましたので、これが落ち着いたときにまた計画策定ということになった方がいいのではないかという判断がございました。

3つ目が、この令和2年度に完了する環境省のサンゴ礁生態系保全計画とか、あるいは令和3年度に示される内閣府事業の持続可能な観光地づくり事業と、ほかの事業の予定がありましたので、それとあわせて組んでまいりたいということでして、1年間延期になったわけです。大変申しわけなかったと思いますが、そういう事情がありました。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今御説明いただいた内容については、町民の皆様も致し方ないと理解を得られるものだとも私も考えました。総合振興計画というのは、例えば為政者が変わってしまったら、また別の方向に向くということが繰り返されてはいけないということもありますし、やはり行政として終始一貫した方向性、向くべき方向を町民のみんなが同じ方向を向いて進められるようにという趣旨で、自治法でもそのように謳われて、議会の議決を得ることが義務化されていましたが、実は御案内のように、この自治法は改正されたのですね。今の議会にかけなくてはいけないというこの10年計画は、1969年、もう50年以上前に自治法で規定されたのですが、実は2011年5月に改正されました。ちょうど奇しくもこの第5次の総合振興計画をつくった2カ月後に自治法が改正されて、法律が義務化が解かれたのですね。その背景には地方分権であるとか、地方創生であるとかいう時代に流れが始まって、そういった背景の中で自治体のいろいろな事情、そういった現状をしっかりと知る地元自身に、その長期計画の策定というのは任せた方がいいのではないかという声がかんたん増えてきて、そういうふうになったというふう聞いています。そこで、私も与論町につきましては、法律では義務化は解かれたが、やはりそういう自主的に独自のビジョンをつくることは大事ですよということ、2011年7月に、与論町の議会で与論町議会基本条例というのを策定しまして、その中でしっかりと長期計画は議決を受けてくださいねということで盛り込まれています。そこで、それだけ長期ビジョンというのは大事ですが、ちょっと切り込んでみたい

ことは、この長期計画の柱の部分になっています重点プロジェクト、6つあるのですが、健康増進プロジェクトであったり子宝プロジェクトであったり、人づくりプロジェクト、農水産業プロジェクト、環境プロジェクト、観光プロジェクト、この6点が大きな柱になっているわけです。朝配布をいただきましたこの評価報告を見ますと、なるほど、すばらしくかつ比較的、客観的に評価がなされているなどという印象を受けます。細かいところはまだ目を通す時間がなかったのですが、さっと見てみたところ、この評価報告書の7ページとか8ページに、しっかりプロジェクトごとの評価の点数、達成率、進捗度がしっかりと載っています。おおむね客観的に数値が評価されていて、また課題も後のページでまたしっかり抽出されて、どこが課題として残ったのかということも載っているようですので、非常に感心しました。すばらしいと思います。大事なことは、こういうビジョンをしっかりと事務的にきれいに仕上げることはもちろん大事なのですが、肝心なことは、やはり何を実行してどういう施策をしっかりと町民の理解を得ながら進めていくというのが一番大事なことです。それはもう申すまでもなく、絵に描いた餅に終わらないように、総合計画で決めたことをしっかりと町長を先頭に職員一丸となって頑張ってくださいというのが、結論的には申し上げたいことですが、やはりこういったすばらしいビジョンあるいは全計画の評価報告書をつくっても、例えば表現として、木を見て森を見ずということにならないように、大局的にあるいは大所高所からの視点をもって、将来のしっかり未来を見据えて進んでいくというのが理想かと思いますので、そのような形で頑張ってくださいと思います。

それでは個別にプロジェクトを、時間的なあれもありますので、少し切り込んでみたいと思いますが、例えば人づくり事業の中で、人づくりプロジェクトの柱として3点総合計画の中には出ていましたが、1つ目は心豊かな人づくり、2点目はまちづくり人材の育成支援、3番目にシルバー人材センターの設立というのがありました。心豊かな人づくり、まちづくり人材の育成支援、ここにつきましては、学校の幼小中高教育、生涯学習、そういった視点から教育長を中心に頑張っておられることは私どもも評価していますし、あるいはまた総務企画課が中心になっている地域おこし協力隊の活用であるとか、そういったことはやはり評価すべき点であろうかと思っています。一方、高齢者の活用とか地域活性化、今コロナで残念ながらこういう結果になっていますが、やはりコロナ以前から人手不足であったり、地域経済をもっとよくするためにどうしたらいいかということで、シルバー人材センターがその鍵だったのですが、シルバー人材センターは残念ながらまだ設立されておられません。私は個人的にはもう機が熟していると、熟しきっていると考えているのですが、今のうちにシルバー人材センターを設立しないと、私はもう熟しきって腐っ

ていただけだと思っています。私はこのタイミングで、前にも一般質問で申し上げましたが、シルバー人材センターは、その規模は大きなものをする必要はありませんよ。ニーズ調査、供給、やはり町民の需要と供給のことを考えながら小規模でもいいですので、小さなことはされていますが、やはり国からも県からも助成金がいただけのような、しっかりとした組織的なシルバー人材センターを設立して、人手不足を解消して与論の地域経済をしっかりと活性化していただきたいというのを私は考えるのですが、重ねて、以前にも質問申し上げましたが、いかがでしょうか。今の近い将来にシルバー人材センターを、町長の任期中に是非実現していただきたい課題の1つだと私は考えますが、町長の御答弁を求めます。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘をいただきましたシルバー人材センターの設立につきましては、評価がCでございまして、できていないわけですが、その課題としましてはいろいろな広報とか委託内容の精査とかということで課題が出て来ているのですが、やはり一番大きなものは、私は与論町のお年寄りには現役が多くて、今うちの仕事を本当に精いっぱい頑張っていらっしゃると、あるいは健康づくりでまたいろいろなスポーツ大会もしていらっしゃるといって、なかなか今まで応募がなかったということも過去に聞いてございます。そういうことで、それを考えながら今後やはりおっしゃっておられるように、町のそれでもやはり暇な時間がある、余裕のある、あるいは技術を持った方々がいらっしゃるわけですから、そういう方々と一緒にまた立ち上げていくということも必要ではないかなとは考えていますので、担当課と相談をしながら、今後進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） シルバー人材センターをつくれぬ理由というのは、いくらでも考えつくわけだし、私もある程度は理解しています。しかしながら今は、やはりこれまでは例えば高齢者というのは、時間を少し持て余して遊びたいという気持ちの高齢者が多かったと思います。それでできたのです。年金もそれなりに結構高かったですし、しかしこれからは、だんだん年金も目減りしてしまっていて、厳しい高齢者の時代に入っていますので、遊びたい気持ちを抑えて働かなくてはならないという高齢者が増えています。そうしなくてはならないのです。そこで、働きたいというニーズにしっかり応えていく。また町民の側も人手が足りないという背景もありますので、しっかりそういったのを解決していく大きな鍵になるかというふうに私は考えていますので、是非前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次に、プロジェクトの中で、例えば長年の懸案、古くて新しいテーマです。例え

ば農水産業関係で、農水産業プロジェクトの中では、農業の振興、水産業の振興、特産品開発の支援というのが3つの柱になっていますが、この特産品開発という視点ですね。基本計画の中で特産品に関してこういう表現がされています。農・商・工連携ネットワークの構築による特産品5品目のオンリーワンブランドの確立というふうに、非常に理解できる表現ですが、特産品5品目をまず定着させて、与論町独自のオンリーワンブランドを確立したいという目標を掲げられています。そこについてどのように考えて、また今後どの程度力を入れていくのかというのを、産業振興課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） ありがとうございます。特産品に関わり始めて、観光課時代にもいろいろ特産品づくりについては勉強してきたつもりです。今、私どもとして令和2年度から奄振事業の活用を行いながら、特産品の開発について進めているところです。特に今までの特産品については、流通コスト等そういう販売について見出すことができなかつた関係上、そういうものに重点的に置きながら、研修旅費の補助だとか商談会への参加、デザイナー等への委託料、パッケージの開発費そして販売に係る登録料など、専門の先生方の講師招聘旅費などを考えながら、現在に至っています。令和2年度におきましては、前回は御説明したとおり、町民から頑張りたい、こういうものを開発したいということで、応募いただき、今4者の中から2者の方々が一生懸命頑張っていて、販路拡大に努めているところですが、なかなかその商品が大都会というか消費地で、自分の商品がどういう価値でどのような消費者がニーズを求めているのかという、そういう島外の活動が自粛になりましてできなかった関係上、達成することができませんでしたが、引き続き令和3年度においてもその事業を活用しながら、特産品づくりに努めてまいりたいと思っています。ただ商品につきましては、いろいろ各協議会だとか個人でいろいろ開発して進めながら頑張っているところで、まだ目に見えないところもありますが、これを何とか世間に出回るように、また支援をしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） この特産品というのは、今ふるさと納税の返礼品にも非常にニーズが高いのですが、非常に重要なテーマの1つであろうかと思います。もちろん、いろいろな各自治体、地方であればあるほど特産品開発に力を入れて、やはり競合の時代なのですね。しかしそれは、やはり勝たなくてはいけないのです。負けたら沈んでいくわけですね。ですから、従来の補助事業頼み、例えば今奄振という言葉が課長から出ましたが、奄振事業というのは、やはり既存の事業とか従来の机の上で考えた発想しか出てこないという部分もありますので、是非、与論町独自

の現場の人たちの意見、観光関係であれば観光関係、観光農業もそうですが、最先端な情報を入れながら、どういうふうに与論独自のブランドをつくっていくかというのが共通テーマですので、そこをしっかりと知恵を入れながら、具体的には、例えば地域おこし協力隊みたいな外部からの知恵とノウハウを持った人たちをしっかりと支援に加えていただきながら、早急に取り組んでいただきたい。今まだ取り組んでいただいているのですが、その町単独で予算を計上してでも私はやるべきだというふうに考えています。既存の補助事業にはもう乗っけるのはなかなか難しいところもありますので、お金は少しかかりますが、町単独でもしっかりと投資をして、そしてしっかりと将来に向けて投資が回収できるような方策を、やはり立ち上げていくというのが私は大事だと思いますので、是非取り組んでいただきたいと思います。

時間の都合もありますので、今の総合計画、私は朝いただいた資料を見て、これはもう大丈夫だなというふうに安心しましたが、これまで歴代の為政者の先輩方が非常に取り組んでこられて、与論の人口も当初前計画で見込んでいたよりも人口もしっかりと維持されていますし、例えば目標人口令和2年度5,000人でしたが、今は5,119人ですかね、そのような数字もありますし、また所得についても、あれにも載っていましたが、非常に素晴らしい成果が出ています。例えば、具体的にはこの評価報告書の一番最後から2、3枚目のところに、町全体の生産額、所得額が載っていますが、例えば一人当たり町民所得、与論町は最初の数字で平成29年度の実績が216万1000円、大島郡の平均が215万2000円ですので、ついに大島郡の平均を超えたわけですね。このような形で歴代の為政者、山町長、その前の南町長の頑張りで、やはりこれが出てきたのではないかと私は評価しています。今、かつてのどん尻であったこの与論は、今や大島郡の中でもちょうど真ん中ぐらいに位置してきて、非常に素晴らしい躍進を続けているということで、本当にそれなりに評価をしたいと思いますし、このコロナでちょっとブレーキがかかってくるかと思いますが、しっかりと引き続いて取り組んでいただきたい。そのためにも、この総合振興計画をしっかりとしたものにつくっていくことは大事ですので、頑張ってくださいと思います。エールを送る意味で、しっかりと頑張ってくださいと申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

新型コロナ。一番のネックは町長の答弁にありましたように、国・県からのワクチン配布のスケジュールが不明確だということで、これはやはり特に国の厚労省あたりの責任というのが大きいと私は見ているのですが、スケジュールが不明確ですと町民に対する効果的な啓発といえますか、そういったスケジュールが立てられないし、なかなか町民のワクチンを受けようかという機運も下がってくるのですね、モチベーションは下がってきますので。そこへもって、昨日と今朝のニュースでも

出ましたが、沖縄でもまた変異型の検体が8件出たということで、九州で鹿児島について2回目の変異株が見つかったという、あまり面白くないニュースが出ていますが、そういった背景。それから副反応ですね、いわゆる副作用と言っている副反応が御案内のようにアナフィラキシーショック、蜂に刺されたときのような、人によっては非常にアレルギー反応が出るわけですよ。そういった反応がかなり出始めているということで、非常に懸念されることもあって、そういったことを背景に考えると、果たして町民の何割ぐらいがこのワクチンを受けるんだろうかというのが、非常に私は心配なのです。あの人も受けなそうだから私も受けなとかいう人がだんだん増えてくると、非常に与論町全体としてあまり好ましがらざる状況になります。そここのところどういうふうにご考慮されているのか、町長から説明いただきたいと思っております。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘のそれについても、まだ本町にファイザー社のワクチンが来る予定だということで、フリーザーなどは届いているのですが、いつそれが来るのかなかなかつかめないところで、予定は出てきているわけですが、そういうところでごさいます、その接種につきましても先ほど申し上げましたように、職員を3人配置して対策を練って、県との連携をしながら情報をいただきながらやっているわけですが、今までインフルエンザのワクチン接種の状況などでは、48%から49%の接種率だということですが、集団免疫ができるためには、やはり7割ぐらいの接種が必要だと言われておりますので、本町も7割の接種を目指していろいろPRをしながら、また皆さん方の御理解をいただきながら進めていければなと今取り組み中です。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今町長から説明を受けましたように、町長もよく実情しっかり把握していらっしゃるという印象を受けました。今おっしゃったように、果たしてこの町民の7割とか8割が受けるんだろうかという心配はあると私も考えています。いろいろな専門の学者の推論というか、いろいろなネットで見ますと、やはりワクチン接種については、例えば大阪あたりを中心に考えている学者の意見を見ますと、やはり接種率が半分いかないのではないかと、そういう懸念が出ているわけですよ。今の変異株のこととかファイザー社のワクチンは変異株にも有効だといっているようですが、変異株のこととかアラフィラキシーショックのことも考えたときにどうかというところがあります。しかしながら、政治や行政というのは、やはり全体のことを考えなくてはいけませんので、個人個人、これはワクチンを受けるのは個人判断になってくるのですが、逆に言えば個人責任になってくる

わけですよ。国は、いざそのいろいろな副反応が出たりしたら、予防接種法によって医療費とか障害年金等の給付で救済しますよと言っているのだが、逆に言えばそういう恐れも十分にあるということですよ。そうしたときに、やはり体力的に自信がある人と極端にない人というのは、受けない可能性があるわけですよ。そういうちょっと個人の判断に任されるというところが非常にネックになっていて、そこをしっかりと政治や行政の力で、しっかりと接種率を高めていかなくちやいけないというのがやはり命題なのですね。そのところはどういうふうにしっかりと解決していったって、さっき町長からありましたように、7割、8割の町民が受けられるようにするためには、どのようにすべきかという具体的なところを町民福祉課長に尋ねたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） お話の中に出ているように、確かに7割達成できるのだろうかというのを危惧しています。そういった中で、やはり町としてもそれなりの安心又は必要性、なぜワクチンが必要なのか、その必要性和安全性に対して周知していかなければいけないと思っております、もちろん義務ではございませんので、御本人の選択ではあるのですが、やはり理解を求める努力は行政として必要だと思っております、ただ、医療機関と話していく中でどうしても普段の平日については、非常に仕事がひっ迫している状況でありまして、平日はちょっと難しいというお話がありまして、今のところ土日を使った形で想定をしているのですが、それだとやはり結構期間がかかってしまうということもあって、どうしたらいいのかいろいろ今検討中ではあるのですが、できれば施設に赴いて施設の中でやったりできないかとか、いろいろ考えていかないと難しいのかなと思っております、その点お医者さんといろいろ話をしながら進めているところなのですが、そのワクチンそのものが、いつ来るのかもはっきり本当に示されない状況でして、こちらの予定としては、早くて4月の末から、恐らく今のところは5月の連休から始まるのかなと思っております、県に対しても結局10箱とか8箱とかそういった形で来ているものですから、医療従事者に対するそれが与論町にはまだ届いていない状況でして、そのワクチンそのものがいつ届くかというのも本当に不明確なところでございまして、大変恐縮なのですが、しっかりといつから始めますというスケジュールがお示しできないところが、非常に申しわけなく思っています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今の課長の答弁では、具体的なところは少し足りないなという印象を受けたのですが、総論としては、誰もが考えることでそのとおりでと思いますが、もう少し具体的にどうすればワクチン接種を受ける町民が増えるのか。しっ



かり7割、8割という目標を達成できるのかというもう少し具体的にしっかり検討して万全の体制をつくっていただきたいというのが、私の希望であり提案です。是非よろしくをお願いします。

それでは、最後にこの新型コロナの影響を受けた非常に経済的に厳しくなっている方々の救済というのを、もう少し説明いただきたいと思いますが、どうですか町民福祉課長、町長の答弁はさっき拝聴しましたので、具体的にどのくらい生活に困窮している方がいるか非常に抽象的な表現だし、抽象的な答えしか期待できないかもしれませんが、どのように現状を捉え、どうしたらいいのではないかと考えておられるのか、町民福祉課長の立場で意見を聞きたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 令和2年度におきましては、ある程度この回答にも入っているのですが、一次給付金的なことはかなりやっていたのではないかと考えておきまして、ひとり親世帯に対する臨時特別給付金も基本給付で申請不要でもって59件、1世帯5万円、追加でまた5万円、そしてまた、新型コロナウイルスの影響を受けた家計に対しての急変に対する収入が減少した方の申請の方に対して23件、それも1世帯5万円という形で支給をしております、あと社会福祉協議会の方で取り組んでいます緊急小口資金、こういったことにつきましても、主に休業された方に対して13件、また総合支援資金が15件、また延長5件、再延長2件という形で、令和2年度に関しましては、ある程度の支援とかは行き届いているのではないかと考えているのですが、大体の制度自体が今年度で打ち切りと申しますか、そういったものもあるものですから、令和3年度にかけて今後が長期になってきた場合に、そこが心配されるところがございます。中には、社会福祉協議会についてはある程度来年度も延長されるようには聞いてはいるのですが、去年ございました地方創生臨時交付金につきましても、結局令和2年度の方だけなものですから、それを令和3年度に入れるというまだ保障はないものですから、そういったことも受けて、国・県からの財政がない部分、どういうふうに支援していけばいいのか、今後の課題ではあります。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今課長から総合支援資金とか、いろいろな手当の制度の話がありました、例えば社会福祉協議会が窓口になっている生活福祉資金関係ですね。特徴的なのはこのコロナの関係で2つあって、課長からもありましたが緊急小口資金、これは10万円から20万円貸し付けるというものですが、貸し付けなのだが貸し付けというのは後で返さなくてはいけないわけなのですが、令和3年度の住民税が非課税世帯というのは償還を免除するという制度になっているようですね。そ

のように変えたということです。これで少し人気があつて、今社会福祉協議会に聞いてみましたら、18人の方々が受給をしたということを確認しています。それから、さっき課長からありましたように総合支援資金、これは15万円から20万円ですが、この資金も似たような資金なのですが、3カ月間融資期間があつて、通常は1年後に1年据え置きで償還をしていくという形のもので、この資金については、1回借りた人でも、また延長して新たに借りる。またさらにその再延長もできるといふことで、これについてはトータルで15人が借りている。結局さっきの緊急小口資金の18人と総合支援資金の15人、それなりの数字ですが、両方また借りている方もいらっしゃるということ、それをうまくやれば結構な金額が免除されたりしながら借りることができる、生活資金に回すことができるというありがたい制度なのですが、これを借りている方々の内訳を見てみますと、もちろん生活に困っている方々が例えばダイビング業者であったり、観光関係の個人事業主、いわゆるフリーランスという言葉が使われていますが、そういったフリーランスの方々、あるいは飲食業とかそういった方々が主なのですね。要は、旅んちゅが多いのです、これを借りている方々。どういうことかといふと、島に来られる旅んちゅは非常に情報が早くて、ITに長けていますので、いろいろなネットからの情報も取って非常に対応が早くて、もらえるものは本当に情報が早くてさっともらうのです。ところがいわゆる島んちゅの情報の疎い方々、ちょっと言葉が悪いのですが、低所得者層といふのは情報にもやはり格差があつて、情報にも疎いのですよ。役場からの文書、2週間に1回、回ってくる文書すらもすぐごみ箱にいたり、見る暇もないという方もいらっしゃいますのでね。そういう意味では非常に情報過疎といふか情報格差が非常にこういうところでも出てきます。ですから、少し世の中の流れから取り残された感のある例えば高齢者であるとか、日々の暮らしに追われているような自営業の方々、農業だけしかやっていないとか、もう海と家とした往復してないといふ漁業の方々とか、あるいは非正規の社員であるとか、母子家庭あるいは父子家庭、そういった方々のリスクが非常に高いわけですね。貧困といふ言葉は悪いのですが、所得がなかなか伸びない、コロナの影響で仕事がない、そういった方々はやはりどうしても出てきますので、これからはますます出てくるでしょう。そういう意味で、最終的な手段は、今の菅総理が生活保護があるからいいじゃないのみたいな発言で問題になりましたが、最後の最後の手段が生活保護であつて、やはりそうならないためのいろいろな手当が必要なわけですね。そのために町独自のいろいろな施策も大事なわけですね。今は、その生活困窮者に対する窓口といふのは、御案内のように社会福祉協議会であつたり、役場の町民福祉課であつたり、あるいは県の福祉事務所であつたり、最も地域に、現場に密着している民生委員の

方々、そういった方々がお手伝いをする窓口になるかと思いますが、こういった方々の連携とかそういった方もやはり当然必要であるし、まだいろいろな制度があるのを見聞きしながらも、そこまで至っていないそういう方々もあるかと思うのですよね。そういった方をしっかりと掘り起こして、しっかりと啓発を進めながら、こういった制度の恩恵を受けさせていくというのが、私は行政の責任であろうし、私たち政治の責任であろうかとも考えます。そのあたりを今からまだこの制度がしっかり行きわたってない方もあるかと思うのですが、そういった方々の把握も含めてどのように対策をしていかれるのか、副町長にお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 今、沖野議員からありました状況の把握という面ですが、集落あるいはそういった組織の方々がおられますので、そういった情報はもちろんなのですが、やはり求められているのは手厚い支援を望まれているわけで、しかし行政としてまたできる分については、最小限度の生活維持をしていくというような部分もありますので、その辺をまたしっかりと各機関と連携をしながら、把握を進めてまいりたいと思います。まだ、今後第3次の補正予算も年度内に出す予定にはしているのですが、どちらかといいますと現状維持の生活というよりも、むしろ次へつなげるような予算の使い方に政府が振り向けられていますので、またその辺も含めながら、全体的に考えてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今副町長から説明を受けましたが、ちょっと具体性に欠けるという印象を受けました。1つの提案ですが、これができるかどうかはまた町長を中心に、町民福祉課を中心に考えていただきたいと思いますが、例えば、台風災害を受けて被害が非常に甚大であったというときには、役場職員を使って災害調査に出ます。そこまでしなくてもいいでしょうが、ある程度例えば今の組織でも、地域には民生委員がおられますし、あるいは館長の下に小組合長がおられます。そういった民間の方々をしっかりと活用しながら、あまり微に入り細に入り調査する必要はないと思うのですが、コロナの影響を受けて生活に困っていきそうな世帯だけでも結構ですので、そういったところをしっかりと抽出して、生活困窮状況をしっかりと把握してデータを積み上げるということの作業は、非常に重要ではないかと私は考えます。先ほど申し上げましたように、一番都合のよい、使い勝手のよい生活資金になっている緊急小口資金とか、総合支援資金とかいうのを利用しているのは、ほとんどが旅んちゅなのです。島んちゅはほとんどないのです、少ないのです。それは1つはやはり情報がないからなのです。情報プラス行動しないからなのです。与

論の生活保護率が低いのもそういうのが1つの原因です。世間体もあり、人の目が気になるという考え方もあります。それでは与論の経済は良くなるんでね。やはり生活にあえいでいる苦しい方々を救って、一緒に与論をつくっていくというのが、やはり為政者の仕事であるし政治や行政の役割だと思っています。例えばですが、そういった災害調査ほどではありませんが、民生委員の方々や小組合長あたりを使って、あるいは場合によっては役場の職員でもいいでしょう。困っていそうな世帯をしっかりと見て、相談に乗ってあげるとか、役場の相談窓口につなげるとか、そういった努力をしていただきたいという私の1つの提案ですが、ボツになってもちょっと残念なことになるかもしれませんが、しっかり1つの提案として検討いただきたいと思いますと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御提案ありがとうございました。私もよく実態を把握してみますと、情報の早い方々が早く取り掛かっているというふうなことをよく耳にしますし、またこの人たちよりもこの人たちがということも、内心想ったりすることもあるわけですが、今おっしゃるように与論の町民性、島民性というのもありますし、そういうようなことを勘案しながら、また民生委員と小組合長等ともいろいろと打ち合わせをして検討してまいりたいと思います。何はともあれ、町民が安心して暮らせるような社会をつくるのが政治の役割ですので、そういう点では努力をしてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 先ほどの総合計画でも出ましたように、さまざまな課題が与論には山積しています。当面、コロナですが、やはりコロナを巡る問題を解決しながら、次の長期ビジョンをしっかりと策定していただいて、いい方向に進むように共に頑張りたいと思いますし、町長の任期もだんだんカウントダウンになってまいりました。そこをしっかりと山町長のカラーも出していただきながら、積極果敢な与論町政を展開していただきたいと期待をしながら、時間7分前ですが、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君の一般質問を終わります。

次は、3番、林敏治君に発言を許します。

3番。

○3番（林 敏治君） 令和3年第1回議会定例会一般質問をいたします。

1 NPO法人メッシュ・サポートの航空機・救急ヘリの活用について

(1) 現在、奄美ドクターヘリによる救急搬送は、原則的に奄美群島内の医療機関への搬送となっており、町民が要望する沖縄への搬送は厳しい現状と

なっている。こうした中、NPO法人メッシュ・サポートは南西諸島全域（離島・僻地）における医療格差の改善を図るため、多くの方からの支援を財源に航空機や救急ヘリを用いた離島医療支援活動に取り組んでいる。本町においても、メッシュ・サポートを活用した救急搬送体制が構築できるよう、役場庁舎内に募金箱を設置するなど、町民一丸となって同法人の運営支援活動を推進する必要があると考えるが、町長はどう考えているか。

- (2) NPO法人メッシュ・サポートは、救急搬送だけでなく民間便での移動が困難な骨折等の手術のための搬送や、手術後に民間便での帰島が困難な方の搬送など公的ドクターヘリではできない離島医療問題改善に取り組んでいる。今後、町民が安心して暮らせる医療体制の充実を図るために、メッシュ・サポートや関係する医療機関等に強く協力要請を行う考えはないか。

## 2 皆田海岸の公園整備について

- (1) 皆田海岸の公園整備については、以前から早期実現を求める声が多く、住民から上がっているが、現在、山口誓子の句碑周辺の伐採以外進捗していない。

美しい景観をいかした魅力ある観光地づくりと子育て環境の整備という観点から、公園整備の実現に向けて計画的に推進する考えはないか。

以上お伺いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えします。

まず最初に、NPO法人メッシュ・サポートの運営支援についてどう考えているかということです。

NPO法人メッシュ・サポートの航空機（軽飛行機）と救急ヘリの活用については、運営体制が異なっています。

まず、航空機（軽飛行機）については、全て会員会費と個人・企業等からの寄附金で運営されています。

一方、救急ヘリについては、沖縄北部広域市町村組合（構成は12市町村）からの運営費補助として、総額7400万円ほどで運航を受託されています。財源の内訳としては、国の北部振興事業補助金から8割の5900万円、残りの2割を12市町村が負担しています。

御提案の同法人への運営支援活動については、役場庁舎内に募金箱を設置して寄附活動を行うことも今後の同法人を支援するために必要かと考えます。

なお、ハードルは高いと思われませんが、沖縄北部広域市町村組合に対して本町が

負担金を拠出することで、本町を救急ヘリ運航圏域の対象に加えていただけないか要請を行ってまいりたいと考えています。

次に、NPO法人メッシュ・サポートへの協力要請についてです。

NPO法人メッシュ・サポートの航空機（軽飛行機）による搬送については、細かなところで課題もありますが、御提案のとおり、公的ドクターヘリではできない手術後の帰島搬送など患者サイドに有為なサービスも可能であり、メリットがあると思います。

今後、同法人との連携強化のあり方について、近隣自治体や与論徳洲会病院等とも協議してまいります。

次に、皆田海岸の公園整備についてです。

皆田海岸の公園整備については、集落の方々と協議を行い、山口誓子句碑周辺の伐採を行うとともに、公園整備に関する具体的な要望書を提出いただいています。

現在、この要望書をもとに、県の魅力ある観光地づくり事業や奄振事業等を活用し整備ができないか検討を行っています。

しかし、自然公園法に基づく許可申請手続き及び事業採択に時間がかかることから、伐採や植栽等の軽微な整備については、観光施設周辺環境整備事業を活用し、来年度中に整備を進めてまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） まず最初に、奄美ドクターヘリと沖縄ドクターヘリの運航について少し触れます。

昨年、鹿児島県において県庁の職員や県議会に要望書を提出して、意見交換会をこれまでに行ってきています。また今回は、島想会の方から与論島からの急患搬送は本人、家族の意思を尊重し、奄美ドクターヘリによる大島病院に搬送とあわせ、沖縄ドクターヘリによる沖縄医療機関搬送を併用することの要望書と3,623筆の署名を町長、議会、消防与論分遣所に提出していただいています。2016年の12月から奄美ドクターヘリの運航を開始したため、以前沖縄ドクターヘリがカバーしていた鹿児島県の奄美ドクターヘリが出動中などで出動できない場合のみ、沖縄ドクターヘリが対応しているということです。また、沖縄ドクターヘリの運航については、運航時間が奄美ドクターヘリより長いということです。そのため、沖縄ドクターヘリが鹿児島県の与論になかなか運航できないという場合がございます。そこで、このNPO法人メッシュ・サポートの航空機を活用したらどうかということです。簡単に結論から申しますと、沖縄ドクターヘリとあわせてNPO法人メッシュ・サポートの航空機を併用して活用して、町民が安心・安全な暮らしができるように、医療体制を充実していただきたいというのが私の結論です。

そういったことから、少しだけ中身を説明しながら質問させていただきます。確かに答弁書の中に、詳しい内容が細かく書いてございます。このNPO法人メッシュ・サポートの小型の飛行機については、やはり寄附金で成り立っているということです。2019年度は、このNPO法人メッシュ・サポートの飛行機は、約5500万円の寄附金が集まったそうです。そして2020年度の12月まで、新型コロナの影響で2600万円ほど半減しているということです。そのために繰越金で現在は運用しているという、このNPO法人メッシュ・サポートの飛行機の運営状況です。そしてこちらに詳しく細かく答弁されていますこの緊急ヘリについては、沖縄北部広域事務組合からNPO法人メッシュ・サポートに委託をしております、国からの運営費が約8割、こういうふうにしながら運営しているということです。そういうことですので、今回私が質問したことは、与論町として私たちが本当に町民の方々が非常に奄美ドクターヘリが運用できない場合は、沖縄ドクターヘリを是非併用して家族の意見を通してくださいということで、今陳情あるいは要望書も来ていますが、これについて町長はどうお考えありますか。御見解をお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 島想会の活動によって、本当に私たち与論町民の気持ちが1つにまとまってきているなど思っているところです。普段から沖縄の病院に通っている皆様方、あるいは緊急を要する時間的な節約の問題ということで、沖縄の方に行きたいという方々も多いということは、実態はよくわかっているわけです。署名していただいた島内の方々の署名をもとにしながら持って、県にお願いに参りましたが、なかなか今のところすぐ、はい、そうですかというわけにはいかないのではないかなと思っています。今後やはりこれは継続して続けていかなければならないということです。島外の与論を愛する方々、与論会の方々等からもまた追加して署名をいただいていますので、そういうのをもとにしながら、みんな一緒になってまたこの運動はずっと続けていかなければならないと、今考えているところです。議会の皆様方も、また御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 沖縄ドクターヘリについても、是非沖縄県に出向いて訪問されて、沖縄地区のいろいろな医療機関等にひとつ要望していただきたい。また、当然それは地元の医療機関に、院長あたりにもまた何回も要請していただきたいということです。どうしたらその与論町民のこの3,600人の方々の署名、真心、そしてそういう医療の充実を訴えているかということを考えてとき、やはり町長の後ろ姿を、その姿勢を見せるべきではないかということで、もう本当にこれが、私は町長の仕事ではないかということで思っているのですが、どうかひとつ今後とも是

非積極的に頑張っていたいただきたい。この任期中に一生懸命頑張っていたいただきたいということです。そういうことですが、ドクターヘリについてはこの辺で頑張っていただけのもと考えて、今度は、このNPO法人メッシュ・サポートのことについては、いろいろあるようですが、大体NPO法人メッシュ・サポートの飛行機の活動実績をみますと、2019年が大体24件ぐらいで、2020年が90件から100件ぐらいですね。その中で2019年度は24件の中に、与論パナウル診療所が活用しています。そしてまた与論徳洲会病院に搬送もされているようです。それから沖永良部の朝戸医院、あるいは徳之島徳洲会病院、沖永良部徳洲会病院などは、NPO法人メッシュ・サポートを相当活用されているということです。寄附金につきましては、NPO法人メッシュ・サポートにいろいろ意見を聞きますと、そんなには集まらないだろうと、その金額に対してはですね。金額はいくら集めなさいということではないと。ただ、その地域、その町民、与論島の方々の思いを届けてくださいということですので、それを是非役場の与論町の一番もとになる役場庁舎に置いたらどうかということなのです。ちなみに、私は赤い羽根募金というのを調べてみたら、いくら集まっているかというところ83万円ぐらいでしょう。あの募金関係もそのくらいしか集まらないのです。いくらあらゆる小組合を使って集めたとしてもですね。だからそんなには期待していないということです。ですから、是非この与論の我々町民の姿勢を見せてくれということですので、是非とも今後検討されて頑張っていたいただきたいと思います。それについて副町長、ちょっと笑っておられますが、どうぞひとつお願いします。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） この問題は先ほど町長からも答弁があったわけなのですが、沖縄県の北部の事情も見てみますと、北部の島々に滑走路がないから、結局は飛行機が使えない。飛行機が使えないからヘリコプターになっている。ヘリコプターになって北部の病院を拠点にして動いている。そして我々、沖縄沖縄と言いますが、与論町みんなが本当に搬送してほしいのは沖縄の中でも那覇じゃないかというのをもっともっと強調すべきじゃないかと思います。普段から我々がお世話になっているのは那覇の医療機関であって、全体的な沖縄の医療機関という中でも限定をしてある程度進めていかないと、沖永良部、与論、徳之島からこのセスナを利用するということは、幸いにしまして滑走路があるから飛行機が使えるのであって、ドクターヘリだけの問題ではなくて、今後はこの飛行機をいかにして活用するかという方向に切り替えていく、ドクターヘリと軽飛行機というのは切り離して考えるべきではないかと私は考えています。そういった中で、ドクターヘリの最初の目的と言うのですか、奄美の方でも拠点にして達成をされていますので、それに輪をかけて



住民の意向に沿うような形で、できるだけまた展開していければと思いますので、よろしくをお願いします。寄附金についても大いにPRもしながら、何とかお役に立てればと考えています。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） もちろん、飛行機と救急ヘリとは全く別な方向で運用はしているのですが、この実績を見ますと、当然ながら南部徳洲会あるいはいろいろな医療機関に搬送されているのです。北部だけではありません。ですから要するに広域事務組合が委託をしたのがヘリなのですね。そのヘリはただ北部だけであるということではないのです。これはもう当然大きな病院に搬送するのが当たり前です。ですからそういったこともやはり含めて、つまり与論は沖縄県の生活圏、沖縄圏にあるということですので、だからこそ町民が、沖縄に是非ヘリを飛ばしてくれというその要望が伝わってくるわけですから、やはり生活ということを考えたときには、この奄美よりは沖縄に飛んでほしいというのが、大体の私は一般の町民の考えではないかと思っています。

総務企画課長、この間NPO法人メッシュ・サポートが飛んできたんですね。そして恐らく見学をされたと思うのです。その感想をお聞きしたいのですが、よろしいですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 感想ということですが、私は今回のNPO法人メッシュ・サポートの軽飛行機については、今回だけではなくて、大分前にも見学をしたことがあります。かなり狭いといいますか、1人か2人、そんなに何人も乗れないような感じだというふうに考えたところですが、私のところから今回みえたときに、その寄附のお話を町役場として御提案は募金箱というお話なのですが、それももちろん可能ではあります。そのほかの手段として、例えば今ふるさと納税の離島振興事業というのが4つの中にあるとして、その離島振興の中で、与論町はNPO法人メッシュ・サポートを応援していますとか、そういうことを発信していけば、それを使ってといいますか、寄附もできるのかなというふうに検討できるかなと思います。

もう一つ、先方からその金額はいくらとかいう話ではないようでして、そうすると歳出側に組むときに、いくらを寄附として見積もっておくかというのがわからないので、できましたら与論町としてどれぐらいを出すかというのが少しわかれば、例えば寄附者の方々からもらった分に加えて、離島振興ということで拡大解釈して、そこから補てんするとかそういったことは可能じゃないかなとは思っていますので、また勉強させていただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 今、総務企画課長がおっしゃった、まさにそのいろいろな沖縄北部のそういった振興事業を新たに新設していただいて、金額はいくらかわかりませんが、少しでも沖縄北部との事業交流をしているのだという、こういうことも必要じゃないかと思えます。というのをなぜ申しますかという、今ふるさと納税から、いろいろいうと沖縄北部交流事業を支出されています。その内容は、やはり港にいろいろな2,000円程度のプレミアム商品券を置いているということです。ですから、その全体的に考えてみると、その沖縄との連携型の振興事業というのは、これは一番重要なことでありまして、今度7月からは、高速船「ふじ」60人乗りが運航すると聞いています。それで、その高速船も、沖縄北部大宜味村の塩屋漁港から与論港そして知名港というような運航を、今予定しています。さらには、沖永良部は今帰仁村と友好都市協定を結んでいますね。ですから我が与論町も何とか沖縄北部との連携型を表に出して、積極的に推進する必要があるのではないかと思います。そういうことも含めて、私はこういう沖縄の医療に対して勉強する必要があるのではないかと思います。町長、こういう考え方はいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御提案ありがとうございます。今言われたとおり、NPO法人メッシュ・サポートの航空機の寄附については、本当に私たちはもっともっと募金箱を置くだけでは、少し恥ずかしいかなと思ったりもしていろいろ考えているのですが、今御提案がありましたそれをまた超えて、今度は沖縄北部との連携をやっていけないかということですが、今私たちは、役場の職員同士の交流とかあるいは民間のいろいろな各課での交流なども進めているわけですので、国頭村等とも非常によく交流し、あるいはお互いの集落の祭り等にも参加したりということで交流を深めています。これを今明文化はしてごさいませんが、今後また向こうとも話し合いをしながら、交流がもっと進めるようにしてまいりたいと思います。ちなみに、奄美広域と沖縄との広域の交流があるわけですが、その中の事業としてヨロン・おきなわ音楽交流祭というのがございます。奄美の中でそういう交流をしているのは、ヨロン・おきなわ音楽交流祭とあと一つぐらいしかないということです。ですから、そういうことで奄美の中でも特に南3島は、沖縄との文化的な交流が近いわけですので、今後もそういうことをまた契機としながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 町民福祉課長、課長としての今後の考え方。また当然、今新型コロナウイルス感染症で頭がいっぱいだと思うのですが、こういった地域医療の充

実という観点からどうですか。どのように考えておられるかお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） このNPO法人メッシュ・サポートに関しましては、古川先生が以前からすごくこの件には、御自分も寄附をされながら御利用されたり、またいろいろ進めていらっしゃったのですが、確かにこれは利点もありまして、やはりこの中に救急ヘリの件については、沖縄の北部広域事務組合が取り組んでいるものですから、その中に会員としては入れないかなというのを希望しているのですが、ただ向こうの場合は、どうしても国からの北部振興事業補助金が入っていますので、それを県外の与論町に対して該当させられるのかというネックがございます。その点ハードルが高いのではないかなと思っているのですが、もしよろしければそういったことも含めながら、これまでの交流も含めてそういったお互いのすぐ隣島ですので、交流を深めていくような形で持っていけたらなというように非常に希望しています。

ただ、軽飛行機に関しましては、またちょっとだけ緊急的なものとしては、どうしても空港に一旦降りてそこからまた救急車といった形で、緊急性につきましては、少し余裕のある方でないと難しいのかなというふうに思ったりもします。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） そのNPO法人メッシュ・サポートの飛行機につきましては、ドクターヘリとは違って、向こうから医師と看護師が付いてこないものですから、ドクターヘリの場合は付いてきますが。しかしここからNPO法人メッシュ・サポートを要請したときには、ここの医師と看護師を誰か搭乗させて乗っていくという形なのですね。それで操縦士と補助員が2人で、あと患者が1人、そして医師かその看護師の4人ということになっています。ですから、私も見学に行ったのですが、そのNPO法人メッシュ・サポートの飛行機はちょっと狭いなという感は確かにしました。そういうことで、確かに緊急性については、やはりこの沖縄ドクターヘリの方が私はいいと思います。しかしながら、沖縄ドクターヘリが要請できない場合の話を僕はしておりまして、これも併用してひとつ、できれば沖縄に行きたいという方については、こういうのもあわせて要望した方がいいのではないかという気持ちで、これは質問をしているわけですので、是非、今後ともひとつ検討されて、皆さん方前向きな考え方で積極的に取り組んでいただきたいと思います。

そういうことで、要は私が最も強く要望したいことは、町長が例えば浦添総合病院救命緊急センターというところにひとつ訪問されて、そういうところに町長と議長ですね、最初そこに行って力強く要望をするということ、要請するということが、これが私は一番大事ではないかと思っています。そしてまたいろいろな医療機関も

あるでしょうし、またNPO法人メッシュ・サポートのところも訪問されて、そういった沖縄県の関連医療施設を訪問されるということが一番大事ではないかと思えます。先ほど要望書を鹿児島県に提出したら、あまり何か受け入れられなかったという話を聞きまして非常に残念ですが、だからこそ、何回も行ってお願いをすることが一番重要ですので、是非今後とも町長の心温まる行動力、訪問、そしてお願いする要望の力を私は期待をしていますので、是非ひとつ一丸となって、執行部の皆さんが頑張ってください。それを要望して、この件については終わります。

それと2点目に、もう何回も私は質問しているわけで、耳が痛いのですが。この皆田海岸の公園整備については、以前からいろいろな集落の代表あるいは地域の方々、あるいは子供たちを持っているお母さん方からいろいろな話を、いつできるのか、いつできるのかということで、いろいろ聞いています。そういうこともあって、また今回こういうふうに質問させていただきます。確かに山口誓子の句碑周辺の伐採はもう既にされていますよね。この間行ってみたら、小さな椅子も置いてありました。本当は向こうは、10メートルぐらい移動して設置しないとイケないなということでお願いをしているわけです。というのも、集落の方々を交えて、町長室で要望書を提出して意見交換会をしてあります。こういう資料に基づいて要望書を出していますが、この中に、いろいろと植栽のことそして転落防止柵や山口誓子の周辺の移動の設置、トイレの周りにいろいろな椅子テーブルを置いてほしい、ベンチを置いてほしい、そして愛の鐘というのもできれば設置してほしいという要望事項をお願いしてあります。ですが、実際にその事業計画がなかなか提出されていない。また本当にこの要望書に沿って、皆さん方が果たして動いているのか、あるいはどうしているのか。そういうのがなかなかこちらとしては見られないということで、これは再度また要望をするわけです。ただ、答弁書を見ると、これは来年やりますということになっていますが、具体的な内容をひとつ商工観光課長、説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

平成27年度からふるさと集落から陳情がありまして、平成28年度の議会に提出がありまして、また昨年6月に再度提出がありまして、また今回ということになっています。今、昨年議会が終わってから10月に今見せていただきましたふるさと集落の公園の要望ということで、確認をいたしています。これによって、またどういうふうにしてまいりたいという思いがわかってきました。それにその事業をするためには、大変なお金がかかりそうな感じです。それで、こういうのは鹿児島

県の観光地づくり事業とか奄振とかそういう補助を使ってではないと、ちょっと難しいのかなと考えています。今そちらの方を鹿児島県の沖永良部事務所の担当者の方とどういう事業でできればいいかという相談をしていこうかなというところと、あと環境省大島支庁の自然公園の担当の方と今連絡を取っております、確認しましたところ、非常に細かい許可手続きがあるようです。そちらが長引きそうだとということで、現在観光施設周辺整備事業というのをヨロン島観光協会でコロナの収束に向けて観光施設の環境整備を実施する事業を今やっているのですが、コロナで収入が減少された方々を使って環境整備をしています。その予算を使いまして、軽微な感じで整備していければなというふうに考えているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 確かに港は自然公園法が対象となっていますので、しかしながら奄美百景にこれは登録されているということですので、どうかシーマンズの天皇陛下が、向こうに百合ヶ浜を見ていただいたあそこの公園のようなことも是非必要ではないかと思っているのです。それでどうかひとつそういった公園の計画書、どのような公園を青写真でもいいですが、その事業計画の中身、いくらぐらいかかるのか、そういったことも是非検討してください。もちろんそれは、こちらの答弁の中にあります観光施設周辺環境整備事業あるいは奄振事業からということですので、この観光施設周辺環境整備事業というのは、これは県の100%の補助だと思っておりますよ。だからそういうのを考えれば、これはもう早急に奄美の国立公園になっているわけですから、そういった手続きを早めにしていただいて、是非積極的に取り組んでいただきたいという、これはもう切なる要望です。どう思われていますか。今後の県に言って、いろいろ計画書をつくったりするのは、これは来年できますか、今年ですか。商工観光課長お願いします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 実際のところ、すぐに来年できるというお答えはできません。やはり順序を通して県に申請、環境省の許可をいただけないと、実際に見えてこないのかなと思っていますので、大変申しわけございませんが、もうちょっと答えができればまた御報告できればと思っていますので、よろしく申し上げます。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 今年は百合ヶ浜周辺の歩道の整備ということですが、その歩道の整備事業、これが本当の費用対効果があって、どれだけの方がそこを利用していただけるか私は非常に心配しています。しかしながら、その与論の周辺、海岸沿い、あらゆるところにいろいろなパワースポットがございます、またいろいろな観光

名所もあります。そういったことで、商工観光課は、やはりあらゆるスポットを巡っていただいて、どうしても与論に残して次の世代に引き継ぐような、新しいそういった発想でひとつ整備事業も考えていただきたいなと思います。お客様が与論にいらっしゃるいろいろなアンケート調査を見ると、やはり与論に来たい、住みたいという方は、やはり与論のこの癒やし、安心してゆったりとして暮らせるこの癒やしを求めて、精神的な癒やしですね。そういったことを求めて来島される方が多いと聞いています。そういったことを考えたときに、やはり景観の整備なり、あるいはそこでまたゆっくりできるような施設はあまりつくってはいけませんが、施設をつくったり、そういうふう整備をしていく必要があるのではないかと思います。そういうことも含めて、町長どうですか。こういった与論町の魅力のある観光地づくりについて、どう思われているかお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 言われるように、本当に与論の周辺は大変すばらしい景観のところが多くて、非常にありがたい自然を祖先は残してくれたのだなということをつくづく回るたびに思うわけですが、その公園整備につきましても、相当検討して考えていかないと、いろいろな施設をつくったり、あるいはつくったのが後で壊れてその修理がまた大変だったりということもありますので、環境については、本当に慎重に慎重にやっていかなければいけないのではないかなと思います。ただし、その皆田海岸の公園整備につきましては、集落民の方々は公民館長を中心にしながら要望が上がっているわけですので、みんなで検討して行って、自然公園法との絡みも出てくると思いますが、できるだけ皆さんの御要望に沿うように努力をしてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） ありがとうございます。最後に皆田海岸にある山口誓子の句碑の俳句を詠んで終わります。「冬も青離は神饌の棚なるよ」ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩して、10時50分から始めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

-----○-----

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、喜山康三君に発言を許します。

5番。

○5番（喜山康三君） 一般質問を行います。一般質問は何回やっても緊張します。では始めます。

1 将来を見据えた事業の取組について

少子高齢化と人口減少が進行するなか、新型コロナによる経済減速により国はもちろん本町予算に影響が及ぶことは避けられないと考える。緊急性のない事業は先送りし、歳費支出のスリム化を図るとともに、将来の成長と発展を見据えた事業に大胆に取り組む必要があると考える。次の3点について町長の見解を伺いたい。

- (1) 現在行っている事業や組織等の中で、予算縮小、別組織への譲渡、撤退、解散も含めた対費用効果、無駄がないか等の精査、検討しているものがあるか。また、受益者負担原則を推進しているか伺いたい。
- (2) 中長期を視野に入れた事業と予算投入による経済活性化対策としてどのような施策に取り組んでいるか。
- (3) 本町の人材不足はあらゆる業界に深刻な影響を及ぼしており、打開策は島外からの募集しか残された道はないと考える。また、その問題は住宅問題と表裏一体で、住宅供給に思い切った施策が必要と考えるが見解を伺いたい。

2 子育て世代が安心して子育てできる制度等の創設について

- (1) 子育て中の世帯主の病気やケガ、失業あるいは死亡等により一瞬にして生活の糧を失ったときに、迅速に一定期間返済不要の給付制度や、子供のケガや入院等に伴う費用負担への支援など、子育て世代が安心して子育てできる制度づくりが必要であると考え。

指定寄附制度や別途税制等を創設し、独立財源で子育て世代に少しでも安心が届けられるための「子育てセーフティネット基金」を創設する考えはないか。

- (2) 子育て（妊娠から高校卒業まで）における各種支援制度手当、給付等々が一目瞭然にわかる「子育て支援制度手引き」の作成を検討する考えはないか。

以上お願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 将来を見据えた事業の取組について、（1）の現在行っている事業や組織等について、費用対効果、無駄遣いの精査等、受益者負担等についてです。

人口減少が進行する中、本町の人口を基本としている交付税の減額や新型コロナによる経済低迷により、本町予算の縮小が懸念されます。また、少子高齢化の進行や将来の大型事業の整備計画に伴い、社会福祉費や公債費等が増高し、今後一層の歳出スリム化を図る必要があるものと考えます。

このことから、今後の事業計画に当たっては、人口推移を見据えた適正な施設規模や各事業の費用対効果の検証、事業の緊急性や必要性、町単独補助金等の見直し等により、健全な行財政運営を行っていくことが大変重要であると考えます。特に令和3年度においては、行財政改革推進会議において、将来を見据えた持続可能な行財政経営ができるよう協議を進めてまいります。

御指摘の内容の中に、特に現在本町で運営している光ケーブルのIRU事業の運営や、沖永良部与論地区広域事務組合との3町運営に係る課題が挙げられます。

IRU事業については、現在、NTTと設備譲渡に向けた協議を行っており、令和3年度に譲渡が完了できるよう取り組んでまいります。

また、沖永良部与論地区広域事務組合の広域運営については、これまで運営協議会等で運営体制や人事面等でさまざまな議論を行ってまいりました。特に課題となっている各町負担金割合については、令和5年度に再協議することが決議されています。

いずれにおきましても組織運営のあり方について、現状の課題を整理して対応してまいりたいと存じます。

また、町の施設利用等の受益者負担につきましても、運営委員会等で適宜協議を行いながら負担割合等の設定を行っているところです。

次に、中長기를視野に入れた事業に取り組んでいるかということですが、本町の中長期を見据えた事業計画としては、与論町総合振興計画の実施計画に掲げられた施策事業の推進を基本としているところです。

経済活性化対策としては、特に基幹産業である農業・畜産をはじめ、商工観光業の振興策を重点項目とし、各産業の基盤整備や近年の観光ニーズにあわせた旅行商品の造成など各種施策事業に取り組んでいるところです。

一方、本町の経済活性化策を推進する中、人口の減少により各産業の担い手や専門的人材の不足が将来の本町地域経済の持続的発展を図る上で大きな課題であると認識しています。本町としては、他地域での先事例を参考にしつつ、ネット上での人材マッチングや短期的移住による担い手の確保、専門的人材の誘致等を検討してまいります。

労働者人口の確保を図る点では、住宅不足の課題を解消するため、今後官民連携による住宅施策に取り組んでまいりたいと考えています。



また、今後のデジタル社会の進展を見据え、本町への人の流れを促進するため、情報通信を活用した新たな産業による雇用創出の環境整備や起業者への助成制度に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、3番目人材不足を補う住宅供給についてです。

本町が管理する公営住宅は、町営・県営住宅あわせて141戸整備されており、空き室が無い状態となっています。また、民間の賃貸住宅もほとんど空き室がないことから、島内外からの入居需要に追いついておらず、住宅不足の解消は喫緊の課題となっています。

現在、西区、叶住宅の整備を進めていますが、今後Iターン・Uターン需要に応じた住宅供給による居住環境の確保が不可欠であり、住宅整備は移住定住策として重要な施策であると認識しています。

昨今の厳しい財政状況の中、このような課題を解消するためにも、民間ならではの発想・ノウハウや民間資金を活用したPFI制度など、さまざまな手法を検討しながら住宅供給を行い、活気あふれるまちづくりに努めてまいりたいと考えています。

次に、子育てセーフティネット基金を創設する考えはないかということです。

子育てセーフティネット基金については、大変有効な御提案であると考えます。

指定寄附制度や別途法定外税制等の創設については、具体的な制度設計等も課題であり、現在のところ既存のさまざまな子育て支援制度を活用しながら、子育て世代に行き届いた支援に努めてまいります。

次に、子育て支援制度の手引きを作成したほうがいいのではないかと考えています。

町民福祉課が取り組んでいる「福祉サービスの概要」については、お手元にお配りしたとおりの内容となっています。この内容については、町のホームページからも御覧いただけます。

また、町が実施している子育て支援制度を集約することは、利便性の向上につながるものと考えますので今後検討してまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 御答弁ありがとうございます。

最初の項目の将来を見据えた事業の取り組みについてという大きな命題を出したのですが、結局与論ならではというか、自分で自主財源とあるいは使途について自由に使える財源というのも、非常に今からそれが大切ではないかなという観点がありましてこれを取り上げたのですが、その前に、今いろいろ行われている事業の中で、補助金のあり方とかそういう組織への補助など、それらについて詳細にチェッ

クをされているのかどうか、無駄がないのか。あるいは別によっては、もっと加算してほかのサービスも拡充する必要があるのではないかとかいろいろあると思いますが、この辺については、現在あるいろいろな委託先ですね、年間ずっと通じて行っている委託先、これは各課でどのようなチェック体制を引いているのか。それを網羅した形でチェックする会議とかあるのか。その辺はどういう状況で把握されていますでしょうか。総務企画課長、大変漠然とした質問で申しわけないのですが。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） まず、業務委託等につきましては、その業務委託を受ける業者なりの選定を行いまして、競争入札にすることが可能な案件でありましたら、そういう見積もりを取って、あるいは入札をして実施をしているところです。その中で、また島内に1社しかないとか、この方しかいないというところでは確かに随意契約ということではあります、そういうことになっています。

もう一つ補助金につきましては、予算編成の段階で予算の担当者がその中身については決算書とかを見ながら、無駄がないか、その辺はチェックをしているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 非常に漠然とした質問で大変だと思ったのですが、こういうチェックがどういう形でやれているかということ、議会の方でもチェックできる体制があるのかなと、それがあつたものでお聞きしたのですが、今後またいろいろな機会勉強させていただければと思います。

この中で一番以前から問題になっていたIRU事業について非常に懸念していたのですが、災害のときとか相当の町負担も大きかったこともありまして、今後これを与論町が単独で今までどおり運営したかということについては、非常に財政的にも懸念がありましてお聞きしたのですが、総務企画課長の御尽力だと思うのですが、本年度で譲渡されるということをお聞きして、非常に御苦労なされたのではないかと、非常に高く評価したいと思います。

それから、広域事務組合の広域運営についてですが、先般消防だよりを見てもおわかりのとおり、火災が与論町では10件ですよね。沖永良部では確か倍以上の救急出動と火災が発生したと見ていますが、そのときにその指示をするいろいろな経費とかそういうものが、結局そういう分担金でやった場合に、果たしてこれが公平なのかなと前から非常に言っていたのですが、組織の運営上さまざまな問題が出てきているのですが、これらについてはどういう点に問題があるか、町長はまたどういところがメリットか、町長のお考えをお聞きしたいのですが。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） メリットにつきましては、実はこの広域事務組合を立ち上げたのは私の親父でございまして、メリットがあるからしたのではないかなとは思っていますが、とにかく財源が少ない町が3つ集まって、助け合っていこうということでいろいろな短期的に各年度で購入すべきいろいろな消防資材が非常に値段がはるものですから、それを購入するときには3町出し合った方がいいのではないかとということで、またいろいろな組織の面で広域事務組合ができたとは私は認識をしていますが、今後、これがそれぞれの町として自分のところは負担金が多いのではないかとという与論町は与論町の立場、沖永良部の2町は沖永良部2町の立場ということがあったりして、いろいろと今意見の相違があったりするところですが、現在、広域ということで3町が合同して運営をしているわけですが、答弁にもありますように、また令和5年度に負担金については見直しを行うという話ですので、今後そのことをしながら、自分たちが主張できるものは主張してまいりたいと思いますし、与論の意見が通れば、広域を続けていく意味もまたあるのではないかと思ったりもしますので、そういうことも考えながら今後皆さんと協議しながら検討してまいりたいと思います。特に消防議員の方々と一緒になって、与論の実情を訴えながら、いい方向にしていければと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私、提案ですが、是非、山市郎町長が消防組合を発足して今日に至っているのですが、また山元宗町長でこの組合を解散されたのも何か因果関係があるのかなと、もしかしたらですよ、それはさておいて、現在の広域事務組合における問題点とかメリット、デメリット、私が以前から提案しているのは、非常備消防と常備消防、あるいはコロナなど、今からいろいろな災害とかそういう予期せぬ出来事が起きたときにも、やはり与論島独自で対応するしかないのではないかと。いわゆる災害対策、防災、防疫それだけをするためにも1つの部署が必要ではないかと。町にいわゆる防災課なり設置して、全部そこを統括したらどうでしょうかという考えがありまして、以前から提案はしたのですが、是非、この消防広域化のことについて、役場の総務の中にこれについての調査室かポストを設置して、今後これの是非についてまとめることをしていただきたいのですが、いかがでしょうか。町長の考えをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） やはり理想は1つの島で、1つの組織ができて、その島を自分たちで守るのが理想だと私は思っています。ただ、そのためには人員とか施設設備ですね、いろいろやはり必要なものがなければいけないと思いますので、そういうものがどの程度揃っていて、どの程度人材が確保できてということもいろいろ

ろ考えなければならぬと思います。おっしゃるように、そういうようなことですので、今後に向けて検討会を立ち上げていくということが大事ではないかと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 検討会を立ち上げるということで、今町長が答弁されていますので、本当にありがとうございます。是非お願いします。副町長よろしくお願いします。副町長、一言お願いします。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） この問題は、やはりメリットを重視していくのか、デメリットを重視していくのか考えながら進めていかないと、今回のコロナのときにそれがはっきり出てしまいました。常備消防の中にそういった対象者が出たということで、どうしても広域の利点を生かして沖永良部からまた応援をいただいて、何とかのいだという利点もありますので、ただ、予算的、金銭的な問題だけではなくて、島内の人口の推移あるいは組織を運営していく中で、どういった形がいいかというのも、今後検討に検討を重ねて進めていければと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 今コロナの問題で、やはり広域が良かったのではないかとということで私は受けたのですが、そこなのですよ、要するに。非常備も常備も一定の組織で一定のきちんとした組織で運営されていた場合、非常備職員の中からでもそれがローテーションが効くわけですよ、ある意味では。例えば、消防署を動かすときでも、結局今の状況を見ても全て非常備と常備が一緒にやっていますよね。全く独自でやっているわけですよ。現状を見てもはっきり言ってただ常備はずっと常備していることであって、いざ火災があったら連携でやっていますよね。あれが基本だということなのですよ。今、メリット、デメリットではなくて、与論町民にとっては、どの政策が一番最善の選択肢からの視点で考えるべきであって、メリット、デメリットの話は別ですよ。どういうやり方が一番町民の財産と生命を守る方法なのかと、それを考えたときに、いざといったときに沖永良部の方がこっちに来ますか。内容を聞くと、ここでコロナが発生しているから向こうから来ると、俺は嫌だ、俺は嫌だって向こうではもめたそうではないですか。当然そうなのですよ。いざとなったらそうなのですよ。だから是非、島のごことは自分なんかで解決する、そういう基本のもとでこのことを取り上げていただきたい。是非お願いします。

次に移ります。特に経済活性化対策として、今もちろん問題になっているのは、一番の根本原因は少子高齢化ですが、結局それによって労働者が、いわゆる担い手がないとか、後継者がいないとか、あるいは島外からの労働者の派遣をお願いします

るためにも、肝心要の住宅がないと。ちょうど3月の異動時期で、もう住宅探しで与論町は今パニック状態ですよ。この状態はどんなに騒動しているかということ、どこまで観光関係の建設課なり、町長、副町長、総務企画課長、町民福祉課長、教育長、どれだけ把握しているかわかりませんが、もうパニック状態ですよ。私も1つ2つしか貸し家を持っていないのですが、しょっちゅう電話が来るのですよ。空きませんか、空いていませんか、予定はないですかと。これは、逆の目で見るととてもありがたい話ですよ。これだけ住宅が与論は不足しているのですよ。こういう本当に恵まれ過ぎています、私に言わせれば。こんなに恵まれた話はない。だから、このために前からも言っていますが、住宅供給のために何をしてお聞きしたら、失礼ですが、ずっと10年前から同じ答弁。例えば他地域での先行事例を参考にするとか、ほかの地域と同じようなやり方では解決できないから今日に至っているのでしょうと。今までのやり方では駄目だから今日になっているのでしょうということですよ。これをではどうしましょうかと、どうしたらいいですか、町長。どうお考えですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今お答えしたように、本当に今私たちができることは、町営の住宅を何とか進めてまいりたいということで、西区住宅と叶住宅を今進めているところですが、これではやはりまだまだ足りないのではないかと思いますので、お答えしましたように、民間の力を借りたそういうことも大事じゃないかと思っています。私が最初の頃は、あまり町の住宅をつくと民間ができなくなるという御意見もあってお叱りを受けたこともありましたが、今はもうそうではなくて、本当に住宅が足りないということのようです。それも、特に結婚しますと家を分けるのが非常に多いなと思っているわけです。私の思いの中には、できれば親と一緒に2世帯、3世帯暮らしてくれる、そういう跡取りが増えてほしいなと気持ちもあります。ですので、そういうことも考えながら住宅政策、しかし絶対数が足りないということですので、今後その民間の力も借りながら頑張っていければと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 跡取りで分家している人は、早く実家に帰りなさいと。で、それは貸し出しなさいと言え。それは別として、結局私も小さなのを持っていて思いますが、何人かいらっしゃいますが、住宅の賃貸なんて本当にメリットはないですよ、ほとんどメリットはない。よほど事業としてある程度の規模のものをやらない以上、メリットはあまりないと言った方が僕はいいのではないかと思います。例えば事故は起きる、火災は起きる、中でいろいろなもめごとが起きる、全部家主にとぼちちりが来るわけですよ。そういうものとともに、家の減価償却が台風

災害とかそういう家のメンテ管理も膨大な費用なのですよね。だから、個人が賃貸住宅を供給するということはかなり難しいと。ではなぜこれだけ住宅ができない理由はどこなのか。結局、土地の転用問題の期間の長さとか、あるいはまたこの土地はどう見ても宅地の工作地としては不適合なのに、農振にしてあると。それを解除してまたつくるのも大変だと。この辺を解決しやすいのはやはり公共であると非常に簡単なのですよね、個人がするより。だから私が思うのは、土地は貸してもいいが売りはできない、先祖から。だったらその土地を何とか住宅供給にできないかと。与論町が例えば70年か何かの定期借地で借り上げて、あるいは一般の業者の方々に入札をかけるとか、さまざまな法的なこととか技術的なこととかがいろいろな問題があると思うのですよ。これを行政でやるのは難しいと思うのです。もう人もあれだし。だからさっき民間活用資金のPFIのこととか言っていますが、あれはただの高利貸で、金利の高い金でさせるような形としか僕は受け止めていませんが、それではなくて、事業者にメリットがあるような形の土地の供給体制もいろいろ考えられないかと。その辺についての創意工夫から始めないと、全て町で何でもしようと言ったら、土台は無理ですよ今の状況は。チャンスを見逃すような形にもなると思うので、この辺については企画して、新しい産業を引き起こす形でそういうものを検討していただけないか。そこの担当者もいろいろ大変だと思うが、やはりできる部署は総務企画課しかいないと、総務企画課長いかがですか

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 住宅を建てる前に土地はどうかということで、やはり今、島の土地は限られていますし、先ほどおっしゃられました農地法とか農振とかそれもあると思います。やはり今いろいろな役場内の公共事業を見ていますと、例えばため池だったりいろいろなところに土地が欲しいと言ったときに、なかなかそれが確保できないということもあります。今後またいろいろな方々からその情報もいただいて、まずはその土地を確保して、民間活力でまたそういう住宅の建設とかが進められたら、その町でやっている公営住宅のみならず、そういったところで確保が進められたらというふうには考えています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） もちろん、1年、2年でできる仕事ではないので、前の南町長のときにも、住宅宅地の供給について事業の導入はどうかということで、これとほとんど似たような内容で一般質問してあるのですが、そういう話とかはいろいろありますが、土地を借りたい、この土地は売ってもいいあるいは貸してもいいとかいろいろな話があると思いますが、そういうものを集約して、まとめて1つの事業形態にまとめ上げる企画力がある人が、企画力ある担当がないと、それぞれの話

とか物語だけで終わりますよね。だから、そういうものを住宅を供給されるためにどういうことが問題か、その問題を解決するためにはどういう手法があるか。そういうことについて全体を網羅した形の企画、調査部門、そういうのが欲しいなど。それはある意味与論島全体の開発というか、いわゆるゾーンみたいなものもあると思いますが、そういうような少し5年あるいは10年先に見据えた長期プランというか、そういう企画をする部署が欲しいと。その辺について、町長いかがですか。これは山町長しかできないのではないかと思います、是非お願いしたいのですが、いかがですか。いわゆる住宅供給のためのアクションプログラムを立てる企画室ですよ。その設置を考えていただきたい。即答はできないと思いますが、是非町長のところで持ち帰られて、後でこの辺も次の事業に織り込んでいただければと、よろしく申し上げます。いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 結局、誰のための住宅かというのが一番大事じゃないかなと思います。私はいつも跡取りが帰ってきてほしいなと思うのですが、Uターンの方々ができれば帰っていただきたいなというふうなことで、そういう方のための住宅というのは、本当に欲しいなと思うところです。また、Iターンの方も本当に与論を愛して、与論のために住んでくださる人であればいいのですが、与論に来て何だこれはというふうになると、これもまた困る面もあつたりしますので、ですから本当に必要な方々が、本当に与論を愛して、与論のために、与論で生活してくれるという方々のための住宅にあるべきだと思いますし、そういう点では、おっしゃるように気持ちは同じですが、今後検討させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 是非、検討していただきますよう切に申し上げます。住宅にしても今度叶にできるのは2DKで、夫婦が住むにはよかったとしても、ちょっとお子さんができたとき住むには、狭すぎるかなとそういう感じの住宅になっていますが、やはりある程度は家庭が持てるような一定の間取りは欲しいなど。そしてさっき言ったように労働者不足の問題でも、この間も言いましたが、2、3世帯ぐらいいでも残しておいて、各建設やさまざまなホテルやそういう業者の方々に、そこで勤める方は優先的にここに入れますよと。いわゆる労働者不足のあれとして、そういう感じの住宅政策もあつていいのではないかと、やみくもに順番ですとか抽選ですとかではなくて、ある建設会社が鹿児島から大工を雇えそうなのだが、住まいがなくて困っているから、そこは町の住宅で何とか面倒を見てくれないかといった業者応援ですよ。業者応援のための住宅政策。もちろん観光関係とかIターンし

て与論に定着したいという方の住宅政策も当然必要です。だから、その辺の公営住宅の貸し出しのあり方も、その辺の工夫が必要ではないかと。是非その辺はどうですか、建設課長。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） ありがとうございます。まさしく今喜山議員がおっしゃられたとおりでございまして、今公営住宅法で整備しますと、やはりそれなりの所得の制限がかかったりとか、いろいろな経緯がございますので、私どもも今自由な入居ができるような住宅の施策づくりをただいま進めているところでございまして、これからの子育て住宅と単身者用の住宅、いろいろなまた高齢者サービス付きの住宅等とかいろいろな全体計画を網羅して、今後の需要に対応して整備してまいりたいということで、今、新年度においても与論町住生活基本計画策定というのをしまして、それに基づいて今後の10年間、長期・中期ビジョンを掲げまして、整備していかにも与論島に住みついていただいて、活気あふれるまちづくりについて進めてまいりたいと今検討しているところですので、またいろいろな御助言を賜りたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 是非お願いします。例えば、住宅を建設するに当たり、個人が土地を手配できたと。そのときにここにいろいろ町の方で、住宅建設の制度が住宅整備支援資金とか出ていますが、この中で家を建てるときに、こういうのはまた水道の配管の問題とかありますね。やはりその辺のところを町で少し面倒を見て促進をしよう。それから跡取りであるが、今借家しているが、自分の家を親の家の近くに建てたいけどといった場合に、ではその建設のための支援を行いましょと。さまざまな事案があると思うのですが、この辺をやはり精査してきめ細かな支援制度というのをつくっていただけたらいかがでしょうか。水道課長どうでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） 今のところは、水道課ではそういったのはございませんが、これからまたそういうニーズがあったりということであれば、また建設課と相談をしながらそこら辺は検討してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 家をつくろうかどうしようかな、もういろいろ難題があるからと躊躇している方もいらっしゃると思うのですよ。その人の背中を押すためにも、たくさんの金額ではなくて、その辺のきめ細かな支援策というのは、非常に大事ではないかと思っておりますので、是非御検討くださいますよう要望して、次に移りたいと思います。



子育て世代のことなのですが、私にもどこに何があるか、どういう支援があるか  
こんがらがってわかりにくいもので、これがある程度一目瞭然にわかるような冊子  
が、各家庭に配布されていたらありがたいのではないかなと、第一印象としてそう  
思って、また子育てではなくて一般の方でも、こういう制度があるのだ、こういう  
制度もあるという形で勉強の資料にもなるのではないかと。もう少しそれを差し替  
えできるような形にするとか、町民に配布していわゆる妊娠から出産、子育て、高  
校卒業まで、網羅した形の物があつたらありがたいなと思って、これはちょっと飛  
んでしまいましたが、是非その辺も考えていただきたいなと思います。そして私が  
今一番お願いしたいのは、さまざまな制度がありますが、その制度のお金をもらっ  
たり寄附をもらったりするのに、時間があつたりとか、バタバタしたりとか、パー  
トにいったりとか、さっき沖野議員も言われたが、本当に沖野議員の話を聞いて全  
く私の考えていることをそのまま言っていただいたなど、非常にそう思っていたの  
ですが。それと同じで、自由に使える支援金給付制度をつくってもらいたいと。例  
えば、生まれてから高校卒業するまで、毎月1万円でも2万円でもいいから1人に  
給付できるようなものがつくれないかなとかですね。例えば、いろいろな節目、例  
えば中学校卒業とか入学とかいろいろとありますが、あれとは別に日々のそういう  
ものを支援できるような何かができないかと。そうするためにはやはり原資が必要  
ですので、それを今の町の財政から負担するのではなくて、ふるさと納税やあるい  
はまた指定給付制度など、その辺も設けながらやっていただけないか。その中で私  
が税制を取り上げたのは、別荘税というのがあるのですよね、熱海市なんかで。  
ちょっと税金とは趣旨が違うのですが、こういう特定な税制度を総務省に以前は許  
可制になっていたが、今はもっとハードルが低くなって、申請しやすい状況になっ  
ているみたいですよ。だから、与論島ならではのそういう税制も金額は少ないか  
もしれないが、自分なんかで自主的に財源をつくり上げながら、こういうものをつ  
くっていますよということで動いていくのも、非常に今後県や国へ交渉するときにも、  
いろいろな力になるのではないかと考えているのですが、町長いかがですか、  
繰り返しになりますが。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御提案を真摯に受け止めたいと思いますが、本当に新たに与論  
のいろいろなお客様に対する税制ということは、今後、やはり世の中変わってくれ  
ば検討する必要があるじゃないかなと思っていますが、今のところ、そういうこと  
はまだ私の方では勉強不足でございまして考えておりませんが、今後また、もしそ  
ういうのできるのであれば、担当係ともまた話をしてみたいと思います。

ただ、おっしゃるように、妊娠から高校卒業まで一目でわかるような、そういう

ふうな冊子をつくっていければ、本当に利用しやすいのではないかなということですので、担当課とも今後打ち合わせをしてみたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ありがとうございます。本来なら、子供が生まれてから高校卒業までの学費なり給食費なり、そんなものは全部公費でもつのが当たり前だと私は思うのです。だから、子育てのそういうところのもろもろにお金がかかり過ぎるものだから、なかなか思い切って子供をつくれないうし、結婚にも躊躇すると。今の若い世代の方々は、何かすごく追い詰められているような感じがするのですよね。皆さん、町長なんかも、町長の世代と私の世代、次の世代を見たときに、本当に周りの親のおかげですよ、思いませんか。親の年金でみんな子供を育てられたようなものではないかな、言っちゃなんですけどね。今の親のある年金なんてたかが知れています。親も生きるのが精いっぱい時代ですよ。その中に子供たちもね。単純に考えてみただけで、今の子供たちがどんなに経済的に追いやられているかって、これは次に4番議員の林隆壽議員の自殺問題にも関わるとは思います、やはり経済的に追い詰めることだけは避けたい。そういう意味では、可能な限りありとあらゆる手段を使ってでも金をかき集めてでも、今の子育て世代あるいは予備軍の方々に支給できる方法はないかと。その制度は、町長今からの3年間で絶対つくってくださいよ。歴史に残りますよ、山町長。だからそのために総務企画課長もですよ。あなたも責任があるのですから、一番あなたが責任あるのではないかな。そういう意味で、是非頑張ってください。副町長もですよ、是非お願いします。とにかく、そういう意味で私は法令外負担金のこと、あるいは税制ではなくて法令外負担金って税制みたいになっていますが、熱海市では観光税になっていますが、伊是名島に渡るときは船からも税金を取りますよね、入島税みたいな形で。だからそういう形でいろいろやっていますから、是非金額の問題ではないですよ。取っ掛かりをつくってほしい。総務企画課長、お願いします。

それで大体私の質問は終わったのですが、最後に、総務企画課長にちょっとお尋ねします。平成29年から急激にふるさと納税が増えているのですよね。令和元年は4500万円、令和2年は9000万円とか8000万円とか。この大きく伸びた要因は何でしょうか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） このふるさと納税の条例というのが、平成20年若しくは平成19年に、九州でも1、2番ぐらいに初めてつくったのですが、なかなか最初はこういった手法でやればいいのかということで、その特産品となる、そのときはそういうアイデアの不足だったり、なかなかアイテムとして載せられなかった

と思いますが、やはり平成28、29年から、担当者の提案もあって、サイトを活用しないともうこれはできないということで、今特に大きなふるさとチョイスとか、そして順次楽天とかさとふる、そして今回ふるなびという形でやってきたのが伸びてきている背景にあるのかなと思います。ただ、他市町村からするとまだまだですので、やはり今後伸ばしていくためには、これまでいろいろ言われています特産品、与論町にはこれがある、与論町の強みとかブランド品とかが全国に行きわたって、これが欲しいということになれば、もっともっと寄附が募れるのではないかなと思っています。この現在の寄附額で納得というのではなくて、さらに何億、何十億という形を目指して、先ほどありました法定外税の問題とか寄附の問題、やはりその国・県の補助事業にとらわれずに生き延びていくということからすると、そういう財源にもっと力を注いでいく必要があるのかなと考えています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） これだけ急激な伸びをするのは、やはりそのための仕組みを変えることを提案したこの担当者は誰かわかりませんが、本当にすばらしい担当者がいたのだなと。逆にそれをまたきちんと見分けて、これを施策に取り入れた総務企画課長の手柄ではないかと僕はと思いますがね。総務企画課長とその担当者は表彰ものですよ。副町長、表彰してあげてくださいね。

それとその金額が増えたのも、ただ単に品物が欲しいとか何か欲しいとかリターンとかでやる人は、私は与論はあまりに少ないと思うわけです、実際の話。与論に対する思いのある方ではないかなと思うのですよ、ほとんどが。そのものが欲しいからあれが欲しいからという形で、いわゆる特産品が欲しいからと、本当にそれだけの動機だけで与論にふるさと納税をしたというのが、果たして何%いるかな。私は疑問を持っていますが、そういうもので釣るというのも私は好きではないもので、本当はこの方々は、ほとんど与論島に対する思いというのがあったのではないかと。その中でどれを選ぼうかという話だったと思うのですよね。是非そういう意味でもいい島をつくって、住みよい、楽しい自然に恵まれたあふれた島をつくるということが、ふるさと納税にももっと貢献するのではないかな。私はそう思っています。是非、ここでちょっとかもしれないが、こういうアイデアとか施策を入れるのが、条例の中に職員提案がありますよね、ああいうのをもっと募集をかけて、町の発展のためにそれをするのが、やはりどちらかという副町長の手腕ではないかな。どうですか、副町長。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございます。初めて喜山議員から褒められたような気がします。非常に嬉しく思っています。本当に今与論町役場の職員は、入庁

して10年以下の職員が約6割ぐらいいて、非常に若い職場と私は認識をしています。そういった皆さん方が積極的に今の島の問題、あるいはそういった課題を捉えながら、一生懸命努力をしている結果がこういったふうに今開きつつあるのではないかなと思って、大変職員の皆さん方に感謝をしているところです。どうか、我々世代ではなかなか発想できなかった部分が、今少しずつまた変わってきていますので、大いにそういった職員の持っている力を発揮していただいて、今後の与論町のひいては第6次の振興計画にもそういった形が生かしていけるような組織をまとめてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） そういう意味で、ラスパイレス指数が一番低いのが与論町ですので、是非近隣町村と同じレベルまでは上げますようお願いいたします。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時26分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4番、林隆壽君に発言を許します。

4番。

○4番（林 隆壽君） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

中国武漢から発生し、長期にわたり世界を震撼させている新型コロナウイルス感染症は、新たな変異株も発生し、未だ収束が見えない中、与論町新型コロナウイルスワクチン情報が配達をされました。ようやく与論町にも現実味を帯びてきました。しかし、コロナ禍による経済活動の委縮により、町民が我慢を強いられている現状がまだまだ続いています。一日も早くコロナ禍による混乱が収束するよう心より願ひまして、一般質問を行います。

1 本町における新型コロナウイルスワクチン接種の対応について

- (1) 2月17日から新型コロナウイルスワクチンの先行接種が始まったが、本町の接種体制の状況と、接種時期等について伺いたい。また、3週間後に2回目の接種を必要とする状況に対し、国・県への人的支援の要請をする考えはあるのか伺いたい。

2 本町におけるデジタル化推進について

- (1) 無料通信アプリLINE（ライン）の機能を活用し、新入学や就職時期などに便利な住民票異動などの手続きをスマートフォンで行える「サイバー窓口」の開設を検討する考えはないか。

3 自殺防止対策等について

- (1) 自殺や引きこもり等防止対策は、本町の重要施策の1つであると考え。しかしながら家庭内の問題に終始しがちな難しいテーマであり、本人や家庭の状況にもっと寄り添い、きめ細やかな対策を講じるために24時間受付可能な電話相談サービスなどを検討する考えはないか。

4 公共事業に対する取組の方向性について

- (1) 本町が取り組むべき公共施設（老朽化施設等）の建て替え事業等の導入に際し、PPP（公民連携）のスキームの手法の1つであるPFIを導入するための長期ビジョン計画等を担当する専従部門を設置する考えはないか。

以上、質問いたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答え申し上げます。

まず最初に、新型コロナワクチン接種の対応についてです。

2月1日付けで新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置して、国・県からの指導を仰ぎながら、医療機関との調整を進めています。当初の予定としては、3月中旬以降に医療従事者への接種を行い、4月下旬以降に65歳以上の高齢者への接種になる予定でしたが、国・県からのワクチン配布スケジュールが不明確なことから、具体的なスケジュールをお示しできる状況ではありません。また、1日で接種できる人数に限りがありますので、町の方で、希望者の接種日時を個人ごとに指定する形を想定しています。

人員については、島内の医師や看護師等をお願いしていますが、大規模な接種体制で長期に及ぶことから、島外への支援要請が必要であると思われま

す。人的支援については、県や医師会・看護協会にも相談しています。各機関とも厳しい状況であると思われま

すが、引き続き支援をお願いしてまいります。

次に、デジタル化推進のための「サイバー窓口」の開設についてです。行政のデジタル化については、国の施策としても強く推進されており、さまざまな事業の中でシステム導入も図られています。

御提案の「サイバー窓口」開設については、住民票異動に伴い、国民健康保険の加入及び喪失やマイナンバーカードの継続利用の手続きなど、来庁していただく必

要がある手続きも多く、現段階ではシステムが対応していないことやセキュリティの問題及びコスト面などから、小規模自治体である本町にとって、費用対効果を見極める必要があり検討が必要であると考えます。

次に、自殺防止対策について24時間受付可能な電話相談サービスを検討するというのですが、コロナ禍において、全国的に自殺が増えており、本町においても昨年残念な事案が続きました。

町としては、保健センターを中心に、週報による周知啓発及び個別相談や研修会を開催するなど対策に取り組んでいます。

御提案の24時間受付可能な体制については、町として人員の配置等、現実的に厳しいことから、「鹿児島いのちの電話」等各種相談機関の24時間対応受付窓口の案内を行っています。

次に、PFIを導入するための長期ビジョン計画等を担当する専門部署の設置についてです。

今後の公共施設等の整備計画において、建設手法の1つとしてPFIの導入は、事業費の削減や民間のノウハウを活かした優れた品質の公共サービスの提供を実現することが可能であり、大変有効であると考えます。一方で、従来の補助金制度や地方債を活用した建設手法とのコスト面での比較や、地元建設事業者の経済効果を含めたさまざまな視点において検討することが必要であると考えます。

今後、PFI手法について、関係業者等と説明会を開き、研修を行いながら長期ビジョン計画等を担当する専門部署配置についても検討してまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。ほぼ回答が出ていますが、一応立った以上、少し掘り下げて質問してみたいと思います。

コロナワクチン接種に対応については、大変皆様方御苦労されています。刻々とそのコロナワクチンの情勢が変わってきていますので大変かと思いますが、町民のために油断のないように、しっかりと対応していただきたいと思います。これについては以上です。

2番目の与論町におけるデジタル化推進についてですが、昨年9月1日に、国は行政のデジタル化の司令塔となるデジタル庁を創設し、菅総理の看板政策として推進していますが、与論町にも与論中学校の看板に目標スローガンが昔から掲げられています。言わずと知れた「最南端は最先端」という合言葉がございます。これは20年ぐらい前からやっていますが、なかなか言うは易く行うは難しですが、しかし学校の生徒は、着々とICTに慣れ親しんできています。この慣れ親しんだ子供

たちが成長し、大人になって大いに与論に帰って活躍できる環境が必要であると私は考えて質問をしています。ちなみに、令和2年12月の八重山日報という沖縄県石垣市の新聞記事に、「サイバー窓口6月めどに沖縄県内初ラインで申請手続き」という見出しで記事が載っておりましたので、紹介をいたしたいと思います。石垣市では、無料通信アプリLINEの機能を活用し、住民票異動などの申請手続きをスマートフォンで行える「サイバー窓口」導入に向け、12月18日、職員対象の研修会を市民会館中ホールで開いた。来年3月までにシステムを導入し、4月から5月に試行し、6月を目途に本格運用を開始したい考え。実現すれば沖縄県内初となると報じられています。沖縄も既に着手しているということです。与論町は小規模自治体であるが故に、デジタル化推進が必要であると私は考えます。全国においては、新型コロナウイルス感染症拡大で、新たな生活様式が模索される中、各自治体で市民サービスの手続きをデジタル化する取り組みが進んでいると、私は聞き及んでいます。

デジタルトランスフォーメーションという言葉がございしますが、御存じでしょうか。インターネットの地方自治の総合サイト、月間行政に自治体職員のためのデジタル技術の基礎知識として、自治のデジタルトランスフォーメーションの記事が掲載されておりましたので、御紹介をしたいと思います。行政にとってのデジタルトランスフォーメーションとは、一言でいうと、デジタル技術を活用して行政サービスを変革することであると、変えることであると言っています。デジタルトランスフォーメーション推進の組織化の3つの要件として、1つ、組織リーダーの自覚と覚悟を組織の方針として落とし込んでいくこと。2つ目、方針を自治体の施策に落とし込んでいくための横断的な体制をつくること。3つ目、実際の変革に関わる現場の職員のリテラシー向上を図ること。リテラシーとは、適切に理解し、解釈し、分析をして表現をすることだそうです。そのリテラシーを向上することと解説してあります。実際に変革をけん引するのは現場のリーダーであり、初めの一步は小さくても構わない、何か1つでも行政サービスを変えてみることを、それを発展させ、全体の仕組みをつくっていくのがベストであると解説をしてあります。デジタルトランスフォーメーション推進は、自治体を挙げて推進する必要があると考える次第です。このデジタルトランスフォーメーション推進について、久留副町長はどのように考えられますか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 全くおっしゃるとおりだと思います。本町におきましても、今度新採用職員を採用するに当たって、そういった考えで進めてまいりましたが、職員の配置の都合もありまして、令和3年からちょっと踏み出しができなかったわ

けなのですが、一極化に集中して管理もできる体制を取りながら進めていければと考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。ここにも書いてありましたとおり、最初は小さな一歩でいいから、とにかく取り組みなさいと。そして、それを少しずつ少しずつ発展させていって、定着させていって大きな仕組みに変える。それがデジタルトランスフォーメーションであるということです。これは、公務員のための記事のようですので、是非見られてください。既に見られた方はおられると思いますが、大変いいことを書いてありますのでよろしくお願いします。

小規模自治体であるがゆえに、与論町は職員の増員が困難な現状を考えれば、職員の負担軽減となる施策に取り組むことが喫緊の課題ではないかと私は考えています。費用対効果とは事業導入初年度ではなく、数年先、5年計画でやったら5年計画、10年計画でやったら10年計画で、その過程で費用対効果を満たしていけばいいと私はそう考えていますが、初年度からその費用対効果を出せということは、恐らく事業自体がそう言わないはずですので、是非それを踏まえてお考えいただきたいと思います。サイバー窓口システムが定着をすれば、住民の負担軽減にもなると思います。第6次与論町振興計画に組み込んでいただき、デジタル化推進協議会、仮称ですが、これを早急に立ち上げ、突っ込んだ具体的な検討をしていただきますよう提案をいたします。このことについて山町長にお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。デジタル化というと我々みたいにわからないところが多いのですが、本当に職員の負担軽減になるあるいは人員削減にも役立つということであれば、費用対効果を考えながら、おっしゃられるように10年先を見据えて頑張ってまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 私は、費用対効果について10年先と言ったのであって、このことについてはもうちょっと早くしないと、今、小中学生が一生懸命ICTの勉強をしています。その人たちが旅に行って、もっとその情報がアップして帰ってきたときに、「何だ和論は、まだこんなことしかしていないのか。」と言われたら、恥ですよ、私たちは。ということで、やはりそういう子供たちが今後帰ってきたら、大いに活躍できるようなそういう環境をつくらないといけないと思います。そのことによってまた職員もこういう小さな町ですので、めったやたらに職員は雇えませんので、優秀な人が来たら3役とか4役ぐらいさせるような、そういうシステムの使い方というのが一番いいのではないかと思います。これからの取り組みに期待を



したいと思います。ありがとうございます。

続きまして、3番目に自殺防止対策についてお伺いします。この問題は大変難しい問題ですが、避けて通るわけにはまいりません。今回のこの町長の施政方針の中にもちゃんと載せていただいています。与論町のち支える自殺対策計画の推進ということで謳っていますので、例えばどういうことをするのか、具体的に町民福祉課長、全部でなくていいですので、主なやつをどういうことをするのかというのをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 確かにおっしゃるとおり、これは非常に難しいところではあるのですが、しかし避けて通れない問題でございまして、自殺防止対策の計画書を立てながら、また役場庁内でも対策協議会といった組織をつくりながら、各部署の問題点も出してもらいながらつくっているところなのですが、また保健センターにおいて週報等による周知でありましたり、講師を呼んでの研修会でありましたりといった形で行っているわけなのですが、なかなか自殺を考えている人は何らかのサインを発していると言われてはいるのですが、それを早く見つけるということが、なかなか今までに実際にできなかったのかなと思って、残念に思うところもあるのですが、一応この御質問の中にありますとおり、24時間受付可能といったことにつきましては、人員の配置が厳しいところもありまして、週報等におきまして、「心の健康相談統一ダイヤル」であったり「よりそいホットライン」であったり、また「鹿児島いのちの電話」といった相談窓口がございまして、週報等でお知らせしながら、そういったところにつないでもらうようなことをしているところ です。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 私は24時間受付可能な電話相談サービスなど、ほかにもいろいろアイデアを出してくださいよということです。それから、回答書にある「鹿児島いのちの電話」の窓口というのは、与論にあるのですか。

○町民福祉課長（田畑文成君） 電話で問い合わせる形になります。

○4番（林 隆壽君） 電話で問い合わせだけということですね。こういう問題はやはり心の問題ですので、電話で解決できるようなものではありません。私はそう思います。やはりその方に寄り添って、いろいろなそういう私のような凡人が寄り添っても何もなりませんので、反対に反発を食らいますが、やはりそういう経験を持った方、あるいはそういう勉強をされて専門的な知識を持った方というのたくさん与論におられると思います。そういう方々を是非駆使して、やはり1人でもそういう悩める人たちを助けるという姿勢が、先ほどどなただったですかね、与論町民の

弱い人たちを助けるというのが、与論町役場の仕事だと思いますので、是非お願いします。私は沖縄が大好きですので、これはまた石垣市の話ですが、市では男性の自殺者が多いことから、日中に仕事をしている男性の相談しやすい時間帯での新たな試みとして、次のような記事が載っていたので紹介をいたします。石垣市は、2018年8月から、市の障がい者基幹相談支援センターに「こころの健康相談員」を設置し、市の障がい福祉課に相談窓口を設け、今年10月からは専用回線を敷いた。精神保健福祉士1人を配置し、保健所・警察・消防署と連携しつつ、窓口のほか、電話相談と訪問相談でも対応している。平日・日中に働く男性からの相談は、そのタイミングがさまざまに想定されることから、「死にたい・つらい」を2021年に持ち越さないとして、初となる時間外相談会を実施した。こころの健康相談員は、「年末年始にかけて暗い気持ちになりやすい。石垣の男性は我慢する人が多いので、自分から助けてと言える受援力、要するに応援を受ける力、素直に応援をくださいという力をもって。」と、その相談員の方が強調されておりました。「同僚や家族の人は目配り、気配り、声掛けをしてもらい、相談員につないでいただければ。」と呼び掛けておられましたというふうに掲載されておりました。また、「少しでも話を聞いてくれる場所があるということを知ってもらいたい。」とのコメントです。要するにこういう相談窓口があるよ、みんなに寄り添っていますよということ、みんなにまた教えて広げていってくれればという書き方で書いてありました。本町においても我慢しないで、自分から助けてと言えるそういう環境や当事者に受援力を持っていただけるような、気軽に相談ができる体制づくりを構築していただきたいと私は思います。これを是非その予算がどうのこうの、この人員がどうのこうのではなくて、やはり真剣に検討して、その実現に向かっていただきたいと切に要望いたします。そのことを田畑町民福祉課長と山町長のお二人にお聞きいたします。まず、課長からお願いします。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 実は、こういった事案が起きたときには、保健センターでちょっとメンタル的に落ちているような方とかいないかということで、相談会を持ったりしているのですが、確かなかなか本当に悩んでいる方が実際に打ち明けてもらえるかというのがあって、なかなか今までもいろいろな事案の中で精神疾患を持っていらっしゃる方だったり、そうでなくてもまた普通の方でもいろいろある中で、一応保健センターでは保健師を中心にして個人相談とかやっているのですが、できれば普通の周りの方が気付いてそれをつないでいただける、そういったこともまた必要なかなと思って、専門家だけではなくて、やはり近くにいる方が一番それを察知できる、そういったのもあると思いますので、職場であれば上司で

あつたり同僚であつたり、また周りの親せきであつたり、そういった方々から情報収集といったことも必要なのかなと思っております、今後そういったことで、確かに個人情報としてなかなか言えない部分もあつたりして難しいところはあるのですが、でもやはり誰かが気付いてあげられるという体制づくりは必要なのかなとは思っています。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。学校教育におきましては、心のメンタルケアのためにいろいろ職員を配置したりしてやっているわけですが、町的な一般の職業時に対するそういうことがまだ届かないなと思っております。職員募集のときに、いつもそういう専門家が欲しいなということで、ずっと職員募集をかけていますが、なかなか応募者がなくて採用ができていないところですが、今後もそういう対応できるような方を募集して、そういうことの少しでも心のケアになるような体制を取っていければなと思っております。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。田畑町民福祉課長がおっしゃったことはわかりますが、そういうことを打開するための環境づくりをしてくださいということです、私が言っているのは。親にも言えない親戚にも言えない、また気付けないという環境を打開して、その家族が気軽に相談できる、あるいは当事者が気軽に相談できる、そういうもう困ったら駆け込んで、駆け込み寺みたいな、そういう心のよりどころになるようなそういう対応が必要ではないかと私は思うのですが、言うは易く行うは難しでありましてよくわかりますが、だからと言ってそれをそのまましていたら、この問題というのは全く進展しませんので、やはり私であれば無い知恵を絞ってと言いますが、皆さん方は頭脳集団ですので、そういうのを是非みんなで見知恵を寄せ集めて、やはり町民の苦しいところを助けるというのが、この町行政の最大の仕事であろうと思います。そういうことで、子供たちにも通じると思いますので、教育長もついでにお聞きしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 先ほど町長からありましたように、学校の方ではスクールソーシャルワーカー、いわゆる相談員ですね2人。それからスクールカウンセラーを県からの定期的な派遣をして、家庭からの相談を受けるという形で、学校の特にならぬ不登校関係にある子供たちがそういう状況に陥らないような体制をそれに整えていくという状況で、また生徒指導においては、2日何もないままで休んだ場合には、やはり家庭あるいは電話をするなりで状況を確認するというので、こういう自殺、引きこもり等への道のりをなるべく防いで、学校になるべく多く通って、友だちと

交流ができる人間性をまた養っていかなければいけないというところには、気を配ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。大変難しい案件ですが、是非とも真剣に前向きに御検討をいただきたいと思います。これはこれで終わります。

続いて4番目に、公共事業に対する取り組みの方向性についてということで、本町の庁舎は、PFIのBTO事業方式で建設をされました。島外では、庁舎建設の例ではお隣の和泊庁舎、伊仙町定住促進住宅など、全国においては多岐にわたって、PFIの方式が採用されて建設をされています。日本では、1999年7月にPFI法が施行され、活用され始めましたが、当時は仕組みがよく理解されておらず、なかなか普及しなかったようですが、最近では理解が進んでおり、国や地方公共団体の事業コストの削減やより質の高い公共サービスの提供を目指すのが目的であると理解され、公共施設の建設や公共事業にPFIの手法が取り入れられている現状にあります。近年の都市計画の多くは、PFIを活用しているようで、イギリスやアメリカでは、刑務所や公立学校の運営にもPFI手法が用いられています。本町が直面している課題に、老朽化した公共施設の問題として、まず給食センターの建て替え、旧ごみ焼却施設の解体後の跡地利用計画、町立こども園の統廃合に伴う新しいこども園の園舎の建設、まだまだ不足の定住促進住宅建設、将来的に現実味を帯びるであろう共同墓地建設など、また将来的展望において経営が困難になることが予想される上下水道事業経営など、与論町に横たわる大きな政策課題が目白押しの状態です。この山積みの課題解決のためには、長期ビジョンを描いていく専従職員が必要とされると私は考えています。PFI担当職員を配置し、長期的な戦略を画策することがこれからの厳しい社会情勢に対し、与論町が生き残るための必要な施策ではないでしょうか。山町長、久留副町長、町岡教育長をはじめとして、全課長ならびに全職員がこの問題を共有し、事にあたる必要があるかと私は思います。そこで、各課長を代表して、PFIの専門である町本建設課長に、担当専従部門の設置についてどのように思うかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） ありがとうございます。確かに現在町の公共的機関、施設に関しましては、老朽化並びにいろいろな諸問題がございまして、こういう厳しい財政状況の中、どうやってお金を捻出して施設を整備していくかというのが、非常に喫緊の課題となっています。確かに現在、先ほどおっしゃられました給食センター等もろもろ大型事業が目白押ししています。その中でもまた、先ほど喜山議員からもおっしゃっていただきました住宅問題も目白押しでございまして、こういう

厳しい財政状況の中で、どうやって整備していくかというのが今ものすごく頭を抱えているところでございまして、やはりこういった場合に、他の市町村も最近はまだPFI事業というのを認識されて活用していくということで、竹富町もそんな感じで住宅も何かつくられてという情報も聞いています。そういうことで、民間の資金を活用して建築していくのも大変有効な活用ということですので、今後は町長をはじめ総務企画課と検討しまして、どういったところに部署を専門において、今後の計画を進めていくかということについては、これから綿密に会議を重ねながら、また勉強会もしながら進めてまいりたいと思っていますので、いろいろと御指導、御協力のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 私は、担当専従部門を置くのはどうかというのを聞いているのです。確かに、町本建設課長の部門は、これからも大変な作業が山積みになっているということを考えたときに、やはりこのPFIというのは、職員1人が片手間でやれるような、一緒になってできるような簡単なものではないらしいです、話を聞いてみると。やはり1カ所だけであれば、1職員がそれを専従してやればいい。しかし、次々出てくるその難問を、長期的な計画に基づいたビジョンを立てる、そのためにはやはり職員1人が専従で、それを考えていくべきではないかと思って、私はこの専従部門の設置についてどう思うかということでお聞きしたところですが。回答には、検討してまいりますということですが、検討にはまたゆっくり検討する、適当に検討する、掘り下げて検討するといろいろな様式がありますが、検討する以上は真剣に本当に与論の将来を考えた上で、それで検討していただくということと考えていますので、そういう観点から、担当課長はどういうふうに思われますかということですか。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） 趣旨がわかりました、ありがとうございます。私どもも今そういうことで、本当に真剣に考えておりまして、5年先、10年先ということでございませぬので、新年度でもすぐそういう専門の担当を置けるように、すぐ努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 担当課長は前向きな回答をいただきました。町長はどういうふうに思われるでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。今後、本当に大掛かりな事業がいっぱい目白押しでありまして、建設課長も本当に大変だなと思っているところですが、

町の役場の人員配置の面から、大変厳しいものもあると思いますが、今課長が言われたように、専従部門が設置できれば大変ありがたいなと思うことです。今後本当にそういう専従にできるような人材を育てていって、設置できるようにできればいいなと思っているところです。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 先に課長にお聞きしたのは、課長のやる気があるかないかというのを聞いてから、上で町長にお聞きしようと思っていたところです。これはやはり第6次振興計画にしっかり入れていただいて、やはり10年の計画ですので、そういうふうにしっかりと落とし込んでいただいております。このことは先ほども質問しました、デジタルトランスフォーメーション推進とも重なってまいります。現場のリーダーが自覚と覚悟を持つこと、横断的体制をつくること、これも全課長が1つのこととして共有するということですからね。そして、職員のリテラシー向上が不可欠であると考えますので、是非これも真剣に御検討くださいますようお願いを申し上げます。

最後に一言、私たちは、大変難しい社会システムの中で生活を営んでいます。これからの明るい未来を見据え、我が町の将来を支えていく子供たち、若者たちに未来の明るいゆんぬ島を引き継いでもらえるよう全力を傾注して、努力をしていただきたいと思います。このたび質問しました事柄については、与論町が継続して取り組んで問題解決をしなければならない事案だと思っております。第6次振興計画にしっかりと落とし込んでいただき、長期的に取り組んでいただきたいと思います要望を申し上げて、最後に町長の決意を伺って質問を終わります。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御意見ありがとうございます。大変ありがたい御意見だと思っております。今度の第6次振興計画で、本当にこういう島の方向性が定まっていくのではないかなと思っておりますので、その中で皆様方の御意見をもとにしながら、取れる対策、そして先ほど喜山議員からありましたように、費用対効果とか本当に取捨選択するもの、いろいろあるわけですので、その付近をみんなで検討しながら、より良いまちづくりのために努めてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君の一般質問を終わります。

次は、7番、大田英勝君に発言を許します。

7番。

○7番（大田英勝君） 皆さんこんにちは。よろしくお願いいいたします。本来ならば、去る7日の日曜日は、第30回ヨロンマラソン記念大会が盛大に開催されるはずでしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、早々と来年に延期となり、代わりに2月に企画されましたSHIMA RUNキャンペーンまでもが中止を余儀なくされてしまいました。誠に残念至極です。待望のワクチン接種も医療従事者への先行接種が始まり、次々と接種が進んでいくものと思われまますので、来年こそは、盛大にヨロンマラソンが開催できますことを心から願っています。

それでは、令和3年第1回定例会に当たり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

#### 1 新型コロナウイルスのワクチン接種について

- (1) 新型コロナウイルスのワクチン接種を巡り、47都道府県庁所在地の自治体に準備を進める上での課題を聞く（共同通信調査）と、「医師や看護師の確保」が8割にあたる38自治体、「接種会場の確保」が30自治体、「態勢整備にかかる財源」が18自治体、「ワクチンの管理」を16自治体が課題に挙げた。そこで、本町ではワクチン接種においてどのような課題があるのか伺いたい。
- (2) 住民の接種見込みについては、3自治体が9割以上と答え、11自治体が6～8割、残りの自治体がわからないと答えたが、本町ではどの程度の接種を見込んでいるのか。また、44自治体が専門部署や接種準備チームを設置または設置予定と答えた。本町でも専門チームを設置し、ワクチン接種に万全を期すべきと考えるが設置する考えはないのか伺いたい。
- (3) 2月17日に全国100の国公立病院で約4万人の医療従事者を対象にワクチンの先行接種が始まった。3月中旬を目途に約470万人の残る医療従事者への接種、4月に入ると65歳以上の高齢者約3600万人、その後、基礎疾患のある約820万人や高齢者施設の職員約200万人などに優先して接種する予定となっている。また、離島については全住民同時接種の可能性も示された。そこで、本町においてはいつ頃どのような形でワクチン接種が行われる見通しなのか伺いたい。

#### 2 病害虫の防除について

- (1) 昨年6月屋久島でミカンコミバエの誘殺が確認されて以来、県本土や各離島、奄美大島や徳之島でも誘殺が確認された。幸い本町での誘殺は確認されていないが、県内4市町村では繁殖の可能性を示す幼虫も確認されている。本町では県内のこのような状況をどう捉え、どのような対策を講じているか。また、以前西区で発生したクロトゲアリについては、その後ど

うなったのかもあわせて伺いたい。

よろしく申し上げます。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、本町での新型コロナウイルスワクチン接種の課題について申し上げたいと思います。

本町のワクチン接種については、国・県の指導を仰ぎながら検討を進めていますが、特に医師の確保や看護師等の確保及び国からのワクチン配布スケジュールが不透明なことが大きな課題です。

また、コロナの感染拡大のリスクは未だに続いており、もし、ワクチン接種の日程期間にクラスターが発生した場合、医師や看護師の確保が難しくなることが想定され、非常に危惧しています。

このほか、副反応に対する処置対応体制の構築はもとより、町民の皆様がどれだけワクチン接種に御理解いただき、接種率を上げていけるか懸念されるところであり、今後、ワクチン接種の有効性や安全性について、周知啓発を図ってまいりたいと考えています。

次に、本町でも専門チームを設置し、ワクチン接種に万全を期すべきだという御意見ですが、2月1日付けで与論町新型コロナウイルスワクチン接種対策室を保健センター内に設置して、国・県の指導を仰ぎながら接種に向けた準備対応に努めています。現在、医療機関との連絡調整会議も随時実施していますが、現段階での想定では、平日は通常の診療等があるため、週末の土・日で集団接種を行うことを予定しています。

ワクチン接種対象となる16歳以上の方は、3月4日時点で4,456人おられ、そのうち1,963人が接種順位上位の65歳以上の方です。WHOによると、集団免疫を得るためには人口の7割がワクチンを接種する必要があるとしていることから、本町でも接種率7割を目指して、ワクチンに対する正しい情報を提供し必要性や安全性について周知啓発を図ることで、できるだけ接種率を上げられるよう努めてまいりたいと考えています。

次に、本町においてワクチン接種の見通しです。

現在、国・県からの情報収集に当たるとともに、町内の医療機関との調整を進めており、想定では、平日は通常の診療等があるため、週末の土・日で集団接種を行うことを予定しています。また、1日で接種できる人数に限りがありますので、町から希望者の接種日時を個人ごとに指定する形を想定しています。

接種時期については、国・県から離島の接種に関する具体的な情報がなく、スケジュールをお示しできる状況にありません。



こうした大規模な集団接種は初めての試みであり、また、今回のコロナワクチンは新しいタイプのワクチンで管理も難しいことから手探りの状況ではありますが、ワクチン接種がスムーズに行えるよう、関係機関と協力し接種体制を整備してまいります。

次に、病害虫の防除についてです。

ミカンコミバエが誘殺される背景としては、大陸からの偏西風による侵入であると考えられており、現在のところ初期防除にて抑えられています。

本町は島の面積が小さいことや標高が低いことから、これまで誘殺は確認されておりませんが、近隣地域と同様のリスクがあることから、防除薬の備蓄を行い初動対応に備えているところです。

一方、クロトゲアリについては、以前から島内中東部で確認されており、大型アリであることや、地上部に巣袋をつくることが異様であるため、時折町民からの問い合わせがありますが、特筆する被害報告がなく経過観察に留めているところです。

今後とも外来種の侵入警戒を実施し、早期対処に努めてまいります。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） ワクチン接種に対する本町の課題としては、医師の確保や看護師等の確保及びワクチンの配布スケジュールが不透明、こういったのが大きな課題だということですが、至極予想どおりの課題が挙げられているようです。今回のワクチン接種は各自治体にとっても、これまでに経験したことのない初めての一大事業となっています。もちろん我が与論町にとっても然りです。ワクチンについてはただいま課題に挙げられたとおり、国からの情報が少ない、その上にまた接種対象の人数とかそういったものも変更が次々あったりするというので、各自治体ともその対応に大変頭を悩ませているのが実情ではないかと思えます。

そこで、まず初めにワクチン接種券と接種のお知らせみたいなのを送ることから始まると思うのですが、その辺の準備についてはどのようになっているのか。その発送は、そろそろまた検討されているとは思いますが、いつ頃になるのか。その辺について伺います。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） こちらにも書いてありますとおり、なかなかスケジュールを具体的なことをお示しできないというふうに回答しているのですが、なかなかワクチンそのものが、やはり外国から入ってくる数が少なくて、契約どおりに入っていないということもあるのですが、鹿児島県の配布も今のところ少なくて、一応情報としていただいている中で、今立てている計画といたしましては、3月19日頃に、予約受付の案内を郵送でお送りいたしまして、予約受付期間を2週間ほ

ど取りまして、もし早ければ4月の中間あたりで接種券、予診票等々をお送りいたしまして、もし早いときには4月の末、24、25、その土曜日、日曜日をするということにつきましては、やはり病院との御相談の中でどうしても病院側が通常の診療とかがいろいろあるものですから、土日にしてほしいという御要望もあるものですから、土日しているところなのですが、それで土日を主にいたしまして、また5月の連休を使った形で1回目を終わらせてまして、今度また5月の中間あたり頃から土日でもた2回目接種を予定しております、6月の中間あたりぐらいまでに、高齢者につきましてはの接種を終わらせる予定をしていますが、今のところ病院との相談の中では、ドクターは4人ほど御協力をしていただけるとはお聞きしているのですが、何しろ通常の診療をした後にまた土日ずっと休みなしで、ドクターもまた看護師も勤務をすることになるものですから、その御負担が非常に心配をされておりまして、できれば交代でできるような体制づくりをしていかないと、長期にわたる中で大変医療関係者に御負担がかかるなど思っているところです。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） ワクチンの接種券やお知らせをまず初めにするわけなのですが、その町民の方々がそのワクチンを希望しているのかどうなのか、その辺が全く今のところ不明なのではないかと思うわけなのですが、その辺を事前に何らかの形で希望されますか、それともまたちょっとあまりはっきりしませんかとか、全くそれは拒否しますとか、その辺の調査とかをあらかじめ何らかの形でするようなことも必要かなと思ったりもするのですが、その辺が全くわからないままだと、その人数はわかっている、希望する方が例えば3割なのか8割なのか。全然わからないような形での対応というのは、ちょっと難しいような気もするのですが、その辺についてはどんな考えを持っておられますか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 65歳以上の高齢者の方が1,963人ほどおられるのですが、その普段毎年行っています高齢者用インフルエンザの予防接種が、接種率が48%から49%ございますが、その点から考えるとこの新型コロナウイルスワクチンは、もうちょっと希望者が多いのではないかとはいっているのですが、やはり5割ではよろしくないと思いませんか、できれば6割から7割が必要ですので、その点をどうやって周知していくかということもあるのですが、もちろん、その有効性とか必要性そういった安全性についても週報で行いますが、一応19日ぐらいに発送する案内の中に、予約受付も含めた形で発送する予定にしています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 基本的な順番としては、先行接種の4万人とその後医療従事者

の470万人、その後に65歳以上というのが標準的な接種の順番ではないかと思いますが、そうした場合に、まだ与論町の場合は医療従事者への接種もこれからだと思いますが、その辺はまたいつ頃になるような感触をお持ちなのか、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 医療従事者につきましては、直接県から医療機関に働き掛けることになっていまして、全く町には伝わってこないのですが、恐らくその医療従事者の140人ぐらいの中で、8割ぐらいが希望するのではないかなというのはちらっと耳にしたことはありますが、それが何人ぐらい受けられるのかがこちらではつかめていない状況です。でもそれもいつになるのかははっきりしなくて、そのワクチンすらまだ届かない状況なものですから、それもはっきりした日程は決まっておりません。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 接種の優先となる医療従事者について、いろいろ調べてみますと診療や搬送に関わる医師や看護師のほか、救急隊員、保健所職員、薬剤師、海上保安庁職員、自衛隊職員、自治体職員等が含まれるという、そういった文言を見ましたが、本町における消防の救急隊員というのは、この医療従事者にあたるのかどうか、その辺はどう捉えていますか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） その調査も町に来ておりまして、消防署の職員も含めて報告しています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） それから、自治体職員の中でも患者に接する業務を行う人は、医療従事者にあたるという文言もあったと記憶していますが、本町の場合そういった者にあたるような職員は存在していますか、どうですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 与論町の場合は、どうしても保健センターで県から来られた職員の方々の後方支援はやっていますが、直接陽性者と触れ合うということはほとんどないものですから、職員の中には対象はいないと認識しています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） ということは、救急隊員は医療従事者として捉えているということですね。わかりました。

それから、今回のワクチンの接種が16歳以上ということなのですが、いろいろな接種の優先順位の括りの中で、例えば医療従事者が何人、65歳以上が何人、こ

の辺は先ほどの答弁で、全体で4,456人それから65歳以上が1,963人とわかりましたが、医療従事者が先ほど140人とかちらっと数字が出たわけなのですが、そのほかにも基礎的疾患のある人、高齢者施設等の従事者、こういった枠組みがまたあるわけなのですが、その辺の人数把握はできているのでしょうか

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 基礎疾患につきまして、実は本当に具体的につかめる方法がありませんものですから、一応県の指導においても特に町側でそれを把握してしなければいけないとはなっていないので、慢性の呼吸器の病気であったり、慢性の心臓病、慢性の腎臓病、慢性の肝臓病あとは糖尿病等、血液の病気、免疫の機能低下、そういったいろいろな基礎疾患のある者、救急性のあるものではなくて慢性的なものですね、もしコロナにかかったときの重病になりやすいリスクの高い方、そういった方を主に拾い上げていくという形になるのですが、御本人さん方が申請していただかないと、町で具体的にというのはつかみづらい点がございます。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） それから、全国的にもワクチンの供給が思うように進んでいない状況となっています。本町へのワクチンの配布についても、いつになるかも定かではないし、ニュースなんかを見ると500人分とか1,000人分とか、各市町村にそういうニュースも流れたりしていたのですが、例えばそんな形でこま切れにしか来ないようなことも想定される中で、1,963人の高齢者についても、その中からも順位を付けていかなければいけないようなもの出てくると思うのですけれど、念のためと言いますか、65歳以上の高齢者というのが何人ということは、もう既に把握されていると思うのですが、例えば生年月日順に100歳、99歳、高齢者順に並べるような名簿を作成しておくとか、例えば校区ごとの名簿を作成するとか、集落ごとの名簿を作成するとかしておきますと、いろいろなことに対応できるような気もするのですが、まだ、いよいよとなる前の事前準備としていろいろなことを想定しながらやっておくと、ひょっとしたらためになるかもしれないと思ったりするのですが、どんなものでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 現在、パソコンのそういった住基からその住民票を落とし込んで、そういう年齢別であったり地区別であったり、そういうことは難なくできると思うのですが、一応今のところ65歳以上の方に対して一斉に郵送いたしまして、その中からどれだけの方がその希望者を取った上で、こちらで日程を調整いたしまして、1日にできる人数というのがございますので、おたくは何日の何時にお越しく下さいといった形になっていくものと思っております、砂美地来館を

予定しているのですが、それだけでは本当に7割の方ができない場合には、普段からできれば施設に入所している方であったり、福祉センターに来られる方々をそちらに赴いてするとか、今ドクターからお知恵をいただきながら、訪問の接種のやり方とかもできるかどうか、まだ検討段階なのですが、そういったこともやっていければもうちょっと接種率を上げていけるのかなと思っています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） あらゆることを想定して、いろいろな準備をして、できるだけ1人でも多くの町民の方に接種を受けていただくように、是非とも頑張ってくださいと思います。

今聞こうとしたら、接種の会場が砂美地来館と出てきましたから、それはそれでいいのですが、例えば、考え方によってはより身近なところということで、今週は与論校区の与論小学校、来週は那間校区で那間小学校とか、そういう形でより身近なところという考え方もあるのではないかと思います。それはまた一番いい方で、やりやすいようなのをそちらで設定していただければいいと思うのですが、そういうことも考えられるのではないかとということを一応出しておきたいと思えます。

それから、日本でも医療従事者への先行接種が進められているのですが、その中で欧米に比べて副作用、アナフィラキシー等が多く出ているのではないかと、大分多く出ているようなニュースもあつたりしていますよね。それで、自治体の中にはそういったものにできるだけ早く対応するために、接種会場の例えば体育館の横に救急車を待機させるとか、そういうことをする予定の自治体もあるようですが、万一の場合に備えてその辺も検討し、できればそうしていく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 確かにおっしゃるとおり、外国での治験に比べて日本はアナフィラキシーとかそういった副反応が、ちょっと件数的に多いのではないかと私も見ているのですが、やはり外国の方は体格も大きいですし、またそれだけ違うところがあるのかなと思うのですが、また国によってはその重篤副反応についての基準みたいなものが違ったりとかするところもあるみたいで、それが同じような基準で見ているわけではないという部分もあるみたいなのですが、そこでそのいざといったときのために、必ず消防には連絡をした上で、どこどこで今接種を行っていますので、もしものときはお願いしますというふうには予定しておりまして、そしてできれば消防の方のどなたかが、そのとき救急処置のできる方をその会場と一緒に待機していただければありがたいなと思っております、その点もま

た今後の相談、視野に入れているところです。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 是非ともその辺は、今言われたように隊員の待機、それも含めて救急車の待機についてもまた検討していただいて、できればそのような形を取っていただければ、万一の場合はそこからすぐ出ればいいわけですので、接種を受ける方の安心感を高めるためにも、できればそのような対応もまた消防署とも調整していただければありがたいと思います。

これも聞く予定だったのですが、先ほどの町長の答弁の中でも冷凍庫が届いたみたいなのもありましたが、それはもう既に到着しているということですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 与論病院に、その冷凍ができるマイナス60度から90度にかけてのそういったフリーザーが届いておりまして、そちらにまずワクチンを保管した上で、そこから会場に運ぶということを想定しています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 多分、マイナス75度のやつとマイナス20度程度のやつと両方最低1台ずつは、各市町村に配布という形になっていると聞いていますが、病院にというのは、与論町への配分の分が向こうに行っているということですか、それとも病院用のやつということで別途来ているということでしょうか。その辺はどうなっていますか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 全ての方の対象の分のワクチンをそちらに保管する予定にしています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 以前見た共同通信社の全国世論調査によりますと、今回のこの新型コロナウイルスワクチンについて、接種したいと答えた人が60代以上の高年層の方が67.7%、これが一番高かったということです。それから30代以下の若年層が59.7%、40代から50代の中年層が60.2%、そういう結果だったようです。そしてトータルの全体では63%ということで、これは無作為にかけた電話調査ですので、そう全国的に大差はないとは思いますが、一応そういう結果が出ているようです。年齢が高くなるほど希望者が多いという傾向があったということで、多分、高年層の死亡リスクが高いということが影響しているのではないかと思います。それから女性よりも男性の方が、接種への希望が多いということもわかったようです。そこで、16歳以上が対象ということで、接種の努力義務が課せられていますが、妊婦の皆さんについては、臨床試験でのデータが十分に集まって

いないということで、義務は外されたようですが、妊婦の方でも医者等の許可があれば受けられるということも出ていたわけなのですが、妊婦の方へも接種の案内券、お知らせ、そういったのは送付する予定になっていますか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） まだ、65歳以上の方の一般の方についての具体的な試案というのがまだできていないのですが、なるべくどの方についても、できるだけ予診票にしっかりと自分の体調であったり状態を記入していただくということと、できれば心配な方は主治医との相談であったり、また来られたときも、接種の前に必ず予診票をもとにまた問診を行いますので、必ずドクターと相談をしていただくということをお願いをする予定にしています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 先ほどの答弁で、2月1日付けで、与論町新型コロナウイルスワクチン接種対策室を保健センター内に設置したということです。賢明な判断に敬意を表したいと思います。そこで、何人で編成されたのかについて、それから設置後これまでどのような準備を行ってきたのか。その辺についてお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 保健センター所長がその対策室長を兼ねる形にしておりまして、正職員1人と会計年度任用職員を1人、今3人ということでありまして、今のところまだ病院との調整とか、そういったことをしながら、県からいろいろ情報とかいっぱい来るのですが、そういう予算的なことであったり、また接種体制のことであったり、非常に今なかなか情報を整理することも結構大変な状況でございまして、まず情報整理とその準備にかけて今取り組んでいるところです。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） これは、今のあれからすると併任というか専任ではないですよ。他の日常業務、今までの業務をこなしながら、コロナの接種についてもまた対応するという、そういう形だと捉えていいですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 本当に理想であれば専任で、ほかの大きな市町村は人数も多めにしたりしているみたいですが、与論の場合なかなか職員数がそれだけ回せる職員の余裕がないものですから、どうしても今のところはほかの業務も携わりながら、特に保健センターはまたいろいろな健診とかございますので、健診時期ともそういうのが重なる可能性がございまして、本当に負担が大きいのかなというのは思っています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） わかりました。できるだけその編成した3人以外であっても、できるだけお手伝いしたり、サポートしたりしていきながら、何とかこなしていただきたいと思います。

それから、新型コロナウイルスワクチンの優先的に接種できるということをかたって、金銭を要求する電話とかメールとかが相次いでいると聞いています。不審なメールやショートメッセージサービスに記載されたURLから、偽サイトに誘導していった個人情報を盗み取るようなフィッシング等も確認されていると聞いています。実際に被害も出ているということですが、これまでも本町においては、注意喚起のチラシが2回ぐらいは私も確認していますが、配布されています。これからいよいよワクチン接種が始まって、次々とそういう状況になれば、こういったメールとか電話とかもまた頻繁に出る可能性がありますので、今まで出した注意喚起のチラシ、ああいったのをまた少し意味合いを変えたりしながら継続的にそういったものを出すとか、それから朝や夜の放送の中でもちょっとした注意喚起の放送をするとか、そういうことを是非ともやっていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 先週の週報でも、与論町新型コロナウイルスワクチン情報をいうのをちょっとお流ししたのですが、その中にも行政機関等をかたったなりすましには御注意くださいという文章は入れているのですが、今おっしゃったとおり、その放送等における周知啓発も必要かなと思っています。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） ずっと以前に塩田知事からも、「離島や人口の少ない地域は、優先順位を付けずに全住民丸ごと対象にするということも必要である。」との言及があり、結果的に国もそれを認めて、そういうことも一応やっていくという形になっていますが、与論の場合は人口がこの程度ですから、なかなかそこには該当はしないのかなとは思ってはいますが、ひょっとしたら、また一括でできるという可能性がゼロではないかとも思いますので、いろいろなことに対応できるような、ぱっと一括でできますよ、それだけ送りますよということにも対応できる形で、またいろいろと準備だけはしていただきたいと思います。前の新聞記事での塩田知事の現在の状況についてコメントがありましたが、「このワクチン供給時期に関する国の情報提供のあり方について、よくわからないところがある。もう少し早めに提供してもらえれば。」というコメントがあった後で、「国も実際は不透明なのかも。だから県としては時期がわからない中でもしっかりと体制をつくって進



めたい。」と語っておられました。実際こういうことじゃないかと思います。国にしても教えてあげたくても教えられない情報がない、また思うようにワクチンが届かないものだから、いつからできますよと言いたくでも言えない、そういうジレンマが国としてもあるのではないかと思います。でも、わからない中でも知事はしっかりと体制をつくって進めたいということですし、このところが重要であって、わからないからわかるまでのんびり待つのではなくて、やはりいろいろなことを想定して、準備だけはどっちに転んでもいいような形で一応頭の中で巡らせておいて、万全に対処をしていただきたいと思います。どうか今回のワクチン接種が対策室の頑張りによって、スムーズに1人でも多く接種ができて、コロナから一日も早く脱却できる方向に持っていけるように、私たちも含めて町の方も頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次に病害虫の防除についてまいりたいと思います。2015年の9月に、奄美大島でミカンコミバエが大量に誘殺が確認されたことを踏まえて、その年の12月から植物防疫法に基づく緊急防除が実施されました。島外出荷が7カ月間制限され、特産のタンカン・ポンカンなど、約1,800トンを廃棄処分ということになっています。そのときの農家への補償額が5億6600万円。二度とこのようなことにならないように、地域全体でしっかりと防除に取り組んでいかなければならないと思います。おかげさまで与論町は誘殺も確認していないわけなのですが、いつ何時そういうことがあるかもしれないということで、警戒態勢だけはしっかりと取っていただければありがたいと思います。

そこで、与論町の場合は平時に20カ所ぐらいトラップが設置されていると思うのですが、その確認はどのような形なのか。月一ぐらいなのか、毎日なのか、どういった確認方法を取っているのか教えてください。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

このミカンコミバエ防除対策につきましては、マニュアルを定めて侵入警戒から初期防除について定められている方法で今実施をしています。特に年間を通して実施しているのが、誘引トラップの調査と寄生果実調査です。トラップ調査につきましては、町内に20カ所設置しておりまして、毎月2回、年間で計24回収をいたしています。昨年度は群島内でも非常に多かったことから、令和2年の7月、12月につきましては、週1回で実施をいたしました。あと果実調査につきましては、夏にかけては6月に1回、そして秋口の9月から11月にかけて年に1回を実施いたしました。令和元年の実績でいいますと、30地点で3,000サンプルを取って調査をしています。こういう形の調査でミカンコミバエということがはっきりし

た場合には、県と植防関係で現地において対策会議を設置し、初動対応の協議を図ることとなっています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 鹿児島県においては、年間の誘殺確認数が例年は20匹から30匹程度となっているようです。しかしながら、本年度は150匹を超えているということで、非常にどうしたものかなということで心配をされています。特に例年は離島がほとんどなのに、県本土でも多数確認されており、幼虫まで県本土でも2カ所、それから中之島と徳之島、合計4カ所で確認されています。このような鹿児島県内の誘殺状況を踏まえ、昆虫生態学の専門で、奄美大島で緊急防除が行われた際の農水省の防除対策検討会議のメンバーだった藤崎憲治京都大学名誉教授は、「ミカンコミバエは発生国の中国でも増えており、さらに温暖化で北上している。今回の誘殺はこうした発生国から気流に乗って飛来したものと予想されるが、飛来後の定着を防ぐためにも、早く対応することが重要である。沖縄県のように鹿児島県でも予防防除に取り組む必要があるのではないか。」と提言をしておられます。

そこで、念には念を入れるということで町長にお願いですが、県の町村会などに諮って、国や県に予防防除を要望していくということで話題にさせていただいて、是非とも鹿児島県も予防防除で地域を守っていくという形を取っていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御提案ありがとうございます。私たちの奄美大島は、与論は別にしまして、非常にタンカンとかいろいろな果実類も非常に島の産業として大変な産業になっているわけですので、やはりそういうことを私たちみんなでまとまって呼び掛けることはできるのではないかなと思いますので、機会を捉えて進んでその話を提案してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 大ごとになってからでは遅いので、是非ともそういう形で、町村会から県に国に要望していくような形を取っていただきたいと思います。

クロトゲアリについては、何か立長でも発生したという情報を私たち聞いています。また、2月に朝戸で農地水の作業をしたときに、与論小学校の東側でも見かけたのですが、あまり被害がないということで経過観察をしているということですので、特には申し上げませんが、ひょっとしてそういったのが何かの形で害ということになったりすることもあるかもしれませんので、経過観察をやっていただければありがたいと思います。よろしく願いをいたします。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。次は15時10分から再開いたしたいと思います。

-----○-----

休憩 午後2時59分

再開 午後3時09分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、2番、原栄徳君に発言を許します。

2番。

○2番（原 栄徳君） 皆さんも私たちも大分疲れていますので、後ろの方で早く終われという言葉が先ほどからずっと聞こえていますので、しばらくの時間、お付き合いをよろしくお願いします。先に通告した質問事項について質問します。

1 旧パナウル診療所の再活用について

- (1) 旧パナウル診療所を活用し、与論徳洲会病院と提携した民間の運営による筋萎縮性側索硬化症ALSなどの難病、神経疾患等さまざまな分野の医療活動を開始する動きがあるが、島の医療福祉の安定充実のために町として協力する考えはないか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 旧パナウル診療所の再活用についてお答え申し上げます。

在宅訪問診療や総合診療の担い手として、本町の地域医療を長年にわたって支えてこられた古川先生が御勇退され、パナウル診療所が閉院となったことは、本町にとって筆舌に尽くしがたいほどの損失であり、また医療資源の脆弱な本町にとっては、先の新型コロナウイルス感染症などの感染症流行時や災害時における危機管理の面からも、医療提供の不安定さなどが懸念されているところです。

また、筋萎縮性側索硬化症（ALS）などの難病対策や、超高齢化社会を迎えるに当たり重要となる介護予防事業など、本町を取り巻く医療福祉関係の問題は複雑多岐にわたります。

御提案の旧パナウル診療所の活用策案については、現在町として情報の確認中であり、明確なお答えはできませんが、町全体の医療資源の確保並びに医療福祉の安定充実を図るためにも、公共性や公平性を担保しつつ、行政としてできることがあれば、お手伝いをさせていただきたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 明確なわかりやすい簡単な答弁ありがとうございました。本当にお手伝いをさせていただきますというありがたいお言葉に、本当に心から感謝を

申し上げたいと思います。旧パナウル診療所の件に関しては、継続をしてほしいという町民からの数多い言葉もありましたが、古川先生の私的な事情によって、どうしても閉めなければいけないということで、廃業をされたわけなのですが、まだ現在古川先生は、与論病院で月10日という約束のもと、今勤務をされています。それもまたいつまで続くかまだよくわかりませんが、そんなに長く与論病院にいらっしゃるといえることはないと思います。そういう観点からも、ある情報筋の方々から、診療所を何とか違う形でもいいので開設できないかという相談がありまして、いろいろ調べて、古川先生にも相談をしました。まず、最初にその概要を僕が知り得る情報として、行政機関の皆さんと共有したいということでお知らせをしてみたいと思います。その後、若干何点か要望なり質問をさせていただきたいと思っています。

実は、診療所自体を例えば町営で運営する、単独で運営するというのは、これはもう誰が考えても今の現状では無理だと、100%無理ですよという話を最初しました。いや、町営でやってくださいということでもない、とにかく協力をすれば、何らかの協力体制をつくれれば、診療所自体を再開できるのではないかということでおっしゃられましたので、ではどういう協力、どういう体制であればできる可能性があるのかということでお聞きしたら、まず一番大事なことは医師の確保なのですよ。やはりこの離島医療で一番問題なのは医師の確保、そしてまた看護師であり、そこに働く職員の方であり、そういった方々を確保するというのが、もう非常に難しいというか、できないような状況が今日であるということでお話をしました。そしてまた施設自体も、改めて建設をするというのはまず無理です。そしてまた運営費なり、そういった医師の宿泊施設であったり、そういったのもまず今のところは全く考えても、そういう場所は見つかりませんという返事をしたところ、またもう一度相談がありまして、そのときにちょうど古川先生とも話をしたのですが、古川先生が、社会福祉法人であれば開設は可能ですよということでしたので、そしてその後、まず現在使用されている診療所の敷地は、ハレルヤ福祉会の理事長徳永哲秀さんの土地だということで、その施設全体を徳永さんに譲るということに決まりましたということでしたので、それならば徳永先生に相談をしたらどうかなということで、徳永先生のところに伺いまして相談をしました。そしたらいろいろな相談もありましたと、いろいろなところから相談もありましたが、本人もまた将来的に考えていることがあるということをおっしゃいまして、どういうことかという話をされまして、実はこういうことですよということで、現在の古川先生が使われていた診療施設を、そのまま使わせていただいただけませんか。そしてその事業母体は徳永先生の方で社会福祉法人を持たれているということで、開設には何の問題はないで

すので、そこの敷地を利用させていただきませんかというお願いをしました。では、少し考えさせてくださいということで、また古川先生と徳永先生がお話をされて、それだったらその協力はできるかもしれないと。一応廃業はしたのだが、その医師という名義が必要だから、医師の名義さえあれば開業はすぐできますよという話で、その面も協力はしますということで、徳永先生と古川先生が、だったら、古川先生も徳永先生にその施設を何とかしてくれないかということでお願いをしていたところで、こういう話だったらいいことじゃないのかということで、協力はできるという話を進めてまいりました。また、現在町に鹿児島県のALS協会の方が定期的におみえになって、その方も医師の確保の相談は、医師の部分はこちらで責任を持ってやりましょうと、でも常駐は無理ですと。とにかくひと月に5日か1週間、ふた月に5日か1週間とか、3カ月に1回だとかそういったふうな医師の確保、そういう医師をチーム化していくと可能ですよということで話をされまして、医師の確保はその方と古川先生も何とか協力をするということで、そういうことだったらできそうだねという話をされまして、実際今現在そういう方向に進んでいます。そして施設自体は徳永先生が運営するのですが、医師の確保はそのALS協会の会員の方だとか、あと古川先生、そういった方々が今確保中で、現在何人か、もうそういうことでしたら協力できるんだということで、オファーも来ておりまして、前に進んでいる状態です。そして与論町にお願いしたいということは、与論町も関わることで行政も関わることで、やはりいろいろな支援面や県からの補助、国からの補助、そういったことを受けやすいということで、町民も協力し与論町も協力していますよという体制づくりが必要だということで、この与論町にお願いしたいことは、医師の宿泊施設の協力をお願いしたいと。何とか医師が喜んでもらえる住居を確保してほしいと。現在、徳永先生が所有している1棟はあるのですが、1棟では全然足りませんので、例えば医師が2人、3人同時に来られたときに足りませんので、やはりあと2、3棟は確保しておくとか。それも一応医師ですので、それなりに心地の良い普通レベルではなくて少しは上品な、少しは普通の建物と違った、そういうものをできれば提供できたらと思っています。なぜかという、そういう医師の方々というのは、今はやりのリゾートバイトではないですが、そういう自分の息抜きと言ったら失礼なのですが、リフレッシュのために月に一遍与論に来ると、月に一遍来てくれると。そういった方向性の方が結構いらっしゃるそうです。それだったらいつでも行きますよと、常駐は無理ですよと、それは本人の仕事もあるし。だからそこでやはり快適に過ごしてもらうためには、それなりの住居を提供してあげると、そういうことが一番大事じゃないかと思って、そういう面も同時に与論町として今住宅が非常に不足しているということもありますので、兼ね合いではないで

すが、できるだけそういう方向で住居の確保をしていただく。それで、今言うように3者で協力をして診療所を運営していくと。そしてその本来ならば1つの診療所を運営するとなると、大体常駐の医師をお願いしたとしても、どうしても専門医になるわけです。例えば内科の先生か、精神科の先生か外科の先生か。というと、先生の枠というのがほとんど限られてくるわけです。今の与論病院もそういう体制ですよね。内科の高杉先生がいらっしゃいますが、それ以外の精神科だとか脳外科だとか小児科だとか、そういったのは系列の徳洲会から来て、1日、2日来て診察をしてもらうという形に現在なっているわけです。今後開設しようというのは、いろいろな多種多様な先生方に来てもらって、やはり町民の病気もいろいろ種類があるわけですので、1週間、5日間居てもらえば、いろいろな診察が可能になってくるわけです。特にこういう難病系だとか精神疾患だとか、まだまだ僕らに目の届かない場所という、そういうところの診療というのが非常に町民にとっては利益になるのではないかと思います。

それで、与論町に今お願いしたいのは、その住居の確保。そして施設はハレルヤ福祉会で提供していただく、そして運営もハレルヤ福祉会で運営すると。医師の確保は今言うようにALS協会の方々や古川先生、そういった方々に常時確保していただくというふうな3者で協力をした体制で運営をしていくと。またそういう離島医療に関しては、そういう3者で協力して診療所を開設しているところはないそうです。これが成功するつもりで皆さんやるわけですので、必ずその離島医療のモデル地域としての1つのモデル化になるのではないかと思います。だから是非その辺を理解していただいて、今後の支援をしていただきたいと。

概要としてはそういうことです。そして一番大事なのは、診療するということです。そこで入院をしたり、簡単な治療はしますが、その他の治療や処方に関しては与論病院と提携して、与論病院と行うということで、幸い古川先生が与論病院に勤務されていますので、高杉先生とのコミュニケーションがうまく取れていて、それはもう協力いたしますと、お願いしに行ったときにそういう返事をいただきました。今の看護部長さんも、そういうことはうちも医師不足だし、看護も訪問介護もできていないと、できればそういった面も一緒に協力してできればなという話もされていました。

そのときにまたお返しで僕に、与論病院がこういうことでちょっと困っているのですがと、話せば大分前の話になりますが、政治的な問題で皆さんも御存じのように、保徳戦争というのがあって、そのしこりが今鹿児島県の医師会の中に相当残っていて、徳洲会の医師の方々が鹿児島県の医師会に入れないと。医師会に入れなくて非常に困っていると、いろいろな面で困っているそうなのです。沖縄県や他県に

関しては全然そういうことはないそうですので、それはそうでしょう、やはり鹿児島県で保徳戦争があったわけだから。やはりそういった面を何とか徳洲会の医師が鹿児島県の医師会に入れるように何かいろいろな面で協力していただけないかというのを高杉先生から言われましたので、その辺もできる範囲でいろいろこっちも協力をお願いしたわけだから、その分はまた協力しますという話に、余計重たい荷物を担がされた感じで帰ってまいりましたが、そういうことで、今着々と方向性は進んでいます。是非、町民の最高の医療福祉のために協力をお願いしたいということで、今回はこの質問1点に絞っています。もう一度、町長、副町長、総務企画課長、そして施設を担当する建設課長も、町民福祉課長も、自分の思いでいいですので、是非一言お聞かせいただければと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） このお話をいただきまして、町長室でも徳永さんを交えてお話をさせていただきました。本当にそういうふうには社会法人でできればありがたいなと思うわけです。本町はおっしゃるように、医療が脆弱ですので、少しでもそういう方向にいければありがたいなということでございまして、町としてはどういふことを皆様に協力すればいいのかということでお話をさせていただきましたが、徳永さんの話では、おっしゃられるように医師住宅の確保をお願いしたいと。自分のところも今1棟あるが、あとまたもっと欲しいという話でありました。そういうことで、これが本当に発足して、例えばひと月1回の中である人が最初の1週間、次の人が次の1週間としてうまくローテーションが組めるようになれば、本当に島のために大変助かるのではないかと思って、一緒に協力してまいりたいという気持ちでいるわけですが、今、確定できているところがどこまでなのかというのは、今後また確認をしながら話を進めていければありがたいなと思っているところです。そういう体制が整っていただけることをお願いしたいと思っているところです。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございます。やはり徳永さんにしても福祉法人を運営されている皆さん方の考えというのは、やはりすばらしいなと町長室でお話もお伺いいたしました。しかし、いろいろなやり方があると思うのですが、現在、与論に常駐されていない診療科について、徳洲会の病院にも定期的に派遣もいただいている、そういった兼ね合いも見ながら、先ほども原議員から出ましたいつまでも保徳戦争の云々かんぬんではないと僕は考えています。それこそ心の病じゃないかなと思うわけでございまして、どうかより与論の医療関係の財政も含めて、最小の予算で最大の効果というのが、行政の方向性でもありますので、全体的にまた考えて相談もしながら進めていければと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） この件につきましては、私もあまり整理されておられませんで、町民福祉課でいろいろ報告をいただいている中では、まず医師の報酬については診療報酬から出すと、それから医師の来島旅費については、県に要望していく予定であるということですが、私が後で聞いたのが間違いでなければあれなのですが、町がそこを運営した場合というイメージのときに旅費は出るような話だったかなと考えて、その辺がまだわからないのですが、というところです。

あと住宅については、こういったわからない点が私自身ありますので、整理してまた検討してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 本当に古川先生、パナウル診療所が、与論町の医療のために担ってきたことは本当に大きな貢献がございまして、特にまた他の診療所の場合は家庭に訪問されて、在宅訪問、在宅医療を担っていたところとございまして、与論病院とはまた違った形の働き方をされていたわけなのですが、そういった中で、できればやはり別のまた与論病院とは違ったそういうのができれば、本当にありがたいなと思うところです。保険診療につきましては、もうそれはやはり必要なものであれば保険診療の中から払う件については、やぶさかではないのかなとは思っているのですが、ただ確かに今総務企画課長からありましたとおり、情報がちょっと錯綜しまして、その町が運営しないと旅費が出ないといったような情報が、それが誤った情報かどうかははっきりしないのですが、そういったこともあって難色があった面もあるのですが、できれば町としては住宅の確保であったり、保険診療であったり、後方支援的な立場で支援していければと思っています。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） 住宅のことですが、この内容がまたいろいろな町民福祉課含め、またお金の財政のこともありますので、いろいろ検討しながらまたいい結果が出るように最大の効果が発揮できるように検討してまいりたいと思います。するのであれば、またいろいろな各関係機関を連携していかなければと思っていますので、そこにはまた水道を引かないといけないし、土地の問題もありますし、農業委員会とも連携しながら、町民福祉課、財政の総務企画課と連携しながら、最大の効果が発揮できるように進めていければと考えています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。まだ進行中ということですので、いろいろこれから問題点、いろいろ相談ごとが出てくると思います。是非また協力をいただきながら進めていってもらいたいなと僕も思っているところです。また、今度



那間保育所が閉園して、新しく発達障害支援センターもできるわけですので、やはりそういった近くに診療所もあるし、また関連のお医者さんも来ていただければ、非常に連携したい教育ができるのではないかという考えも持っています。

最後に、古川先生もこういうことだったら、徳島には帰るのですが、ひと月、ふた月、3カ月とやはり自分の患者もいると、自分を慕って来てくれる患者もいるので、そういうことだったら僕も協力しますと。1カ月に一遍、2カ月に一遍とかは、こういうことだったら来れるのではないかというありがたいお言葉もいただきました。それと栄誉町民の称号をいただいたわけなのですが、本人が言うのに、できれば私は健康大使の方がいいなということでおっしゃっていましたので、これもまたある住民からも「健康大使というのを古川先生に任命し、そして与論の医療福祉のために頑張ってもらえたらどうかね。」という話もありました。僕もその話には非常に感銘を受けまして、またそういう話を古川先生に伝えたら、古川先生も「僕は栄誉町民よりその健康大使の方がいいんだ。」と。是非その健康大使だったら「僕に似合っている。」ということでおっしゃいましたので、その方向も是非考えていただいて、お金のかかることでは、予算もいることではないですので、是非任命をしていただいて、これからの島の医療福祉のために本当に僕は働いてもらえと思っています。観光大使でお土産的に持って帰られる方は、いっぱいこれまで僕もたくさんの方を知っていますが、観光面に地元に戻られているいろいろ振興されていると思っ  
ていますが、そのようにさほど島に対しての影響はないのではないかと思います。そういう意味からしても、その健康大使を任命するというのは非常に意味があるのではないかと考えていますので、是非健康大使の方向に皆さんの協力をいただいて、是非任命をしていただいて、もっと島のために働いてもらう方向で頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで終わります。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、明けて3月16日本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時30分に繰り下げて開くことといたします。

皆様方、定刻までに御参集をお願いします。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後3時40分

# 令和3年第1回与論町議会定例会

第 3 日

令和3年3月16日

**令和3年第1回与論町議会定例会会議録**  
令和3年3月16日（火曜日）午後3時30分開議

1 議事日程（第3号）

開議の宣告

- 第1 議案第18号 令和3年度与論町一般会計予算
- 第2 議案第19号 令和3年度与論町国民健康保険特別会計予算
- 第3 議案第20号 令和3年度与論町と畜場特別会計予算
- 第4 議案第21号 令和3年度与論町農業集落排水事業特別会計予算
- 第5 議案第22号 令和3年度与論町介護保険特別会計予算
- 第6 議案第23号 令和3年度与論町後期高齢者医療特別会計予算
- 第7 議案第24号 令和3年度与論町水道事業会計予算
- 第8 議案第25号 与論高等学校卒業生新生活応援支援金支給条例
- 第9 議案第26号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第10 陳情第1号 「与論島からの急患搬送は、本人・家族の意思を尊重し、奄美ドクターヘリによる大島病院搬送と合わせ、沖縄ドクターヘリによる沖縄医療機関搬送を併用すること」について（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第11 議員派遣の件
- 第12 閉会中の継続審査・調査について  
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10人）

- |              |                |
|--------------|----------------|
| 1番 南 有 隆 君   | 2番 原 栄 徳 君     |
| 3番 林 敏 治 君   | 4番 林 隆 壽 君     |
| 5番 喜 山 康 三 君 | 6番 福 地 元 一 郎 君 |
| 7番 大 田 英 勝 君 | 8番 野 口 靖 夫 君   |
| 9番 沖 野 一 雄 君 | 10番 高 田 豊 繁 君  |

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長	山元宗君	副町長	久留満博君
教育長	町岡光弘君	総務企画課長	沖島範幸君
会計管理者兼会計課長	大角周治君	税務課長	武東真奈美君
町民福祉課長	田畑文成君	環境課長	白尾与志一君
農業委員会事務局長	久野泰司君	産業振興課長	山下哲博君
商工観光課長	松村靖志君	建設課長	町本和義君
教育委員会事務局長	田畑博徳君	教育委員会生涯学習課長	朝岡芳正君
水道課長	仁禮和男君	与論こども園長	富士川智恵美君
茶花こども園長	富千加代君	那間こども園長	龍野勝志君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長	川上嘉久君	書記	池田レミ君
------	-------	----	-------

開議 午後3時30分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第18号 令和3年度与論町一般会計予算

日程第2 議案第19号 令和3年度与論町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第20号 令和3年度与論町と畜場特別会計予算

日程第4 議案第21号 令和3年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

日程第5 議案第22号 令和3年度与論町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第23号 令和3年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

日程第7 議案第24号 令和3年度与論町水道事業会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第1、議案第18号「令和3年度与論町一般会計予算」から、日程第7、議案第24号「令和3年度与論町水道事業会計予算」までの7件を一括議題とします。

予算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりです。

お諮りします。予算審査特別委員長の報告は、会議規則第41条第3項の規定によって、省略することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は、省略することに決定しました。

これから、議案第18号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号、令和3年度与論町一般会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。議案第18号、令和3年度与論町一般会計予算は、委員会の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、議案第18号、令和3年度与論町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号、令和3年度与論町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第19号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、令和3年度与論町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号、令和3年度与論町と畜場特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第20号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、令和3年度与論町と畜場特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号、令和3年度与論町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第21号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、令和3年度与論町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号、令和3年度与論町介護保険特別会計予算を採決します。  
本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第22号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、令和3年度与論町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号、令和3年度与論町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第23号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、令和3年度与論町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、令和3年度与論町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第24号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、令和3年度与論町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

**日程第 8 議案第 2 5 号 与論高等学校卒業生新生活応援支援金支給条例**

○議長（高田豊繁君） 日程第 8、議案第 2 5 号「与論高等学校卒業生新生活応援支援金支給条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 2 5 号、与論高等学校卒業生新生活応援支援金支給条例の提案理由を申し上げます。

本条例は、与論高等学校を卒業する生徒を祝福するとともに、新たな生活を応援する支援金を支給するもので、次世代を担う子供たちの愛郷心を育み、将来、島に帰ってくる、こないにかかわらず、郷土のことを誇りにし、大切に思う心をもって、郷土に貢献する意欲を高めるため制定するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9 番、沖野一雄君。

○9 番（沖野一雄君） この条例の目的、趣旨、そういった考え方を今町長の説明をお聞きして、非常にすばらしいなというふうに、まず賛同を申し上げたいと思います。その上で 3 点お伺いしたいと思います。

1 点目、念のためですが、第 2 条で「令和 5 年度以降に与論高校を卒業する者」となっているのですが、令和 5 年度以降となりますと、施行は今年 4 月 1 日からの施行ですので、令和 4 年度、つまり令和 4 年 3 月卒業をする方を含むのですよね。それが 1 点目の確認。

2 つ目、規則で支援金の額を定めるということですが、現時点でいくらを予定していらっしゃるのかということ。また、どのようにその金額を決めていくのかということが 2 点目。

3 点目、この財源については、金額によってどのくらい必要になるかというのが決まってくるのですが、財源は完全な一般財源で対応するのか、あるいは例えば出産支援金みたいな過疎債のソフト事業を充てていくのか、その 3 点についてお尋ねをします。

○議長（高田豊繁君） 田畑教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑博徳君） まず、令和 5 年度からの支給に関する件なのですが、令和 3 年そして令和 4 年についての高校 2 年生で、修学旅行を計画しており



まして、その年度が終わる切れ目のいいところで、令和5年度からその与論高等学校卒業生新生活応援支援金を支給するというにしたいと思っています。

5万円については、与論―東京間の片道運賃が4万9890円ということで、全てが東京に行くわけではないのですが、そこを1つの根拠として考えています。

財源につきましては、こちらは一般財源という考え方なのですが、あとは総務企画課の方でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○9番（沖野一雄君） では、総務企画課長お願ひします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） この予算は、一応令和5年度に予算措置されるということですが、その過疎債とかがもし適用になるのであれば、できるだけ交付税とかの措置ができる過疎債を、また充当できたらということを考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今、両課長から説明がありましたように、できるだけ財源については、もちろん一般財源で措置することも大事ですが、やはり過疎債が活用できるのであれば、過疎債を是非活用していただきたいということ。その方が与論町の負担も少なくなりますし、場合によっては、今後様子を見ながら効果を見ながら、また金額を上げていくという方法も考えられますので、是非そのような積極的な政策を打ち出すという意味で、頑張っていただきたいなということで質問させていただきました。以上です。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第25号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号、与論高等学校卒業生新生活応援支援金支給条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、与論高等学校卒業生新生活応援支援金支給条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第9 議案第26号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例**

○議長（高田豊繁君） 日程第9、議案第26号「与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第26号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について、支給対象期間を令和3年3月31日へ改めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今町長から、この条例は、新型コロナウイルスに感染した場合に、恐らく熱が出たりあるいは病院に行ったりということで仕事を休んだ場合、その被用者に対して、被用者というのは要するに雇用者ですよ。誰かを雇っているような雇い主に対して、傷病手当金の支給ができるようにすると。その期間を改正するという意味なのかもしれませんが、いまいわかりにくいところがありますので、私たち議会に対して、わかりやすいように説明を求めたいと思います。具体的には、例えばどんな場合に誰に対して、具体的にいくら程度の傷病手当金を支給するという意味なのか。そのあたりをわかりやすく例を挙げながら説明していただければありがたいのですが。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） ただいまの御質問に対しまして、傷病手当金ということで、これは国民健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やけがの療養のため仕事を休んだ場合に、所得補償を行う制度でありまして、新型コロナ

ウイルス感染症に感染し、その療養などで働くことができない方も利用することができますということで、今回特に該当したのですが、これを令和3年3月31日までの間に療養された方に対してということで、その期間を3月31日に改めたものです。これが、業務災害以外の病気やけがの療養のために働くことができないことであつたり、また4日以上仕事を休んでいること、療養のために連続して3日間仕事を休んだ後、4日目以降の仕事を休んだ日について支給されます。また、支給を始めた日から最長1年6カ月までの間の分を支給できるということで、支給総額につきましては、ちょっと難しいのですが、直近12月間の標準報酬月額平均額の30分の1×3分の2×支給日数という形です。今回これまでにお一人の方だけが該当されまして、支給しています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） おおむね少しは理解できました。では、数字としてはちょっと難しいところもあるようですが、その令和3年3月31日といいますと、あと少しですよね。その具体的に傷病手当金の支給が想定されるような件数というのは、見込みができているのでしょうか。何件ぐらいこの3月いっぱいの中で出てくるのか。これまでということはないのでしょうか、この条例が発効することによって、何件ぐらい見込みを立てていらっしゃるのでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） これは、社会保険ではなくて国民健康保険に入っている方の中でお勤めされている方という形になりますので、対象者はかなり絞られてくるものと思っているのですが、もう少しあるのかなと思っていたところ、結局今のところお一人だけしか申請がなかったという状況ですが、一応、国の法改正で3月31日までということで引き延ばしはしているのですが、この方は、発症していませんので、恐らくないのではないかなと思われるのですが、もしまた今まで申請していなかったということでまた来られるのであれば、それも一応3月31日までには該当するという形で思っています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 以上です。わかりました。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第26号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 陳情第1号 「与論島からの急患搬送は、本人・家族の意思を尊重し、奄美ドクターヘリによる大島病院搬送と合わせ、沖縄ドクターヘリによる沖縄医療機関搬送を併用すること」について（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（高田豊繁君） 日程第10、陳情第1号「与論島からの急患搬送は、本人・家族の意思を尊重し、奄美ドクターヘリによる大島病院搬送と合わせ、沖縄ドクターヘリによる沖縄医療機関搬送を併用すること」についてを議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

4番。

○4番（林 隆壽君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました、陳情第1号「与論島からの急患搬送は、本人・家族の意思を尊重し、奄美ドクターヘリによる大島病院搬送と合わせ、沖縄ドクターヘリによる沖縄医療機関搬送を併用すること」についての審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月10日水曜日午前9時から全員出席のもと、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本陳情は、島外への急患搬送は、本人・家族の意思を尊重し、奄美ドクターヘリによる県立大島病院搬送とあわせて、沖縄ドクターヘリによる沖縄医療機関への搬送を併用することを求めるものです。

このことについては、これまでも町当局において令和元年9月に県（県立大島病

院院長) に対し、「ドクターヘリ搬送先決定における患者家族の意向反映に対する配慮のお願いに関する要望書」を提出し、当議会においては、令和2年1月に「ドクターヘリ利用による急患搬送先の決定に関する運用規定の見直し」について鹿児島県の担当職員と意見交換会を開催し、要望してきたところです。

現在、沖縄ドクターヘリ（浦添総合病院の救急医療用ヘリコプター）の運航範囲については、鹿児島県くらし保健福祉部長から沖縄県保健医療部長へ鹿児島県奄美南部（徳之島、沖永良部島及び与論島）を運航対象としていただくよう依頼して、沖縄県保健医療部長から鹿児島県奄美南部（徳之島、沖永良部島及び与論島）を運航対象とすることについて承諾をいただいて、沖縄医療機関への搬送も行える体制になっています。

しかしながら、実態は、奄美ドクターヘリによる県立大島病院への搬送が多いことから、多くの町民からは、近隣である沖縄医療機関への搬送を望む声が高まっており、奄美ドクターヘリと沖縄ドクターヘリを併用した搬送体制が現実のものとなるよう取り組むことが求められています。

よって、当委員会では、町民の急患搬送に対する不安軽減と、安心・安全な生活を確保する観点から、直接救急医療現場において搬送先の判断を下される医療関係者・消防関係者等への協力要請が必要であるとの結論に至り、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。これで総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、陳情第1号、「与論島からの急患搬送は、本人・家族の意思を尊重し、奄美ドクターヘリによる大島病院搬送と合わせ、沖縄ドクターヘリによる沖縄医療機関搬送を併用すること」について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第1号、「与論島からの急患搬送は、本人・家族の意思を尊重し、奄美ドクターヘリによる大島病院搬送と合わせ、沖縄ドクターヘリによる沖縄医療機関搬送を併用すること」について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は「採択」です。  
お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、「与論島からの急患搬送は、本人・家族の意思を尊重し、奄美ドクターヘリによる大島病院搬送と合わせ、沖縄ドクターヘリによる沖縄医療機関搬送を併用すること」については、採択することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第11 議員派遣の件

○議長（高田豊繁君） 日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第12 閉会中の継続審査・調査について

○議長（高田豊繁君） 日程第12、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回与論町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午後4時01分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 高田 豊 繁

与論町議会議員 原 栄 徳

与論町議会議員 福 地 元一郎